

愛知県図書館

開館30周年記念誌



愛知芸術文化センター 愛知県図書館

愛知県図書館

開館30周年記念誌



—— 開館 30 周年記念誌刊行に寄せて

愛知芸術文化センター愛知県図書館は、名古屋城を望む城郭内的一角に開館し、2021（令和3）年4月で30周年を迎えました。

これもひとえに県民の皆様、県内図書館、そして図書館事業の発展と充実に御尽力いただいております関係者の方々の温かい御支援と御協力の賜物と、心より深く感謝申し上げます。

本県が公共図書館事業に着手いたしましたのは、戦後間もない1948（昭和23）年のことでした。当時は県財政の厳しい時期でありましたことから、図書館としての建物を準備することができず、県内各地域への貸出文庫を中心としたサービスを行っておりました。

本格的な図書館事業は、1959（昭和34）年4月に、愛知県文化会館を構成する一部門として図書館を開設したことに始まります。以来、愛知県文化会館の図書館は、栄の「県図書」として県民の皆様に親しまれてまいりましたが、1980年代に入り、図書館や文化施設の一層の拡充と新たな役割が求められるようになりましたことから、新しい文化会館の在り方についての検討が始まり、新文化会館となる愛知芸術文化センターは、従来の栄地区と名古屋城郭内の名城地区とに分かれて建設されることになり、新図書館は独立施設として、名城地区に設置される運びとなりました。

開館以来、愛知芸術文化センターの一翼を担う図書館として「県民に開かれた図書館」、「資料情報センターとしての図書館」、「県内市町村立図書館へのバックアップを行う図書館」を基本理念として、幅広い資料の収集と質の高い情報提供により、県の文化芸術施策を推進する拠点の一つとして歩んでまいりました。

一方、近年の情報通信技術（ICT）の急速な進展は目覚ましいものがあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響など、図書館を取り巻く環境は、大きく変化をしており、図書館の果たすべき役割も改めて問われています。愛知県図書館は、これまで積み重ねてきた地域の拠点図書館としての役割を今後もしっかりと果たしていくとともに、こうした新しい社会環境の変化に柔軟に対応していくかなければなりません。

30年かけて築きあげてきた県民の皆様や県内図書館、関係者からの信頼に応え、県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点を目指して、職員一同力を尽くしてまいりたいと存じます。

今後とも、皆様の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月

愛知芸術文化センター愛知県図書館長

平松哉人

目次

第I部 本文編	1
前史	2
1 愛知県立図書館の貸出文庫・移動図書館	2
2 愛知県文化会館図書部（愛知図書館）	2
第1 建設準備から開館	4
1 建設準備	4
(1) 新文化会館（仮称）基本構想	4
(2) 新文化会館建設基本計画	4
(3) 新図書館と法制度	5
2 建設から開館まで	5
(1) 新図書館の建設	5
(2) 愛知芸術文化センター条例の制定と開館	6
(3) 開館式	6
第2 敷地と施設・設備	7
1 敷地	7
2 施設・設備	7
(1) 施設・設備の概要	7
(2) 図書館電算システム等	8
図書館電算システム	8
資料搬送システム・AVシステム	9
(3) 施設・設備の管理	10
第3 図書館の組織と会議の開催	11
1 図書館の組織	11
(1) 概要	11
(2) 変遷	11
2 会議の開催	12
(1) 愛知芸術文化センター愛知県図書館協議会	12
(2) 愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会	12
第4 関係機関・関係団体	14
1 関係機関	14
(1) 愛知芸術文化センター	14
愛知県美術館	14
愛知県芸術劇場	14
愛知県文化情報センター	14
(2) 所管の機関	15
(3) 愛知県教育委員会	15
2 関係団体	16
(1) 愛知図書館協会	16
(2) 愛知県公立図書館長協議会	16
(3) その他の関係団体	17
日本図書館協会	17
全国公共図書館協議会	17
東海北陸地区公共図書館協議会	17
東海地区図書館協議会	17
産業関係公共図書館協議会・専門図書館協議会中部地区協議会	18
第5 図書館運営の方針	19
(1) 開館当初の運営の方針	19
(2) 県図書館のあり方に関する検討を踏まえた運営の方針	19
(3) 「愛知県図書館の基本的な運営方針」	19
第6 図書館資料の収集・整備	21
1 資料収集の方針	21
(1) 新図書館開館へ向けての資料の収集	21

建設基本計画における資料の収集・整備の方針	21
開館に向けた資料の収集計画と整備	21
(2) 開館後の資料の収集と整備	22
「愛知県図書館資料収集方針」の策定	22
図書の収集と整理の事務	22
(3) 資料費の減少と収集方針の改正	22
(4) 県図書館の役割の見直しと収集方針の改正	22
2 資料費と蔵書の推移	23
3 資料の整理	24
4 特色のある資料の収集と整備の状況	24
(1) 国連寄託図書館等の国際資料	24
(2) 特許資料等の科学技術関係資料	25
(3) 地域資料	26
(4) 新聞・雑誌	26
(5) A V資料	27
(6) マイクロ資料（マイクロフィルム・マイクロフィッシュ）	27
(7) 視覚障害者資料	28
(8) 児童図書	28
(9) 電子資料	29
パッケージ系電子資料（CD-ROM等）	29
商用データベース	29
(10) 貴重図書	29
第7 図書館サービスの展開	31
1 来館者サービスの展開と入館者の動向	31
(1) 来館者サービスの展開	31
開館と同時に始まった新しいサービス	31
サービス体制の見直し	31
環境の変化と新たなサービスの取組	31
近年の新しい取組	32
(2) 入館者の動向	32
2 各サービス	34
(1) 児童図書室のサービス	34
(2) A V室のサービス	35
(3) 視覚障害者資料室のサービス	36
(4) 各コーナーのサービス	37
地域資料	37
ビジネス情報コーナー	38
ティーンズコーナー	38
多文化サービスコーナー	39
東三河コーナー	39
観光情報コーナー	40
3 情報提供サービス	40
(1) レファレンス	40
(2) 調べ方ガイド（パスファインダー）	41
(3) インターネット上の情報・電子資料の提供	41
インターネット情報提供サービス	41
CD-ROM閲覧用パソコンの設置	42
国立国会図書館のデジタル情報源の提供サービス	42
4 遠隔地返却制度	42
5 インターネットを利用したサービス	43
(1) Web サイトとO P A C	43
(2) 県内図書館横断検索システム	44
横断検索システム「愛蔵くん」	44

愛知県内図書館雑誌・新聞総合目録.....	45
(3) デジタルアーカイブ	45
絵図の世界.....	45
絵はがきコレクション.....	46
貴重和本デジタルライブラリー.....	46
画像コレクション.....	47
第8 企画展示とPR活動.....	48
1 企画展示	48
(1) 開館当初の企画展示.....	48
(2) 企画展示の方針の変更	48
(3) サービス体制の変更に伴う企画展示の変化.....	48
(4) Yotteko の開設に伴う新しい企画展示の取組.....	48
2 PR活動	49
(1) 広報.....	49
(2) 刊行物.....	49
事業年報.....	49
館報	50
(3) 広聴.....	51
来館者アンケート.....	51
県政世論調査.....	51
第9 市町村立図書館等へのサービス.....	52
1 資料提供に関わる支援	52
(1) 協力貸出.....	52
(2) 移動図書館と貸出文庫.....	52
移動図書館.....	52
貸出文庫	53
(3) 相互貸借の支援.....	54
県内図書館の相互貸借網の形成.....	54
東海・北陸地区への拡大.....	54
大学図書館との相互貸借.....	54
(4) あいちラストワン・プロジェクト	55
(5) AICHI. L Lネット	55
2 図書館の運営に関わる支援	56
(1) 研修・研究集会の開催	56
(2) 職員の派遣	57
3 県立学校等への支援	57
(1) 協力貸出による支援	57
(2) その他の支援	58
県民の期待に応える「知の交流拠点」を目指して	59
開館 30 周年記念事業.....	59
県民の期待に応える「知の交流拠点」を目指して	59
第II部 資料編.....	61
資料1 歴代館長一覧	62
資料2 関係例規類	63
1 例規	63
2 収集方針・利用規程等	67
(参考) 旧条例	76
資料3 統計	78
1 経費	78
(1) 建設事業経費一覧 (1986～1990 年度)	78
(2) 図書館運営費推移 (1991～2020 年度)	79
2 所蔵	79
(1) 図書等・その他の紙資料 (1991～2020 年度)	79

(2) 紙以外の資料（1991～2020 年度）	80
(3) 紙以外の資料②：視覚障害者用録音資料（1991～2020 年度）	81
(4) 逐次刊行物受入数（継続分）推移（1992～2021 年度）	81
3 利用	82
(1) 入館者数・新規登録者数・個人館外貸出数（1991～2020 年度）	82
(2) 年度別・分類別図書個人館外貸出冊数（1991～2020 年度）	82
(3) 書庫資料利用状況推移（1991～2020 年度）	83
(4) A V 資料（A V 室内）利用状況推移（1991～2012 年度）	83
(5) レファレンス受付件数推移（1991～2020 年度）	84
(6) 遠隔地返却制度の利用状況推移（2012～2020 年度）	84
4 市町村立図書館等への支援	85
(1) 協力貸出数（1991～2020 年度）	85
(2) 移動図書館（地域巡回）地域別図書貸出状況推移（1991～1999 年度）	85
(3) 貸出文庫利用状況推移（2002～2020 年度）	85
(4) 当館経由の相互貸借数（2001～2020 年度）	86
(参考) 県内公共図書館数推移（1991～2020 年度）	86
5 全国都道府県立図書館 蔵書冊数・職員数等調（2021 年 4 月 1 日）	87
資料 4 年表	88
資料 5 開館 30 周年記念事業一覧	105
(参考文献)	106
(索引)	108
(挿図等一覧)	113
挿図一覧	113
県図書キャラクター図鑑一覧	113

- ・ この記念誌は、愛知芸術文化センター愛知県図書館開館 30 周年を記念して作成したものである。
- ・ 記念誌は、愛知県図書館の沿革や活動内容について述べた本文編と、統計や年表などの資料編の 2 編で構成している。
- ・ 記述は 1991（平成 3）年 4 月から 2021（令和 3）年 3 月までの 30 年間を中心しているが、前後の時期についても必要な事項については言及・記載した。

第Ⅰ部 本文編



図 1 新図書館オープンの予告
(「広報あいち」1991. 3. 17)

前史

本県は明治の文明開化期に書籍館の開設を試み、その後も国の教育行政の一環として、県内の公私立図書館の設置及び廃止に関する事務や公立図書館職員の人事、図書館関係者への研修を実施するなど図書館事業に関わってきたが、独自の公共図書館設置に着手するのは、第二次世界大戦後まもない時期のことである。

1 愛知県立図書館の貸出文庫・移動図書館

1948（昭和 23）年 3 月、中央図書館設置費 200 万円の予算が愛知県議会で可決され、愛知県立中央図書館の開設準備が始まった。しかし、終戦直後の厳しい県財政事情が図書館舎の建設を許さなかったことから、同館は、貸出文庫を中心とした館舎なき「動く図書館」としてスタートすることとなった。県教育部社会教育課で 8 月から図書の整理事務に着手し、11 月の愛知県教育委員会の発足と同時に、第 1 回目の貸出文庫の交換貸与が県内 5 地区 50 団体に対して始められた。

1950（昭和 25）年 12 月には、同年 4 月に制定・公布された「図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）」に基づき、同館に関して「愛知県立図書館設置に関する条例（昭和 25 年愛知県条例第 47 号）」が制定・公布された。なおこの年、県内の図書館関係者が結集し、愛知図書館協会が発足するが、その事務局が同館に置かれた。



図 2 移動図書館「白鳥号」による巡回（知多郡岡田町）（「社会と教育」54 号（1951. 7））

1951（昭和 26）年から同館は、貸出文庫に加え、社会教育宣伝車「白鳥号」（はくちょうごう）を使用した移動図書館の巡回を開始した。この移動図書館の最初の試みは同年 5 月末から 6 月初めにかけて実施された。同館の移動図書館は、文化施設に乏しかった地域の方に好評をもって迎えられた。

移動図書館が県内各地で好評を得るとともに、貸出文庫の利用も少なくなってきたことから、1956（昭和 31）年 4 月には貸出文庫を中止し、以後、同館は移動図書館を中心とした活動に取り組むこととなった。

1959（昭和 34）年に愛知県文化会館の図書館が開館した後も同館は活動を続けたが、1964（昭和 39）年 3 月、愛知県立図書館設置に関する条例に代わって同館の設置根拠となっていた「愛知県営造物条例（昭和 28 年愛知県条例第 9 号）」が廃止されることとなり、同館は 3 月いっぱいをもって廃止された。移動図書館は、その後も引き続き愛知県教育委員会の事務事業として続けられたが、1991（平成 3）年 4 月、愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下、当館と略記）の開館に伴い、愛知県教育委員会から当館に移管された。

2 愛知県文化会館図書部（愛知図書館）

1952（昭和 27）年 4 月、サンフランシスコ講和条約の発効により、わが国が再び独立を回復したことを記念して、本県は県民の生活文化の向上と中部地区の文化振興を担う文化施設の建設を企図し、講和記念事業文化施設基本計画樹立委員会を開催した。委員会では、新しく建設される文化施設は図書館、美術館、教養施設が一体化した独自の文化センターでなければならないとされた。その後県庁関係各課や有識者の専門委員会で協議・検討が続けられ、この文化センターに設置される図書館は、県立中央図書館として専門図書、一般図書及び各種の視聴覚資料（以下、A V 資料と略記）を所蔵し、県民の調査

研究、閲覧及び読書相談に応じるとともに、自動車による巡回文庫、貸出文庫等により、全県民にサービスを提供するものとされた。

この年の5月、定例愛知県議会に、文化センター建設事業費を含む昭和27年度愛知県歳入歳出追加更正予算案が提出された。愛知県議会ではその建設をめぐって活発な審議がなされたが、最終的に原案は可決され、名古屋の都心・栄公園の一角で愛知県文化会館（以下、文化会館と略記）の建設が始まった。

1955（昭和30）年1月に美術館が竣工し、1958（昭和33）年5月には講堂が完成した。図書館については、1958年3月、愛知県議会で建設費が可決され、翌4月に総務部学事課が図書館建設事務局を所掌することとなった。図書館の建設は、美術館、講堂の建設に続く第三期工事として7月に開始された。

この間の1957（昭和32）年12月には、図書館建設について検討するために専門委員会が設けられた。新図書館は、県立図書館として広く県民にサービスするもので、特に名古屋市内には市立図書館が2館あったことから、これらの図書館との差別化を図ることが望まれた。また、本県の産業経済上の特徴に配慮した資料収集と提供を行うこと、行政資料や郷土資料の収集整理に努め、研究調査者の利用に供することが協議された。

1959（昭和34）年3月、図書館が竣工し、翌4月には文化会館に図書部が設けられ、図書館（愛知図書館）が開館した。

1階には開架閲覧室、2階には目録室及び参考図書閲覧室が、3階には本県を中心とする郷土資料及び地方行政資料を提供する郷土資料閲覧室（郷土室）と、産業経済資料及び企業に関する資料等を提供する産業資料閲覧室（産業室）が設けられた。

1964（昭和39）年3月には、前年の地方自治法の改正に伴い関係条例が整理され、「愛知県文化会館条例（昭和39年愛知県条例第15号）」が新たに制定・公布された。

開館当初の蔵書冊数は、開館に備えて購入されたもののほか、県文書課、愛知県教育委員会所管の愛知県立図書館、愛知県教育振興会から移管されたもの、個人有志から寄贈されたものなど合わせて46,443冊であった。

その後、愛知図書館では蔵書の充実を図るとともに、特色ある資料の収集、コレクションの形成にも努めていった。1960（昭和35）年には、特許庁から工業所有権公報地方閲覧所（特許公報類地方閲覧所）の指定を受け内外の特許資料の充実を図り、また翌年には、国際連合教育科学文化機関（UNESCO、ユネスコ）の寄託図書館（ユネスコ寄託図書館）としての指定を受け、ユネスコ本部から資料の寄託を受けるようになった。1967（昭和42）年には、名古屋アメリカ文化センター（ACC）の閉館に伴い、アメリカ文化センターの前身であるCIE図書館時代の蔵書を含む図書等が愛知図書館に移管された。

図書46,443冊、雑誌267種で開館した愛知図書館（以下、旧図書館と略記）は、25年後の1984（昭和59）年度には、図書374,807冊、雑誌2,287種を数えるまでに成長した。



図3 愛知図書館

第1 建設準備から開館

1 建設準備

(1) 新文化会館（仮称）基本構想

1950年代から本県の芸術文化の拠点として貢献してきた文化会館も、1980年代後半になると、社会情勢や価値観の変貌により、より一層の拡充と新たな役割が求められるようになった。そこで本県は、1983（昭和58）年7月に新文化会館（仮称）構想懇談会を設置し、県民の芸術・文化ニーズに応えていく中核施設としての新しい文化会館のあり方について検討を開始した。

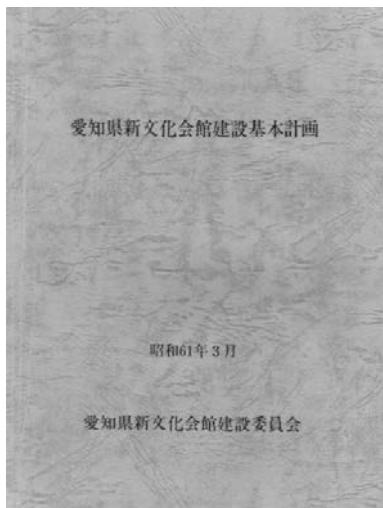
1985（昭和60）年3月、一年間にわたる検討の結果、「愛知県新文化会館（仮称）基本構想」（以下、基本構想と略記）が提言された。基本構想では、新文化会館における新図書館の目的、機能、性格等について、

- ① 図書館に対する社会の要求に対応するため、県の中央図書館にふさわしい機能、図書資料、施設能力を備えた図書館とする。
- ② 市町村図書館をバックアップする機能を拡充するとともに、国会図書館・各種専門図書館等との連係システムを整備する。
- ③ 利用者の立場に立ったサービスの向上を図る。特に、コンピューター等の導入により図書情報入手の広域化、迅速化などを図る。

という三つの基本的な考えが示された。

(2) 新文化会館建設基本計画

基本構想に基づいて、1985（昭和60）年4月、新文化会館建設事務局が設置され、同年7月には「愛知県新文化会館建設委員会」が設置された。



建設委員会においては、総合調整部会、美術館部会、ホール部会及び図書館部会の四つの部会と建築計画研究会とが設置され、それぞれの部門ごとに検討が行われた。

1986（昭和61）年3月、建設委員会により、「愛知県新文化会館建設基本計画」（以下、建設基本計画と略記）が提言された。建設基本計画の中で示された、新図書館の基本的性格は次のとおりである。

- ① 県民に開かれた図書館
- ② 資料情報センターとしての図書館
- ③ 県内の市町村立図書館へのバックアップを行う図書館
- ④ 新文化会館の一翼を担う図書館

図4 「愛知県新文化会館基本建設計画」(1986.3)

また、新図書館は、県民の資料・情報に対する高度化、多様化するニーズに的確に応え、できるだけ資料・情報の収集、整理、保存に努め、さまざまな方法により県民に提供していくものとされた。そのため、新図書館は資料情報センター機能、参考調査センター機能、図書館等相互協力センター機能、資料保存センター機能、補完サービスセンター機能及び地域文化センター機能を有することとされた。

図書館サービスの基本方針では、その対象を幼児から高齢者の方までとし、身体の不自由な方にも充実したサービスが提供できるように配慮するとされ、全ての県民に等しくサービスを提供することが示された。

サービスの内容としては、閲覧、貸出、レファレンスサービスの充実・強化を図り、利用者が資料を自由に閲覧できる開架閲覧方式を積極的に採り入れ、主題に精通した職員を配置し、資料の閲覧、貸出、レファレンス等に一元的に対応する主題別部門制を導入することとした。

県内市町村立図書館への支援としては、資料の貸出等による援助、レファレンスへの援助、職員への研修援助、配本車の巡回などを行い、図書館未設置市町村の県民に対しては、直接間接を問わず、資料・情報の提供が可能となるシステムの整備に努めることとした。

資料計画では、収集対象資料として、幼児を対象とした資料から学術専門資料まで図書資料を中心に幅広く収集するとし、収集範囲としては、国内で発行された図書資料については、可能な限り幅広く収集するとした。また、重点収集資料として、地域資料、科学技術関係資料及び個性ある特定テーマ資料の3つの分野があげられた。

(3) 新図書館と法制度

図書館、美術館にはそれぞれ「図書館法」、「博物館法（昭和26年法律第285号）」が制定されている。建設基本計画では、新図書館に関係法制度を適用するかどうかについては今後の十分な検討が必要であるとされる一方、法令の適用いかんに関わらず、その理念を踏まえた施設を目指すことが重要であるとされた。

その後、1988（昭和63）年2月の定例愛知県議会において、新図書館については図書館法の適用を受けなくてもマイナスはなく、総合文化施設の中の図書館として発展を図っていきたい旨、知事答弁がなされた。

2 建設から開館まで

(1) 新図書館の建設

建設基本計画において、新文化会館は、従来の栄地区と名古屋城郭内の名城地区とに分かれて建設されることになり、新図書館は独立施設として名城地区に建設されることになった。

1986（昭和61）年8月、本県は、「新文化会館（仮称）建設競技（名城地区一図書館）募集要項」を発表し、公開設計競技を開始した。本県に関わりのある設計者69名からの応募があり、1987（昭和62）年3月、最優秀作品に、日建設計名古屋事務所長・坂田義雄氏の作品が選ばれた。

同年9月には坂田氏の設計に基づいて基本設計が、翌年6月に実施設計が完了した。新図書館の建設は、1989（平成元）年1月19日の起工式により着工されたが、工事に先立って、

愛知県教育委員会の委託を受けた愛知県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘調査が行われた。新図書館の敷地は、名古屋城三の丸の西南隅にあたり、江戸時代には、尾張藩の重臣の武家屋敷が建ち並んでいた場所にあたる。発掘調査の結果、この土地は、弥生時代中期から近世まで各期にわたる遺構が豊富でその残存状況が極めて良好であり、整理用コンテナ1,000箱にも及ぶ遺物が出土したことなどが



図5 建設工事中の当館

ら、名古屋市内屈指の埋蔵文化財包蔵地であることがわかった。

新図書館の建設と並行して、図書館電算システムの開発が進められ、1987（昭和 62）年度から旧蔵書の書誌データの遡及入力を開始した。また、新図書館のための資料の収集・整理が行われ、約 20 万冊の資料が新たに補充された。

1990（平成 2）年 10 月 31 日には新図書館が竣工し、旧図書館から新図書館への移転作業が 11 月から始まった。それに伴い、文化会館の旧図書館は順次業務を縮小していく、1991（平成 3）年 3 月 16 日に閉館した。

（2）愛知芸術センター条例の制定と開館

これまで新文化会館と仮称で呼ばれてきたが、新図書館の開館に向けて、施設全体の名称と各施設の個別名称を定めることになった。専門家や建設委員会委員等による検討の結果、全体名称は愛知芸術文化センター、新図書館の個別名称は愛知県図書館に決まった。

1991（平成 3）年 3 月 22 日、「愛知芸術センター条例（平成 3 年愛知県条例第 2 号）」が公布、4 月 1 日から施行され、愛知芸術文化センターが正式に発足した。4 月 19 日には「愛知芸術センター愛知県図書館規則（平成 3 年愛知県規則第 41 号）」が公布され、翌 20 日から県民へのサービスを開始した。

（3）開館式

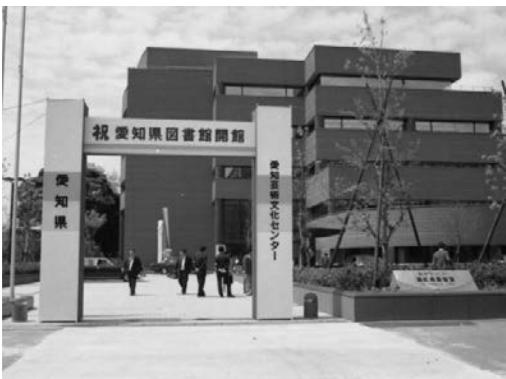


図 6 開館式当日の当館

1991（平成 3）年 4 月 19 日、建設に際して多くの協力と尽力をいただいたことに謝意を表すとともに、当館の今後の活動への理解と協力を得るため、県民の代表と図書館関係者を招いて、5 階大会議室を会場に開館式を挙行した。

当日は、午前 9 時 40 分から寄贈美術品の除幕式及び正面玄関でのテープカットが行われ、午前 10 時 30 分から知事の挨拶で開館式が始まった。開館式終了後には、1 階検索コーナーにおいて、図書館電算システムの稼働式が行われた。また、開館記念事業の一環として、5 階ロビーで翌日からの一般公開に先がけて「名古屋城三の丸遺跡出土品展」が参加者に披露された。

第2 敷地と施設・設備

1 敷地

当館は、名古屋市中区三の丸一丁目の敷地面積約 10,120 m²の土地に建設された。敷地は地下鉄鶴舞線丸の内駅から北に約 300m の名古屋城郭内的一角に位置し、南側にある外堀通には市バスの路線が通っている。かつては武家屋敷が立ち並んでいた場所であり、敷地内には、江戸時代中期の俳人として知られる横井也有（1702～1783 年）と、江戸時代後期の農民指導者として有名な大原幽学（1797～1858 年）の出生地を示す案内板が立てられている。

明治時代には名古屋城内は陸軍の所管となり、三の丸一帯には軍の施設が建てられていた。第二次世界大戦後にはアメリカ占領軍の用に供されていたが、その後 1958（昭和 33）年に、現在の図書館敷地内にアメリカ領事館が建設された。領事館は 1970（昭和 45）年に閉鎖されたが、当館が建設される直前まで旧領事館の建物が残っていた。



図 7 現在の図書館敷地にあたる場所（北東側から撮影。右奥に旧アメリカ領事館の建物が残っている。）

2 施設・設備

（1）施設・設備の概要

建物 当館は地上 5 階、地下 2 階の建物で、建築面積は 3,516.15 m²、延床面積は 19,604.39 m² の広さを有する。構造は鉄骨鉄筋コンクリート造である。外壁は大型打込タイルで、壁面を雁行させることにより、圧迫感をやわらげ、重厚さと気品をもたらすと共に、周囲の環境との調和に配慮したデザインになっている。優れた建築物として、中部建築賞（1991 年度）、名古屋市都市景観賞（1991 年度）、愛知県快適空間賞（1992 年度）、日本図書館協会建築賞（1993 年度）、愛知まちなみ建築賞（1994 年度）、公共建築賞（1995 年度）を受賞している。蔵書の収藏能力は約 1,600,000 冊で、開架に約 350,000 冊、閉架に約 1,250,000 冊収藏することができる。

館内 正面玄関の手前の壁面には返却ポストが設けてあり、閉館時にも本を返却することができる。玄関を入れると、左手にはロッカー室、正面には資料の無断持ち出しを防止するためブックディテクションシステム（BDS）装置が設置してある。

BDS 装置を通り抜け館内に入ると、2 階まで吹き抜けのエントランスホールが広がっている。開館当初は、くつろぎながら新聞や雑誌を読むことができるブラウジングコーナ



図 8 建物外観（竣工後）



図 9 1階エントランス（竣工後）

一とその一角に喫茶コーナーが設けられていた。その後、喫茶コーナーは営業を停止し、ブラウジングコーナーも撤去され、ソファー席として利用されていたが、2018（平成30）年3月にグループ学習席や展示架がある「Yotteko（ヨッテコ）」として改装された。

1階には当館の総合的な案内や資料の貸出・返却、利用登録を行うカウンターのほか、児童図書室、AV室（かつては「AV・マイクロ室」）及びAVホール、視覚障害者資料室が配置されている。

各階は、北側中央にカウンターを配置し、利用者が利用しやすいフロア構成となっている。1階から4階では資料を主題（テーマ）別に配架し、利用者が直接図書等を手に取って利用することができる「主題別開架閲覧方式」を採用した。それぞれの主題に関わるレファレンスや読書相談は、各主題部門で行うこととしている。なお2004（平成16）年度末から全館的にサービス体制が大きく変わるまでは、2階から4階のカウンターにおいても図書等の貸出・返却を行っていた。

各階の書架は、多くの方や車椅子の方の利用を考慮し、ゆったりとしたスペースを持った配置としている。また、窓際に沿って一人用の閲覧席（キャレル）を配置するとともに、くつろいで読書ができるようソファーを置いている。

5階には定員（座席のみ）200人を収容できる大会議室があり、図書館関係者・県機関の研修や会議などの会場に供するほか、当館が実施する講演会やワークショップなどのイベントの会場としても利用



図 10 地階貴重書庫

している。このほか、定員（教室形式）30人の中会議室が1室と小会議室・研修室がそれぞれ2室ずつある。また、レストランと飲食も可能な自販機コーナーがある。

地下部分には、事務室などのほか、地下1階、2階それぞれ2層、計4層からなる書庫がある。書庫には、資料の収藏能力を高めるため、積層式書架と電動集密書架が設置され、照明は、保存資料への影響を考慮して、職員の入庫を感じた場合に自動的に点灯する方式を導入している。さらに、地下1階には貴重図書を収める貴重書庫があり、愛知県指定有形文化財「元禄14年尾張国絵図」「元禄14年三河国絵図」等貴重な資料を保存している。

（2）図書館電算システム等

図書館電算システム

当館では、情報通信技術（ICT）を活用して効率よく図書館業務を進めることができるよう図書館電算システムを導入した。

1986（昭和61）年12月、図書館電算システム開発業者としてプロポーザルにより富士通株式会社を選定し、基本設計、詳細設計、プログラム開発を経て、開館前の1990（平成2）年1月から電算機の借り上げを開始した。

図書館電算システムは、160万冊の資料に対応可能な図書館トータルシステムで、処理業務は大きく三つの部分からなる。まず、資料の検索や利用者登録、貸出・返却等の図書館サービスシステムである。二つめは、資料の収集・整理、蔵書点検、資料の所在管理、除籍管理等の業務処理である。そして三つめは、資料の所蔵状況・利用の状況等の統計作成、マーク（MARC、機械可読目録。書誌データをコンピュータで利用できるよう記録したもの。）管理等の運用管理システムである。

機器は、メインフレームと、業務用及び利用者用ワークステーション53台で構成され、メインフレームのスペックは、主記憶装置の容量が32MBのところに増設記憶装置32MBが付加されて計64MB、

補助記憶装置の容量が半導体ディスク 512MB、磁気ディスク 27.5GB というものであった。

当館の図書館電算システムは、その後、ICTの進展や利用者のニーズに対応して、以下のように数年ごとにシステムの更新を実施してきている。

1999（平成 11）年 10 月 第二期図書館電算システム運用開始

- ・ 富士通の公共図書館用パッケージ「iLiswing」を採用
- ・ メインフレームを維持しつつ、クライアントサーバ型のシステムを導入
- ・ 端末機のOSをWindowsに変更
- ・ LAN回線を敷設
- ・ 利用者端末機にディスプレイタッチ方式を採用した端末機を導入

2007（平成 19）年 3 月 第三期図書館電算システム運用開始

- ・ システムの運用委託を取りやめ、職員による運用を開始
- ・ 完全なクライアントサーバ型のシステムへ移行
- ・ 検索のレスポンス向上
- ・ 図書の書誌データタイプの変更により、書誌データ修正の省力化

2014（平成 26）年 3 月 第四期図書館電算システム運用開始

- ・ クラウド型のシステムである富士通の「iLisfiera」を採用
- ・ Web サイトに運用支援サービス「Ufinity for public」を採用し、スマートフォンに対応したページを用意
- ・ 「My ライブラリ」の機能を充実させ、貸出期間延長機能、新着資料お知らせサービス（SDI）、「My 本棚」の機能を追加

2020（令和 2）年 1 月 第五期図書館電算システム運用開始

- ・ セキュリティを考慮したデータベースの二重化
- ・ スマートフォン専用ページの提供
- ・ Web サイトへのQRコードの配置

2016 年度には遠隔地返却制度の運用に、また 2020 年度には電子書籍サービスの利用に対応するため図書館電算システムのプログラムの一部改修を実施した。

資料搬送システム・AVシステム

資料搬送システム 当館ではコンピュータ制御の資料搬送システムを導入している。システムは水平・垂直搬送装置を利用して、資料の入った専用ボックス（BOX型のコンテナ）を目的場所まで搬送する。各ボックスには専用番号が設定してあるので、コンピュータが各々のポイントにおいて行先判断を瞬時に行っている。書庫内および各階カウンター後方には、昇降装置と操作盤を組み合わせた搬送ステーションを設け、書庫・書庫事務室、さらに各階相互の搬送が可能くなっている。

2005（平成 17）年 4 月からは、自然落下式シャーターを、書庫事務室と各階カウンターに新設した。これは、資料請求票を入れたカプセルを各階から書庫事務室



図 11 資料搬送システム（書庫事務室）

に直接落下させるものである。従来は専用ボックスで資料請求票を送っていたので、約4分から5分の時間を要したが、シーターによりほとんど瞬時に送ることができるようになった。また、地下2階上層の書庫に資料搬送ステーションを増設した。従来、地下2階上層書庫の資料を各階に送るために、他の書庫のフロアのステーションを利用していたが、これにより直接送ることができるようになった。



図 12 AVシステムで制御されたブース (AV・マイクロ室)

AVシステム AV資料については、音楽CDやカセットテープ、ビデオテープなどの各資料を、AV・マイクロ室内のリスニングコーナーやAVブース、児童図書室で視聴できるAVシステムを導入した。

開館から10年を経た頃から、AV資料の媒体が変化とともに、AVシステムも老朽化し故障がしばしば発生するようになってきたことから、資料の貸出を中心とする運用に切り替えることとし、2013（平成25）年2月をもってAVシステムによる館内視聴を終了した。

(3) 施設・設備の管理

当館は、図書館の運営企画、市町村立図書館との連携・支援、レファレンス業務など専門性・一体性・継続性を要する業務については、1996（平成8）年度からAV・マイクロ室のカウンター業務を外部委託したのを除いて、開館以来直営方式を継続してきた。一方、施設と設備の管理業務については、2012（平成24）年度までは電話交換、警備、清掃など業務ごとに外部委託していた。



図 13 来館者用駐車場

2011（平成23）年12月に公表された本県の「行政大綱に係る重点改革プログラム」において、それまで個別に外部委託していた施設管理業務（清掃、施設運転管理等）を対象に、指定管理者制度を導入する旨が明記された。当館においても施設管理をより効率的で効果的なものとするために、当該業務を対象に、2013（平成25）年度から指定管理者制度を導入することとした。

指定管理業務の内容は、植栽剪定業務、施設の保守点検、清掃、警備等の委託業務と、駐車場に関する業務、光熱水費に関わる業務および修繕業務である。指定管理の期間は2013（平成25）年4月からの5年間が第1期で、現在は2018（平成30）年4月から2023（令和5）年3月までの第2期である。

第3 図書館の組織と会議の開催

1 図書館の組織

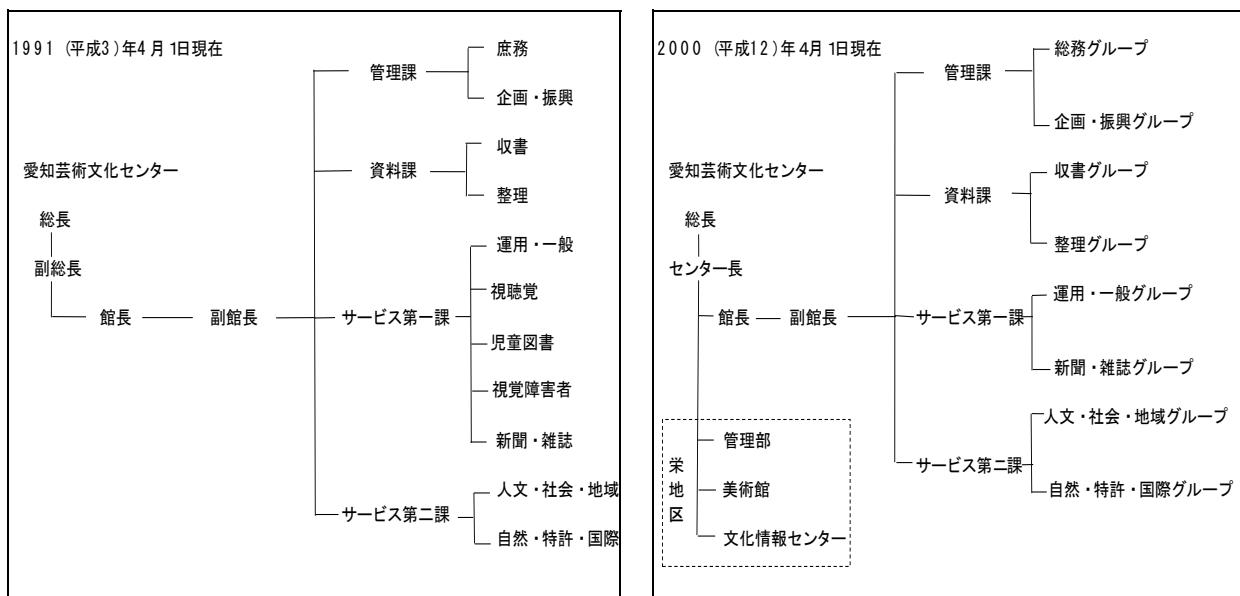
(1) 概要

2021（令和3）年4月現在、当館職員は、図書館長以下司書職員34名を含む職員40名、再任用職員1名、一般職非常勤職員31名及び任期付短時間勤務職員1名の計73名で構成されており、職員の人事及び福利厚生、図書館に属する事務の企画、統計、調査及び広報等を担う総務課、図書等の収集・整理、他図書館との協力業務を担当する資料支援課、図書等の保存・提供などサービス全般を担うサービス課の3つの課に分かれて、図書館の運営にあたっている。

2013（平成25）年度からは、当館の施設管理について、より効率的で効果的なものとするために指定管理者制度を導入しており、当館の職員が図書館の本来業務に一層重点的に取り組むことができるようになった。

(2) 変遷

開館当初は、4課体制をとっており、庶務及び企画・振興を担う管理課、資料の収集及び整理を担う資料課、運用・一般、視聴覚、児童図書、視覚障害者及び新聞・雑誌の5担当のサービス第一課、人文・社会・地域及び自然・特許・国際の2担当のサービス第二課に分かれていた。



職員数：事務職員67名（うち司書45名）、技術職員3名、嘱託員9名

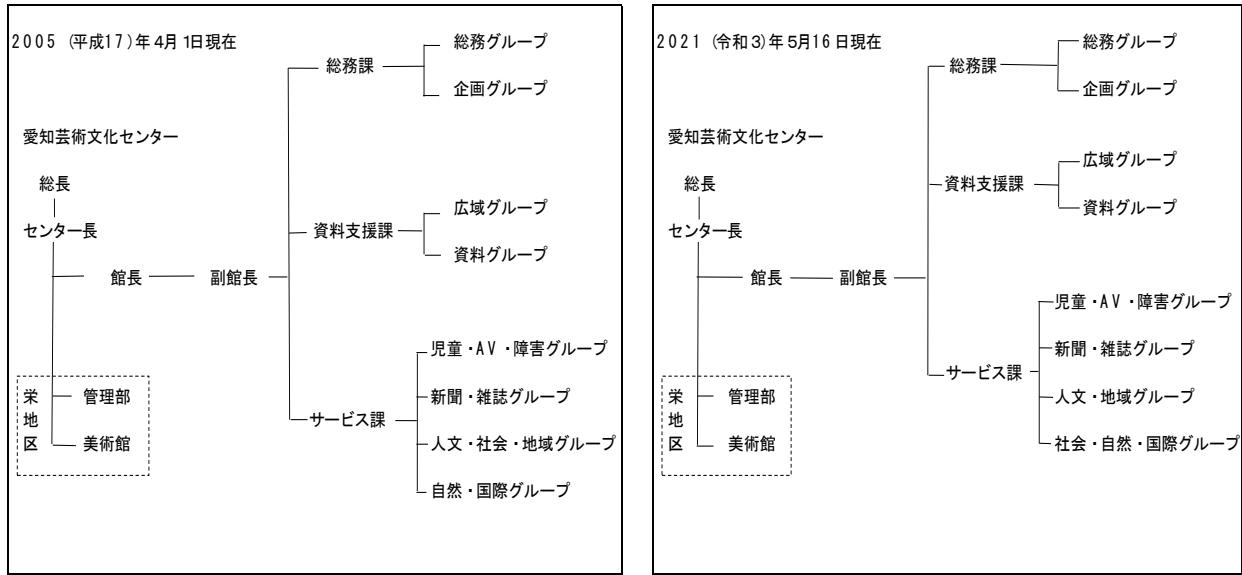
職員数：事務職員66名（うち司書41名）、嘱託員11名

図 14 組織の変遷(1)

2000（平成12）年4月、「愛知県行政改革推進計画 平成11年度～20年度」（愛知県第三次行革大綱）に基づき、本庁部制再編が行われ、グループ制がとられることとなった。これにより、当館もサービス第一課と第二課の下にグループを置き、サービス第一課は運用・一般グループと新聞・雑誌グループ、サービス第二課は、人文・社会・地域グループと自然・特許・国際グループの2グループごとの体制とし、そのグループの下に各部門を置くこととした。

2005（平成17）年4月、県が策定した「改訂愛知県第三次行革大綱」に基づき、組織の見直しを実施した。それまでの4課体制から、サービス第一課、第二課を統合し、総務課、資料支援課、サービス課

の3課体制とした。また、企画振興グループを企画、広域の2グループへ分割し、企画グループは総務課のままとし、広域グループを資料支援課の下に置いた。さらに資料支援課では収書グループ、整理グループの統合を行い、資料グループへと再編した。サービス課では、運用・一般グループを児童・障害・AVグループに、自然・特許・国際グループを自然・国際グループに名称変更した。



職員数:事務職員53名（うち司書41名）、任期付職員1名、嘱託員21名

職員数:事務職員40名（うち司書34名）、再任用職員1名、一般職非常勤職員31名（ほかに任期付短時間勤務職員1名）

図15 組織の変遷(2)

2007（平成19）年4月には、前年に実施した資料の大規模な配置換えを踏まえ、人文・社会・地域グループを人文・地域グループに、自然・国際グループを社会・自然・国際グループに名称変更を行った。その後、大きな組織変更はなく、現在は3課8グループの体制となっている。

2 会議の開催

当館の円滑かつ適正な運営と事業について協議するため、図書館法第14条に規定する図書館協議会に相当する会議を開催することとしている。

(1) 愛知芸術文化センター愛知県図書館協議会

当館の図書館サービス、資料の収集及びその他必要な事項について協議し、当館業務の円滑な運営を図るため、1992（平成4）年3月に開催要領により設置された、図書館に関する専門家、学識経験者からなる会議である。10人以内の委員で構成され、任期は2年であった。

第1回の協議会が1992年3月25日に開催された後、2006（平成18）年4月に愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会の開催に伴い廃止されるまで、毎年ほぼ1回開催された。

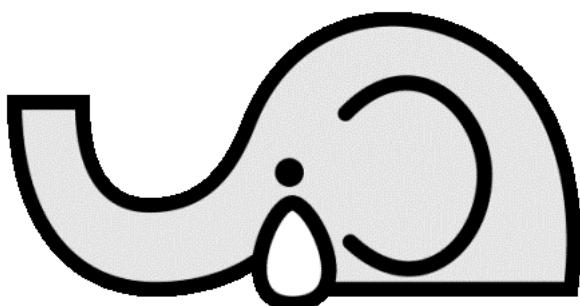
(2) 愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会

2005（平成17）年2月、本県は「あいち行革大綱2005」を策定し附属機関等について運営の見直しを図ることとなった。愛知芸術文化センターにおいても附属の会議のあり方の見直しをすすめることとなり、2006（平成18）年4月、愛知芸術文化センター運営会議の専門委員会の一つとして、当館の円滑かつ適正な運営と事業等について協議をするため図書館専門委員会を開催することとなった。

図書館専門委員会は、一般県民からの公募委員を含む15名以内の委員で構成され、その任期は2年

である。最初の図書館専門委員会は2006（平成18）年6月に開催され、以後ほぼ年1回の割合で開催している。

当館では、図書館専門委員会での意見を踏まえ、運営方針や事業計画の策定を行い、よりよい図書館サービスの実現を図っている。



県図書キャラクター図鑑 1 あいぞうくん

愛知県内図書館横断検索（愛蔵くん）の
マスコットキャラクターとして誕生。
Twitterでも活躍中の人気もの。

第4 関係機関・関係団体

1 関係機関

(1) 愛知芸術文化センター



愛知芸術文化センターは、多様な芸術文化活動を推進する一大拠点として、1991（平成3）年4月に本県が設置した総合芸術文化機関であり、当館も愛知芸術文化センターを構成する一施設である。当館が開館した翌年の1992（平成4）年に、名古屋の都心・栄地区に愛知県美術館、愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターからなる施設（栄施設）が完成了。10月29日に開館式を行い、翌30日から一般公開を開始した。

図 16 愛知芸術文化センター（栄施設）

愛知県美術館

愛知県美術館は、20世紀以降の美術を中心に、約8,700件の作品を所蔵しており、コレクションや企画展を通じて、歴史的な美術動向を紹介すると同時に、今日の新しい美術の流れも積極的に紹介している。また、地域の中核的な美術館として作品制作に取り組む地域団体が利用するギャラリー展示室を有し、地域の作品発表の場を提供している。

愛知県芸術劇場

愛知県芸術劇場は、本格的なオペラ上演が可能な機能を備えた大ホール、クラシック音楽に最適な優れた音響効果と親しみやすい雰囲気を備え、音楽をより美しく豊かに堪能できるコンサートホール、自由で形式にとらわれない実験的・創造的舞台芸術に対応できる小ホールの3つの専用ホールと、2つのリハーサル室から構成されている。性格の異なる3つの専用ホールは、それぞれ高いレベルの機能を有し、すべてのジャンルにおける高度・専門的要求にも応えられ、県民に質の高い舞台芸術公演を鑑賞する機会を提供している。また、舞台芸術にかかる人材養成事業や、学校単位で子どもたちを招待する学校公演等の普及啓発事業も行っている。

愛知県文化情報センター

愛知県文化情報センターは、芸術文化全般における普及や活動の支援の場として設けられ、アートプラザ、アートライブラリー及びアートスペースで構成されている。アートプラザは、展覧会や公演のチラシ等を集めた情報コーナーで、芸術文化に関する催事資料等の収集・提供を行っている。アートライブラリーは、芸術に関する資料を広範囲に収集・公開している専門図書館で、美術・音楽・演劇などに関する図書や、展覧会カタログ・楽譜・雑誌等の文献資料のほか、クラシック音楽を中心としたCDや映像資料等も収集している。アートスペースは、様々な芸術文化活動の表現・交流の場として利用できる催事室で、講演会、映画上映、美術作品等の展示などが行われている。

各施設は、高度な施設機能を活かして、それぞれが創意と工夫を凝らし事業を遂行するとともに、複合文化施設である特性を生かし、相互に連携を図り、芸術文化活動を展開している。2010（平成22）年

度からは、3年に1回開催する国際芸術祭（2010～2019年度：「あいちトリエンナーレ」、2022年度～：国際芸術祭「あいち」）の主会場として、国際美術展、パフォーミングアーツ（舞台公演）、オペラ、映像など世界最先端のアートを紹介する文化芸術の発信基地としての役割を担っている。

（2）所管の機関

1991（平成3）年4月、愛知芸術文化センターの発足とともに、本県における文化行政の専門組織として総務部に文化振興局が新設された。文化振興局は愛知芸術文化センターの管理運営を所管するほか、県全体の文化行政の総合企画調整、県民の自発的な文化活動への支援、文化に関する普及啓発活動等を所管した。

2000（平成12）年4月、愛知県第三次行革大綱に基づいた本庁部制再編が行われ、11部1直轄から8部の体制となった。部制の再編に伴い県民生活部（2018年4月から県民文化部）に文化学事課が設置され、愛知芸術文化センターと愛知県陶磁資料館（現：愛知県陶磁美術館）及び県立の大学の管理運営などを所管することになった。

2006（平成18）年、本庁組織の見直しが行われ、文化学事課に代わり、文化芸術課が設置された。愛知芸術文化センター、愛知県陶磁資料館などを所管する他、文化芸術の振興に関する総合的な企画調整及び推進を担当することになった。2018（平成30）年7月には、同年3月に制定・公布された「愛知県文化芸術振興条例（平成30年愛知県条例第2号）」に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画である「あいち文化芸術振興計画2022」を策定し、県民が年齢、障害の有無等にかかわらず、等しく文化芸術に親しむことができる環境の整備や、観光、福祉、教育、産業など様々な分野との連携等に取り組んでいる。

2019（平成31）年4月、「しなやか県庁創造プラン：愛知県第六次行革大綱」に基づく本庁組織の再編が行われ、局制の導入によって、県民文化部は県民文化局となった。2020（令和2）年3月には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）」（第九次地方分権一括法）に基づき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成31年愛知県条例第3号）」が改正され、それまで愛知県教育委員会の所管であった「あいち朝日遺跡ミュージアム」の設置、管理及び廃止に関すること、文化財の保護に関することが知事部局の所管となり、2020年4月から県民文化局の文化芸術課文化財室が当該事務を所管している。

（3）愛知県教育委員会

愛知県教育委員会は、1948（昭和23）年7月に制定公布された「教育委員会法（昭和23年法律第170号）」に基づき、同年10月に執行された教育委員会委員の選挙を経、11月に従前の愛知県教育部に代って発足した。

2020（令和2）年4月現在、愛知県教育委員会は、管理部と学習教育部の2つの部と、県内5か所にある教育事務所、そして、総合教育センターや高等学校、特別支援学校などの学校その他の教育機関からなる。

愛知県教育委員会が社会教育及び学校教育に関する事務事業を所管していることから、公共図書館・学校図書館に関する教職員の研修や読書活動推進事業の実施の際には、当館が職員の派遣や会場の提



図17 愛知県庁舎（手前：西庁舎、奥：本庁舎）

供等で事業に協力している。

なお、図書館法第29条2項では、同法第25条2項を準用し、都道府県の教育委員会が、図書館同種施設に対しても、その求めに応じて設置及び運営に関して、専門的、技術的指導又は助言を与えることができると規定されている。

2 関係団体

(1) 愛知図書館協会

愛知図書館協会は、図書館事業の進歩発展を図り、もって教育と文化の発展に寄与することを目的に、図書館法が制定・公布された1950（昭和25）年、県内の図書館関係者が集い発足した。1924（大正13）年に発足、事務局を県社会教育課内に置き、戦後しばらくの間まで活動していた愛知県図書館協会とは、組織的には関連がない。

結成当初、協会は愛知県立図書館内に事務局を置いていたが、1959（昭和34）年、旧図書館に事務局を移して以後、同館の時代を経て、現在も、県立の図書館である当館に事務局が置かれている。2014（平成26）年から日本図書館協会の団体会員である。



図18 愛知図書館協会主催「資料保存研修」
(2013.1.31)

協会はその目的を達成するため、図書館の管理・運用・技術に関する調査研究、機関誌・図書館関係資料の刊行、読書運動の研究と推進、実務研修会、研究会、研究集会、講習会等の開催、学校図書館研究会その他図書館関係団体との連絡提携、その他協会の目的を達成するために必要な事業を行うこととしている。機関誌『愛知図書館協会会報』は1950年10月に創刊され、2021（令和3）年3月には第198号を発行した。

現在、会員は、公共図書館、大学図書館、専門図書館、公民館図書部などの施設会員、協会の趣旨に賛同する個人会員、協会の事業を賛助する個人・団体の賛助会員の3種から構成されている。2021年4月現在、施設会員93施設、個人会員72名、賛助会員9団体である。

協会には総会と理事会が置かれている。総会は、協会の事業計画及び予算の議決並びに事業報告及び決算の承認、会長及び役員の選出について審議と決定を行う機関である。理事会は公共図書館・大学図書館・専門図書館その他・個人会員から選出された15名の理事で構成され、協会の運営等の基本に関すること、会務執行上の諸事項、総会に付議しなければならない事項、緊急を要する事項、その他総会の決議によって委任された事項について審議する機関である。

(2) 愛知県公立図書館長協議会

愛知県公立図書館長協議会は、1955（昭和30）年に結成した愛知県公立図書館長会を母体に、1967（昭和42）年の全国公立図書館長協議会（現在の全国公共図書館協議会）の創立を受けて、翌年4月に発足した。

協議会は、愛知県内の公立図書館長で構成され、県内公立図書館相互の連絡を密にし、図書館活動の推進を図ることを目的としている。目的を達成するため、図書館活動に関する調査研究、資料の収集及び情報交換、関係団体との連絡協力、図書館に関する研修等の事業を行う他、協議会は、全国公共図書館協議会規約第12条及び別紙3に定める都道府県協議会にあたることから、全国公共図書館協議会・

地区協議会と密接に連携して事業を行い、全国公共図書館協議会の目的の達成、運営の促進を図ることとされている。

協議会の役員は、会務を総理する会長 1 名、会長を補佐し、会長が事故あるときは会務を代行する副会長 1 名、及び会計を監査する監事 2 名で構成され、会長、副会長及び監事は会員の互選により選出される。

協議会は、当初、隔月で定例会を開催することとなっていたが、現在では、年 2 回開催することとなっている。主に前年度の事業報告と決算、当年度の事業計画と予算等が協議される。

(3) その他の関係団体

日本図書館協会

日本図書館協会（JLA）は、1892（明治 25）年に日本文庫協会として発足した、わが国の図書館と図書館関係者の全国組織である。公共図書館、大学図書館、学校図書館など各種の図書館及びその他読書・情報提供施設の進歩発展を促進する事業を行い、もってわが国の文化と学術、科学の振興に寄与することを目的としている。当館は旧図書館の開館以来、同協会の団体（施設）会員である。

過去、本県で 3 回の全国図書館大会（1933 年、1959 年及び 1992 年）を開催した他、当館及び愛知県公立図書館長協議会等と連携して、地域の図書館関係者を対象とした研修や研究集会の開催など、図書館事業の進展を促し、人材の育成に資する事業を行っている。

全国公共図書館協議会

全国公共図書館協議会は、全国の公共図書館をもって構成される団体で、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることを目的とし、目的を達成するため、①公共図書館に関する行政、財政及び事業の調査研究、②資料の収集及び情報の交換、③関係機関に対する要望及び④その他必要な事業を行う。1970（昭和 45）年 6 月、全国公立図書館長協議会と全国図書館協議会連合会が合併して発足した。全国公共図書館協議会には、地方組織として各地区協議会と各都道府県協議会を置くこととされ、各地区協議会の一つとして東海北陸地区公共図書館協議会が、本県の協議会として愛知県公立図書館長協議会がその任にあたっている。



図 19 東海北陸地区公共図書館研究集会「障害者サービスを拓げる」(2010.11.26)

東海北陸地区公共図書館協議会

東海・北陸地区における公共図書館事業の振興及び相互の協力を図ることを目的としている。東海・北陸地区の 6 県立図書館と 1 政令市立（名古屋市）図書館が構成員である。全国公共図書館協議会の規約第 12 条及び別紙 3 に規定する地区協議会にあたる。事務局は各図書館が毎年度持ち回りで担当している。主な事業は、加盟館の館長により組織された会議の開催と、東海・北陸地区の公共図書館職員を対象とした研究集会（東海北陸地区公共図書館研究集会）の開催である。

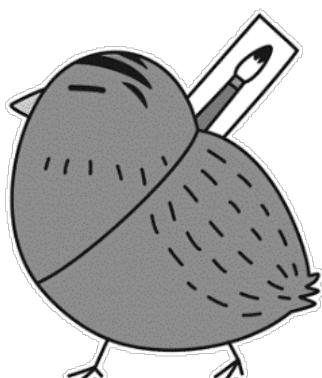
東海地区図書館協議会

愛知、岐阜、三重、静岡の東海地区 4 県の公共図書館と同地区に所在する大学図書館との館種を超えた連携・協力を進めるため、2004（平成 16）年 11 月に発足した。事務局を名古屋大学附属図書館に置いている。現在の参加館数は 87 館（公共図書館 63 館、大学図書館 24 館）で、当館は発足当初から公共

図書館の理事館 5 館の一つである。

産業関係公共図書館協議会・専門図書館協議会中部地区協議会

かつて当館は、特許公報類地方閲覧所及び国連寄託図書館に指定されており、専門図書館的機能も有していたため、産業関係公共図書館協議会（1985 年発足）及び専門図書館協議会中部地区協議会（1955 年発足）に参加していた。しかし、特許資料の地方閲覧所でもあった府県立図書館 6 館により発足した産業関係公共図書館協議会は 90 年代半ばには活動を停止し、また、専門図書館協議会中部地区協議会については、インターネットの普及により特許資料や国連資料などの専門的資料の利用に関する環境が大きく変わり、当館ではそのサービスのあり方を見直したことから 2009（平成 21）年度を最後に退会した。なお、専門図書館協議会中部地区協議会を始めとする専門図書館協議会地区協議会は、2014（平成 26）年 4 月に専門図書館協議会（東京）に一元化された。



県図書キャラクター図鑑 2 うずら（俳号：有づら）

横井也有（よこいやゆう）の『鶉衣（うずらごろも）』に感銘を受け、俳句の道に。

横井也有の弟子になることが夢。

愛知県図書館のあたりが也有さま出生の地と聞いて
やってきた。

いつでも俳句が詠めるように筆と短冊を持ち歩いて
いる。

しかし、まだ一句も詠んだことがない。

第5 図書館運営の方針

(1) 開館当初の運営の方針

当館開館当初は、愛知県新文化会館建設委員会が1986（昭和61）年3月に提言した建設基本計画の趣旨を踏まえて、国内の新刊書を網羅的に収集するとともに、旧図書館では対象としていなかった児童図書や視覚障害者用資料、AV資料について新たに収集を始めることとした。また、それまで旧図書館が実施していなかった個人館外貸出や児童サービス、視覚障害者サービスなど新しい図書館サービスに取り組むこととした。

(2) 県図書館のあり方に関する検討を踏まえた運営の方針

2002（平成14）年度から2003年度にかけて、社会経済環境の変化や、文部科学省告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2001年7月）の趣旨等を踏まえ、館内において、開館以来12年間の図書館運営を総括し、改訂愛知県第三次行革大綱への対応も視野に入れて、今後のサービス、資料収集・整理、組織等当館の運営全般について検討を行った。検討の結果は、2003年10月「愛知県図書館のあり方に関する報告書」にまとめられた。報告書には、重点課題として、レファレンスサービス体制の充実、市町村立図書館の支援、県域全体へのサービスの推進及びこれらの活動を担う人材の確保や組織・運用の見直しが掲げられた。翌2004年度からは、この報告書の内容を実現するため、全館をあげて組織、運用、サービスの改善に取り組むこととなった。

2006（平成18）年度には、報告書の提言を踏まえ、年度単位の「愛知県図書館サービス計画」を初めて策定した。サービス計画は、年度ごとに実施する図書館サービスを示し、達成すべき数値目標を明らかにしたものである。年度終了後に、達成状況を点検・評価し、その結果を翌年度のサービス計画に反映させることとした。サービス計画の作成と点検・評価は、2013（平成25）年度まで続けられ、2014年度からは、「愛知県図書館の基本的な運営方針」により策定される年度ごとの事業計画の作成と、当館及び図書館専門委員会によるその点検・評価に替わった。

(3) 「愛知県図書館の基本的な運営方針」

2014（平成26）年8月、当館は、少子高齢化や経済のグローバル化の進展、情報流通の劇的な変化といった社会経済環境の一層の変化、図書館法の改正（2008年）や文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2012年12月）の公布など図書館界の動き、そして本県内の市町村立図書館の整備の状況等を踏まえ、今後10年の間に当館が目指す方向性と取組みを示した「愛知県図書館の基本的な運営方針：すべての県民に役立つ拠点図書館をめざして」（以下、基本的運営方針と略記）を公表した。

基本的運営方針では、県域における拠点図書館の役割を果たすため、①すべての県民への図書館サービスの提供、②市町村立図書館等への支援、③サービスを広げる図書館ネットワークの形成及び④図書館活動を支える県図書館の体制の整備に取り組むこととし、2014年度から2018年度までの前半5年における具体的な図書館活動についての行動計画を策定した。

また、行動計画に基づき、当館の運営に関する指標を選定して、それぞれの運営指標ごとに数値目標



図20 「愛知県図書館の基本的な運営方針」(2014.8)

を設定するとともに、年度ごとに事業計画を策定することとした。年度終了後、当館はその達成状況を自己点検・評価するとともに、図書館専門委員会による点検・評価を実施し、P D C Aサイクルによる進捗管理に努めている。

2019（平成 31）年3月には、基本的運営方針の前半5年における事業の進捗状況と、愛知県文化芸術振興条例の制定・公布、同条例第6条に基づくあいち文化芸術振興計画2022の策定・公表（2018年7月）、しなやか県庁創造プランによる当館の役割の見直し（2018年度）等を踏まえ、2019年度から2023年度までの後半5年の行動計画を新たに策定した。



県図書キャラクター図鑑 3 くるま・えびか

自分のことを車エビだと思っていたが、ふと疑問に感じて図書館に調べに来た。
以来、図書館近くのお堀に住み着いている。

照れ屋ですぐに赤くなる。茹でられたわけではない。

第6 図書館資料の収集・整備

1 資料収集の方針

(1) 新図書館開館へ向けての資料の収集

建設基本計画における資料の収集・整備の方針

1986（昭和61）年に策定された建設基本計画では、新図書館の基本的性格は、①県民に開かれた図書館、②資料情報センターとしての図書館、③県内の市町村立図書館へのバックアップを行う図書館、④新文化会館の一翼を担う図書館の4点とされ、この基本的性格を踏まえ、次のとおり資料の収集・整備に努めることが提言された。

県民の幅広い知的欲求に応えるため、国内外において出版された主な資料を常に利用できるよう資料の収集・整備を図る。また、教育・文化の情報提供機関として、県民の各分野、各年齢層にわたる人々の教養・調査研究・レクリエーション活動等に必要な資料・情報が提供できるような蔵書構成に努める。

資料収集の基本方針としては、幼児向けの資料から学術専門資料に至るまで、図書、非図書資料の別を問わずあらゆる分野にわたり、幅広く資料を収集することとし、一部の特定分野の資料については、当館を特徴づけるユニークなコレクションの形成をめざすこと、また、そのために、購入のみならず、寄贈、寄託、交換などあらゆる手法を用いて資料の収集に努め、限定版や私家版など入手しがたい資料収集のための体制づくりにも努めることが掲げられた。

この基本方針を受け、「収集資料の種類、範囲」において、特に逐次刊行物のうち国内で発行される雑誌について可能な限り網羅的に、また地域資料として「愛知県を中心とした郷土資料、行政資料」を網羅的に収集することとした。さらに旧図書館では収集していなかったA V資料等も収集することとした。

開館に向けた資料の収集計画と整備

建設基本計画での提言を踏まえ、翌1987（昭和62）年、旧図書館においてさらに検討を加え、1988年度からの3か年にわたる資料収集年次別計画を策定し、新図書館開館に向けて、次のように蔵書の充実を図った。

① 旧図書館時代には所蔵していなかった児童図書や視覚障害者資料・A V資料（ビデオ、CD等）を新たに収集したほか、旧図書館時代の収集方針に合わせず収集されていなかった図書や雑誌もこの時から収集することとした。

② 新図書館が大規模開架閲覧方式を採用することに伴い、少なくとも過去10年分の国内発行の新刊図書（未所蔵分）を収集するとともに、1988年度以降3か年の新刊図書を網羅的に収集した。

③ 旧図書館にはなかった児童図書部門や国際資料部門等の新設部門には、出版時期を限定せず、その時点で収集可能な図書を遡及収集した。

④ 新聞・雑誌については、新図書館で一主題部門として独立させることになったため、雑誌は刊行継続タイトル4,000点以上、新聞は180点以上を収集した。

⑤ 旧図書館時代にあった部門はさらに資料の充実を図った。科学技術部門では、旧図書館の産業室の特許資料等を引き継ぎ、特に海外の特許資料や規格類を充実させた。地域資料部門では、古書の収集はもちろん、徳川林政史研究所や西尾市立図書館岩瀬文庫所蔵の村絵図等をマイクロフィルム化して収

集した。

以上のように資料の収集を行った結果、開館後の 1991（平成 3）年 9月末には、図書 693,096 冊、継続受入雑誌 4,120 タイトルを擁することとなった。

（2）開館後の資料の収集と整備

「愛知県図書館資料収集方針」の策定

建設基本計画で示された資料収集の基本方針と、開館までに行われた資料の収集を踏まえ、開館後の資料収集の基本的な考え方について「愛知県図書館資料収集方針」（以下、収集方針と略記）を策定し、新図書館が開館した 1991（平成 3）年 4月から施行した。

収集方針では、国内外で出版された主な資料が常に利用できるよう、幅広く資料の収集・整備を図ることを基本方針に、収集の方法、選択基準、収集対象資料の範囲、資料別収集基準等を規定した。また、この方針に基づき、館長以下各課の役職者で構成する資料選択会議を設置し、定期的に開催して、資料の収集計画、資料の選択について検討することとした。

図書の収集と整理の事務

開館当初は、資料課に収書と整理の二つの担当があり、図書の収集と整理（目録データの作成、図書の装備）業務を行っていた。なお、新聞・雑誌、AV 資料、マイクロ資料、視覚障害者資料については、サービス課のそれぞれの担当が収集と整理を行った。

図書の購入は、書店が毎週持ち込む新刊の見計らい図書の中から選択購入する「現物選書」、見計らいから漏れた図書を各種出版情報等から選ぶ「追加選書」などの方法により行ってきた。収集する図書の選択（選書）は、サービス課の各担当が担当した。

なお、2005（平成 17）年 4月には、収書と整理を統合して資料グループとし、業務の効率化を図った。

（3）資料費の減少と収集方針の改正

新図書館が開館してしばらくの間は、資料購入のための予算（資料費）も十分に措置されていたが、1990 年代半ば以降の景気の後退等の要因により、県財政の状況が厳しくなってきたことから、資料費の削減が行われるようになった。そのため、開館当初と同じ収集方針で臨むことはできなくなり、購入対象とする資料と収集の方針の見直しが実施された。

2002（平成 14）年度には、限られた予算の中で利用者がどのような図書を望んでいるかを見極め、最大の利用効果がある図書を選択するよう、以後 3 年から 5 年程度の期間を対象に県立図書館として重点的に収集すべき図書館資料及び収集の方針を示した「愛知県図書館中・短期資料収集方針」を定め、2003 年度から運用を開始した。

2006（平成 18）年度には、資料選択会議に替えて資料収集委員会を設置し、①収集方針に関すること、②資料収集計画に関すること、③高額図書の選択に関することを検討することとした。資料収集委員会の検討を踏まえ、翌 2007 年度には収集方針の全部改正を行い、2008 年度から施行した。

収集方針の全部改正を受け、各資料・各分野についての具体的な選択基準である「愛知県図書館資料選択基準」を策定し 2009 年度から運用を始めた。なお、この選択基準の策定に伴い愛知県図書館中・短期資料収集方針は廃止された。2010 年度からは、選択基準に大活字本、ビジネス情報コーナー、ティーンズコーナー、多文化サービスコーナー、貸出文庫の資料に関する基準を追加した。

（4）県図書館の役割の見直しと収集方針の改正

2014（平成 26）年 8 月、当館は、今後の 10 年において県図書館がめざす方向性を示す基本的運営方

針を策定した。この基本的運営方針において、図書館活動を支える県図書館の体制の整備の中に、拠点図書館としての資料の収集と保存に関する役割が規定された。また、2017（平成29）年度には、しなやか県庁創造プランに基づき県庁内に設置された「しなやか県庁創造プラン推進プロジェクトチーム」により、県図書館が果たすべき役割に関して見直し作業（根源的問い合わせ）が進められ、資料の収集については、これまでの総花的な資料の収集方針から重点的に収集する対象分野を明記した収集方針へと改めることとされた。

基本的運営方針の規定や根源的問い合わせの結果を踏まえ、県域の拠点図書館として県内市町村立図書館のニーズに対応するとともに、魅力ある特徴的な蔵書を構築するため、収集分野を「愛知県固有の歴史、文化、産業等に関する資料と、地域の課題解決に寄与する資料」に重点化する収集方針の改正を行った（2018（平成30）年4月1日）。改正した収集方針で規定した重点収集分野は、ものづくり文化資料、地域資料、健康・医療資料の3つの分野である。愛知県図書館資料選択基準についても、この三つの重点分野に関する基準を追加する改正を同時に行った。

2 資料費と蔵書の推移

開館前の1988（昭和63）年度から1990（平成2）年度にかけて、県民の幅広い知的 requirement に応えるため、調査・研究に役立つ資料を根幹に、各分野の一般書から専門的資料にいたるまで広範囲な収集を目指し、13億円の資料費で20万冊を超える図書、2万点を超えるAV資料等を購入した。開館時の蔵書は、旧図書館時代のものと合わせて67万9,000冊であり、これは当時の47都道府県立図書館のうちでは第4位の蔵書冊数であった。

開館した1991（平成3）年度から1994年度は年間2億円の資料費があり、新刊書を中心に毎年2万冊台半ばの図書を購入していた。1991年度当時の資料費は都道府県立図書館の中で第2位であった。

資料費は、1995（平成7）年度以降徐々に減少し、1999年度には税収が前年を大幅に下回る見通しに加えて基金の枯渇などの影響もあり、8,000万円台と開館時の予算の半

分以下となった。2000（平成12）年度から2005年度は7,000万円台で横ばいを維持し、2006（平成18）年度に一旦8,000万円台に増加したが、2011年度以降削減が重なり、2020（令和2）年度には約3,700万円となり開館当初の約5分の1を下回った。

図書の購入冊数は、1991年度から1997年度の間は2万冊以上を維持していたが、1998年度には2万冊を下回った。2006年度から2009年度は再び2万冊以上を購入したが、2010年度以降、徐々に減少して2020年度には6,551冊となった。

蔵書冊数でみると、1991年度末の図書の蔵書冊数は74万冊であったものが、2000年度末には100万冊を超え、2020年度末現在、1,297,126冊を所蔵している。AV資料は、1991年度末で12,268点であったものが、2020年度末には24,239点と倍増した。

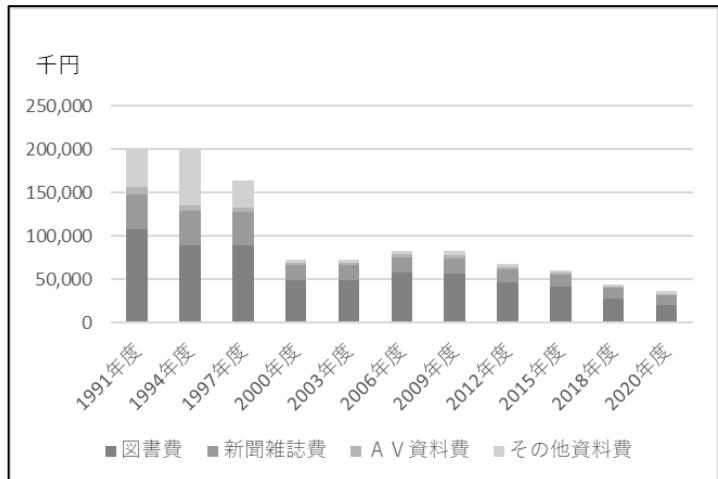


図 21 資料費の推移

3 資料の整理

旧図書館では、カード目録による整理を行ってきたが、新図書館開館に向けて図書館電算システムが導入されることになり、1987（昭和62）年9月から書誌データの遡及入力を開始、1990（平成2）年度中に入力を完了し、1991年4月、新図書館開館と同時に図書館電算システムの本格運用を開始した。

書誌データは、開館当初はニッパンマーク、ジャパンマーク（JAPAN/MARC）を基に、当館の仕様に変換して愛知マークを作成していた。また、著者の典拠ファイルも当館で作成していた。

その後、1998（平成10）年の行政改革による人員削減計画に合わせ、整理業務の省力化が検討され、1999年10月、第二期図書館電算システム稼働を機に、図書館流通センターマーク（TRCマーク）を使用することになった。書誌データを遡及してTRCマークに変換し、著者の典拠ファイルもTRCの典拠に置き換えた。ただし、TRCマークに変換できないデータは、愛知マークを取り込んだ。TRCマークについてはそのまま使用し、愛知マークを作成しないこと、マークがないものはTRCに作成を委託することなどで、業務の省力化を図った。

第四期図書館電算システム（2014年3月）ではTRCマークに加え、ジャパンマークが標準仕様化された。それに伴い、TRCマークでは提供されない非流通図書のマークが多く作成されるジャパンマークの利用を検討した。検討の結果、2019（平成31）年度から、一部の非流通の寄贈図書のマークとしてジャパンマークの本格的な利用を開始した。

4 特色のある資料の収集と整備の状況

（1）国連寄託図書館等の国際資料



図 22 国連寄託図書館

国際化時代に相応しい資料情報センターとしての図書館を目指して、国際連合（UN、国連）とユネスコからの寄託資料を中心に、主題別部門制の一つとして国際資料部門を設置した。

当館は、旧図書館時代にユネスコ寄託図書館として指定されていた。新図書館の開館を機に、愛知県労働会館の労働図書資料室から国連寄託図書館の指定を引き継ぎ、中部地方の公共図書館では唯一の国連寄託図書館ともなった（当時）。国連寄託図書館とは、国連から出版物や会議録等の送付を受け、それらの資料を地域の人々に公開する図書館である。

国際資料部門は、国連寄託図書館・ユネスコ寄託図書館の資料のほか、国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、アジア生産性機構（APO）、ヨーロッパ共同体（EC）の六つの国際機関の資料、世界各国・各地域の政治・経済・社会・文化等に関する各国地域研究資料、及び日本を紹介した洋書と日本に関するアメリカの学位論文からなる日本研究資料で構成されていた。

その後、ユネスコ寄託図書館については、国内での寄託図書館を一つ（国立国会図書館）に限るとのユネスコの方針により、1993（平成5）年4月に指定が解除された。また、国連寄託図書館については、国連資料の多くがインターネット上で閲覧できるようになり、利用のため来館する方が減少してきたことから、国連本部に国連寄託図書館の指定解除を申し入れ、その結果2010（平成22）年度限りでその指定が解除された。

指定解除後も旧国連寄託図書館資料は館内で利用に供していたが、2015（平成 27）年には資料の閲覧サービスを停止した。

なお、国際部門には、1996（平成 8）年に設置された江蘇省友好提携図書コーナーもあった。愛知県は1980（昭和 55）年に中国江蘇省と友好提携を結んでいるが、1995（平成 7）年に友好提携 15 周年記念事業の一環として図書の交換が行われ、江蘇省から当館に当時の中国で発行された図書 669 冊が寄贈されコーナーとして設置したものである。このコーナーの図書は、2006（平成 18）年に 3 階に設けられた多文化サービスコーナーに移し、他の中国語図書とともに配架し利用に供している。

（2）特許資料等の科学技術関係資料

旧図書館では、中部圏の産業振興に寄与するために産業室を設置し、特許、工業規格、産業科学技術関連の索引・抄録誌等の資料を積極的に収集してきた。これを受け継いで新図書館に設置されたのが科学技術部門であり、その中核となつたのが特許資料である。

旧図書館は、1960（昭和 35）年 1 月に特許庁から特許公報類地方閲覧所に指定され、国内特許公報類の寄贈を受けることになり、1967（昭和 42）年 1 月には地区中央閲覧所の指定を受け、特許資料の保存機能も要請されるようになった。

1971（昭和 46）年の特許法改正以降は、公開特許公報・公開

実用新案公報が発行されることになり、国内特許資料は年々増加していった。

外国の特許資料については、1960 年からアメリカ、イギリス、西ドイツの特許資料（特許抄録・抜粋）を購入し、さらにアメリカ、イギリスの特許発明明細書をマイクロフィルムで購入した。また 1978（昭和 53）年、特許協力条約（PCT）の日本への発効に伴い、1979 年から世界知的所有権機関（WIPO）の「PCT ガゼット」を、翌年からはヨーロッパ特許庁（EPO）の「EPO ブリテン」を特許庁から寄贈されるようになった。

新図書館の開館に際して、特許資料や内外の工業規格、抄録索引誌などを重点的に収集・提供する科学技術部門が設置され、新たにドイツ出願公開明細書、ドイツ特許発明明細書のマイクロフィルムを購入した。

1993（平成 5）年 1 月からは、公開公報が CD-ROM で発行され、翌年からは公告公報 CD-ROM も発行されるようになった。外国特許明細書は同年にマイクロ資料から CD-ROM 版に切り替え、アメリカ、イギリス、EPO の分の購入を開始した。同年 3 月には、特許庁と「外国特許保管寄託契約」を締結し、ドイツと PCT の特許明細書を CD-ROM 版で寄託を受けるようになった。また、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスの冊子形態の特許抄録類も寄託された。その後、フランス、イタリア、スロベニアの特許明細書の CD-ROM 版も寄託を受けるようになった。

工業規格では、日本工業規格（JIS、2019（平成 31）年に日本産業規格と改称）、日本農林規格（JAS）、電気学会規格（JEC）、自動車規格（JASO）、日本電機工業会規格（JEM）、アメリカ規格協会規格（ANSI）、国際標準化機構規格（ISO）等を所蔵していた。また、科学技術系の索引・抄録誌として「科学技術文献速報」や「ケミカルアブストラクツ（Chemical Abstracts）」などを購入していた。

当館の特許資料サービスは、特許庁万国工業所有権資料館（東京）、大阪府立図書館夕陽丘図書館と並



図 23 科学技術部門の特許資料

んで全国に知られていたが、1996（平成8）年から、特許庁が地方での特許情報サービスの提供体制を見直したことや、インターネット上で特許情報が利用できるようになったことから、2010（平成22）年度末をもって終了した。また、各種の工業規格類、科学技術系索引、抄録誌についても、継続購入に関わる予算が縮減された結果、2021（令和3）年度現在、継続して購入しているものはJISの1種類のみとなっている。

（3）地域資料

愛知県及び愛知県に関わりの深い地域に関する資料は、旧図書館時代以来、特に重点的に収集している分野である。新図書館では、歴史や地誌を中心とした郷土資料と、県や市町村の発行する行政資料とを合わせて地域資料と呼び、3階の一角に地域資料コーナーを設けて提供することとなった。地域資料コーナーに配架している資料は、1991（平成3）年9月末には21,145冊であったが、2020（令和2）年度末には41,628冊に増加した。

地域資料には、愛知県指定文化財に指定されている「尾張国絵図」「三河国絵図」を始め、尾張藩の藩撰村絵図や、地誌「尾張徇行記」など尾張藩の時代に作られた貴重な歴史的資料も多く、これらの資料は尾張藩から本県が受け継いだものと推測されている。

こうした歴史的資料や『愛知県史』などの自治体史を始めとする郷土資料の他に、県の行政資料については、県訓令「行政資料の収集及び閲覧に関する規程」（1983年3月制定、2001年3月全部改正。）により当館が保存し県民の利用に供することとされており、網羅的に収集する体制を整えている。また、県内の市町村が発行する行政資料の収集についても、市町村とその図書館に依頼し、確実に行うようしている。

近年は地域資料をデジタルアーカイブ化し、「貴重和本デジタルライブラリー」や「絵図の世界」、「絵はがきコレクション」「画像コレクション」として当館のWebサイト上で順次公開し、来館することなく閲覧・利用できるようにしている。

（4）新聞・雑誌



図 24 2階雑誌書架の様子（開館時）

開館当初、収集方針において雑誌は「国内で発行される雑誌については、広範囲に収集する。また、外国雑誌については、可能なかぎり収集する。」とされ、新聞は「全国紙・主要ブロック紙のほか、県内をはじめ中部圏において発行されている地方紙等を幅広く収集する。また、主要国の外国紙を収集する」とした。

1991（平成3）年9月末の時点で、継続して受け入れている新聞が和洋あわせて180タイトル、雑誌については、和雑誌3,500タイトル、洋雑誌620タイトルの計4,120タイトルを擁し、こと購入タイトル数については当時の公共図書館のうち単独の館ではトップであった。

国内の新聞については、全国紙はもちろん、地方紙は中部地方からは各県1紙、それ以外の地方からは各ブロックで代表的な1紙を選ぶほか、朝日新聞全地方版、英字新聞6紙を受け入れていた。外国新聞は主要先進国から代表的な日刊紙を1紙ずつと、アジア近隣諸国的主要紙、ブラジルの日系人向け新聞を収集していた。この他、スポーツ新聞3紙、政党機関紙5紙、日経3紙を始めとする専門・業界紙を収集し、地元の新聞については、中日新聞市民版のほか、尾張、近郊、知多、西三河、東三河の各地

方版が閲覧できるようにするとともに、県内の郷土紙については可能な限り収集することとしていた。また、雑誌は、旧図書館時代から継続購入してきた雑誌に加え、収集方針をふまえ、あらゆる分野にわたって幅広く選んで収集していた。

その後、購入予算の減少に伴い、継続して受け入れる新聞・雑誌のタイトル数は大きく減じ、2021（令和3）年4月現在、新聞は和洋あわせて83タイトル、雑誌については和雑誌1,767タイトル、洋雑誌13タイトル、計1,780タイトルである。

（5）AV資料

AV資料は、新図書館から収集の対象となった資料である。開館当初は、録音資料はコンパクトディスク（CD）とカセットテープ、映像資料はビデオテープとレーザーディスク（LD）を収集、所蔵した。1991年9月末現在の所蔵点数はCD7,388タイトル、カセットテープ791タイトル、ビデオテープ1,416タイトル、LD998タイトルであった。

録音資料は、CDではクラシックやポピュラー、邦楽・民族音楽など音楽が大半を占めていたが、カセットテープでは落語・講談を中心とした演芸ものや、朗読・語学のものが多かった。映像資料は映画を重点的に購入し、アニメーションも多かったが、次第にドキュメンタリーや一般教養に関するものの点数を増やしていく。映像資料では、21世紀に入るとDVDビデオが普及し、当館も2003（平成15）年度から受入れを開始した。

2020年度末現在の所蔵点数は、カセットテープ909点、CD17,133点、ビデオテープ2,554点、DVDビデオ3,643点、合計24,239点である。

（6）マイクロ資料（マイクロフィルム・マイクロフィッシュ）

旧図書館時代からの所蔵を引き継ぎ、「通常の印刷物として入手できない資料あるいは利用と保存のうえから効率的なもの」を収集した。

開館当初の所蔵は、新聞、外国特許、官公報のマイクロフィルムが中心であり、1991（平成3）年9月末現在の所蔵数は、マイクロフィルム28,791リール、マイクロフィッシュ24,895枚、計53,686点であった。また、開館前の1990（平成2）年から1995年度にかけ「国立国会図書館所蔵明治期刊行図書マイクロ版集成」マイクロフィルム全15,536巻を購入した。

マイクロフィッシュには、アメリカの軍用規格（MIL）と国連の公式記録がある。2000（平成12）年度には、占領下の日本で刊行された雑誌を中心とした出版物のコレクション「プランゲ文庫」のうち雑誌コレクション愛知県の部（351タイトル1,232枚）を購入した。

マイクロ資料は、1990年頃までに作成されていたTACベース（セルロースエステルのフィルム）のものは温湿度など保存環境が不適切な場合劣化し使用できなくなるという問題があり、また、近年における資料のデジタル化の進展やデータベースの普及などにより、次第に利用されなくなったものもある。

中日新聞、朝日新聞、毎日新聞の地方版のマイクロフィルムについては、館内でそれぞれの商用データベースが利用可能になったことから、中日新聞市民版については2012年まで、中日新聞地方版については2016年まで、朝日新聞名古屋本社版については2016年まで、朝日新聞愛知県内地方版については2014年まで、毎日新聞中部版については2018年まで継続購入を中止した。

2020年度末の所蔵点数は、マイクロフィルムが40,079リール、マイクロフィッシュが13,141枚である。

(7) 視覚障害者資料

開館準備期間中は、資料収集年次別計画に基づき、録音図書の作成及び収集を中心とし、点字図書については、視覚障害者の中で点字を読むことができる人の比率が10から20パーセントとされていたことから、図書館で必要とされる参考図書及び個人で所有するのに困難を伴う巻数の多い図書に限定して収集した。開館後は、購入・寄贈により点字図書・録音図書の受入を行うほか、利用者のリクエストに応え、録音図書の自館作成を行っている。録音図書の作成は、当館の朗読協力員養成講座を修了した朗読協力員により行っている。

1991年9月末現在の所蔵数は、点字図書247タイトル1,870冊、録音図書1,230タイトル8,002巻、計1,477タイトル9,872点であった。

録音図書は開館当初カセットテープで作成していたが、その後、デイジー(DAISY、アクセシブルな情報システム)図書の普及により、当館でも2001(平成13)年度から、デイジー図書の受入を開始した。近年は、録音図書の主流はデイジー図書となり、購入・寄贈・自館作成で収集しているほか、音声以外の情報も収録したマルチメディアデイジー図書も受入れを行っている。

2020年度末の所蔵点数は、点字図書739タイトル3,251冊、カセットテープ2,612タイトル16,974巻、デイジー図書1,066タイトル1,074枚、マルチメディアデイジー図書80タイトル80枚、計4,497タイトル21,379点である。



図25 点字資料等視覚障害者資料

(8) 児童図書

児童図書も、新図書館から収集の対象となった資料である。開館準備期間中は、資料収集年次別計画に基づき、和書、洋書、児童図書研究資料の大きく三つに分けて資料を収集した。

和書については出版時期を限定せず、絵本を含めて収集可能な図書を網羅的に収集した。洋書と研究資料の収集には特に力を入れ、洋書については、児童のための参考図書、児童図書賞受賞作品、世界の絵本等を中心に収集した。児童図書研究資料については、開館当初は旧図書館の蔵書のものがほとんどであった。開館後、購入・寄贈により徐々に数を増やし、復刻された児童図書をはじめ、郷土関係図書や、児童図書収集のツールとなるもの等、児童図書・児童文化に関するレファレンスのための資料を揃えていった。

1991年9月末現在の所蔵点数は、和書が23,403(うち絵本5,808)点、洋書が3,586(うち絵本2,766)点であった。

児童図書室の資料は、当初中学生以下を主な対象としていたが、2005(平17)年度より、3階に中高生を対象としたティーンズコーナーを設置したため、以後は小学生以下を主な対象として収集している。また、2006年度より、3階に多文化サービスコーナーを設けたため、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語の絵本は同コーナーに移し、児童

図書室では英語を中心に、フランス語、ドイツ語など12か国以上の言語の絵本を所蔵している。英語以外の洋書は寄贈による受入が大部分であるが、英語については、毎年アメリカ・イギリスの児童図書賞を受賞した本の購入を続けている。



図26 児童図書室

2020年度末現在の所蔵点数は、和書が79,985（うち絵本27,087）点、洋書が7,878（うち絵本5,855）点、紙芝居が3,554点、合計91,417点である。

（9）電子資料

パッケージ系電子資料（CD-ROM等）

当館における電子資料の導入と提供において先行したのは、1993（平成5）年1月に発行が開始されたCD-ROM版特許資料である。CD-ROM版発行の翌月である2月には、4階の科学技術部門の一角に、CD-ROMを利用するためのシステム一式を国内特許用、外国特許用それぞれ1台を設置し、閲覧サービスを開始した。特許資料以外の、「判例体系」などの一般的なパッケージ系電子資料（CD-ROM等）の提供を開始したのは、2002（平成14）年5月のことである。

近年では、インターネット上で提供される電子資料が増え、参照される頻度は以前に比べて減じたが、地域資料や参考図書的な資料を中心に重要なものがあることから、今後もパッケージ系電子資料の閲覧サービスを続けていく必要がある。しかし、OSのバージョンアップなどにより利用できなくなるという問題も生じている。

2020年度末現在、図書の付録扱いのものを除いたパッケージ系電子資料は、名古屋タイムズや愛知県議会会議録など1,325タイトル1,411枚を所蔵している。

商用データベース

開館時には、レファレンスや内部事務のために、「国立国会図書館オンライン情報検索ネットワークシステム」（NOREN）、新聞記事データベースの「日経テレコン」（日本経済新聞）及び「ACE中日」（中日新聞）を導入し利用していた。当時のオンラインデータベースの利用は、通信時間や利用したデータ件数で費用の負担が生じる従量制であったことから、その検索には格別の知識と技術が要求されるものであった。

2002（平成14）年8月から、各階にインターネット情報が閲覧できる計5台の端末を設置し、その端末で新聞記事データベース「DNA」（朝日新聞）と新聞・雑誌記事データベースの「ELDB」（ELNET）、NICHIGAI/WEBサービスの「国立国会図書館雑誌記事索引ファイル」について利用者が直接利用できるようにした。利用者自身がデータベースの操作を行うことを可能にしたのは、グラフィカルユーザインターフェイス（GUI）が親しみやすいものになったこと、インターネットの普及に伴い通信料金とデータベース利用料の定額化が進展したことが大きい。

翌2003（平成15）年度には「官報情報検索サービス」を、2004年度からは「日経テレコン21（図書館パック）」を一般利用者の利用に供し、2006（平成18）年度には「中日新聞・東京新聞記事データベース」を契約するなど商用データベースの種類を充実させてきた。

2021（令和3）年4月現在、新聞記事検索のために「日経テレコン21」（日経各紙）、「蔵書IIビジュアル for Libraries」（朝日新聞）、「中日新聞・東京新聞記事データベース」、「毎索」（毎日新聞）及び「ヨミダス歴史館」（読売新聞）を、法判例情報検索のために「官報情報検索サービス」及び「TKCローライブライアリ」を提供している。

（10）貴重図書

地域資料に関わる歴史的資料以外にも、当館では近世の和本や漢籍、明治期刊行の資料など貴重図書を多数所蔵しており、その多くは、旧図書館の開館に際して県文書課や関係機関・関係団体から移管されたもの、旧図書館開設時に蔵書整備の一環として購入されたものである。その一部を以下に紹介する。

和本 尾張藩旧蔵の近世の和本（写本・版本）を多数所蔵している。そのうち尾張藩御記録所の蔵書印をもつ『職原鈔』（北畠親房著）は、1802（享和2）年に大須真福寺本を書写したものである。古代史に関わる『類聚国史』『類聚日本後紀』の写本や、『古事記』『続日本紀』『延喜式』など多くの版本は「尾藩寺社官府蔵書」の印を持つ。このほか、名古屋城内二の丸奥文庫の蔵書印とされる「張府内庫図書」の印を持つ『新刊吾妻鏡』などもある。

近世の尾張名古屋は、江戸・上方と並んで、出版文化の中心地であった。『北斎漫画』初篇は、葛飾北斎が本県に寄留していたときに描き始められ、1814（文化11）年に名古屋の版元、永楽屋東四郎によって刊行されたものである。（当館所蔵のものは明治の後刷本）

こうした貴重な和本資料の一部は、デジタルアーカイブ「貴重和本デジタルライブラリー」で来館しなくとも閲覧することができる。

漢籍 貴重図書には漢籍も多い。尾張藩の藩校・明倫堂の旧蔵である『史記評林』（明・凌稚隆編、130卷）『漢書評林』（唐・顏師古注、明・凌稚隆撰、100卷）は、江戸時代の日本人によく読まれた史記・漢書の注釈書である。当館所蔵のものは訓点を付された和刻本である。

中国で刊行された漢籍としては、大部な叢書『皇清經解』（清・阮元ら編、1408卷（咸豐補刊本））『皇清經解續編』（清・王先謙編、1430卷）などがある。『皇清經解』『皇清經解續編』は、古典文献の実証研究を旨とした清朝考証学的一大集成である。

明治期刊行の資料 明治初期の初等教育教科書を中心としたコレクションである「明治期教科書コレクション」は、愛知県教育振興会から移管された資料を中心としたもので1,250冊からなる。福沢諭吉の『西洋事情』、西周の訳による『心理学』（ヘブン著）といった明治初期の啓蒙思想家たちの著作や翻訳書を含む貴重な資料群である。また、教科書以外にも、『新律綱領』『憲法類編』『改定律例』など、近代初期の法制関連の資料も所蔵している。



図 27 ドドネウス『Cruydt-boeck（草木誌）』

外国語の資料 和漢書以外にも、1891（明治24）年の濃尾地震による被災状況の写真記録を多数収める調査報告『The Great Earthquake in Japan, 1891』や、オランダのライデンで刊行された植物図譜『Cruydt-boeck（草木誌）』（ドドネウス著）といった外国語資料も所蔵している。ドドネウスの『草木誌』は、1608（慶長13）年に刊行されたもので、当館蔵書のうち最も古い刊年を持つ資料である。

貴重図書は、普段は地階の貴重書庫に収蔵している。閲覧の際は専用の閲覧席で利用していただくこととしているが、資料の展示会等で来館者の展覧に供することも行っている。

第7 図書館サービスの展開

1 来館者サービスの展開と入館者の動向

(1) 来館者サービスの展開

開館と同時に始まった新しいサービス

新図書館では、児童から高齢者の方まで全ての県民に親しまれる図書館を目指して、旧図書館で重視していた産業経済資料や郷土資料に加え、新たに児童図書、AV資料、点字図書・録音図書等を収集し、児童図書室、AV・マイクロ室、視覚障害者資料室でのサービスの提供を始めるとともに、国際化時代に相応しく国連寄託図書館等の専門的な資料の提供も開始した。

また、資料を主題ごとに配架する大規模な主題別開架閲覧方式と図書館電算システムを導入して利用者の資料へのアクセスの迅速化を図る一方、幅広い県民の図書館ニーズに応えるため、土・日曜日の開館、資料の個人館外貸出を開始した。

サービス体制の見直し

2002（平成14）年度から館内で進めていた今後の図書館運営のあり方に関する検討の結果を踏まえ、2003年度末から貸出業務やレファレンス、資料配置など開館以来の体制について大きな見直しを実施した。CD-ROMやインターネット情報など電子資料の提供、ビジネス関係者や中高生・外国人県民の調査・読書活動の支援に対応したコーナーの開設など新たな取組も開始した。また、組織についても、2005（平成17）年度から従来の4課体制から3課体制へと再編成した。

一方、特許庁による特許情報サービス提供の見直しにより、1999（平成11）年3月、旧図書館以来の特許公報類地方閲覧所の指定が解除された。以後、新たな特許資料の閲覧サービスについては別の機関に委ねることとし、当館既蔵の特許資料は、当分の間当館での提供を続けることとした。

環境の変化と新たなサービスの取組

当館が開館25周年（2016年4月）を迎えた2010年代は、グローバル化や情報化、少子高齢化が進展し、地域の消滅と創生が語られるなど図書館をめぐる社会経済の環境は大きな変化を迎えた。加えて当館の場合には、この四半世紀で施設・設備の老朽化も進行した。こうした環境の変化を受け、2014（平成26）年8月、今後の当館の新しい取組の指針となる基本的運営方針と行動計画を策定した。

AV資料の館内視聴サービス、国連寄託図書館・特許資料の閲覧サービスの終了など旧来のサービスの見直しを進めるとともに、基本的運営方針と行動計画に基づき、遠方にお住いの方に資料返却の便宜を図る遠隔地返却制度の実施、県立学校と連携したイベントや資料展示会の実施、郵送申込による利用者登録（利用カードの発行）など県域の拠点図書館に相応しい取組を開始した。

2011（平成23）年3月、宮城県沖を震源とする大地震が発生した（東日本大震災）。この地震により東北地方の太平洋沿岸部を中心に大規模な津波による災害が発生、多くの方が被災された。

本県は直ちに災害対策本部を設置し、被災者・被災地の支援を開始した。当館においても、東北・関東甲信越地方から本県に避難されてきた方を対象に、在住・在勤の条件を緩和して、利用カードの発行を行った。その後、2016（平成28）年の熊本地震、2018年の平成30年7月豪雨により被災され、本県



図28 開館を待つ来館者の列

に避難された方にも同様の支援サービスを実施した。

近年の新しい取組



図 29 1階エントランス「Yotteko（ヨッテコ）」

2017（平成29）年7月から2018年3月にかけ、当館1階吹抜け部分の天井耐震工事に合わせ、1階エントランスのリニューアルを行った。

新しいエントランスは、図書館資料を使った資料展示に加え、話し合いができるグループ学習スペースを提供するとともに、セミナーやワークショップを関係機関・団体と連携して開催するなど、県民が相互に交流し、繰り返し訪れたくなるような知的で明るい空間を目指して整備を進めた。フロアには可動式のテーブルと椅子を配置したグループ学習席や、レクチャーコーナー、愛知県産の木材を使用したパーテーション型展示架を設置した。

この新しいエントランスのレイアウトや什器は、愛知県立芸術大学の夏目知道准教授の監修により選定を行った。また、同研究室学生からの提案による愛称とロゴについて、来館者による投票を実施し、愛称は「Yotteko（ヨッテコ）」、ロゴは下図のように決まった。Yotteko（ヨッテコ）とは、学校帰り、仕事帰り、散歩の途中などに「気軽にやっていこう」と思う場所をイメージしたものである。



図 30 Yotteko（ヨッテコ）ロゴ

2018年3月16日（金）、Yottekoがオープンした。それを記念して、17日（土）にはNPO法人くらしとバイオプラザ21と共に「バイオカフェ in 愛知県図書館」を、翌18日（日）には中京テレビ放送と共にラップコンサート「あなたの“愛”をラップで伝えてみよう！」を開催した。

同年5月には、施設管理を担当する指定管理者の自主事業として、Yottekoの一角に飲み物や軽食を提供する喫茶コーナー（カフェ）がオープンし、Yottekoは読書や学習の合間の憩いの場としても利用されるようになった。

また、Yottekoに隣接して東三河コーナー、観光情報コーナーを設置して、地域振興の事例紹介や観光情報等の提供を行うようになり、それに関わって「二度目の旅は図書館から」シリーズなど県内各地の公立図書館と連携して資料展示会や講演会も開催するようになった。Yottekoの整備により、1階の広いスペースを多くの県民が利用するようになり、当館の図書館サービスの可能性が大きく広がることとなった。

（2）入館者の動向

当館が開館した1991（平成3）年度は、開館日数254日で、入館者数は987,000人、1日平均3,886人であった。これは旧図書館時代の約3倍である。登録者数は54,055人、1日平均213人で、その内訳は一般41,028人、児童13,027人であった。個人館外貸出の利用者数は184,268人、1日平均726人で、その貸出冊数は438,601冊、1日平均1,727冊であった。また、身体に障害がある方を対象とした郵送貸出の登録者は4人で、計15冊の利用があった。

入館者数は、翌1992年度には1,076,000人と百万人を超えた後、1993年度1,073,000人、1994年度1,018,000人と続けて百万人台を維持したが、その後は減少に転じ、2006（平成18）年度には637,822

人とピーク時の6割弱になった。個人館外貸出冊数（図書）も、1993年度の579,340冊をピークに以降は減少し、2001年度にはピーク時の半分に近い313,260冊となった。2002年度に、貸出冊数を3冊から6冊に変更したことによる増加はあったが、その後は減少した。

当館の入館者数や個人館外貸出冊数が年々減少してきたことの背景には、1990年代半ば以降、パソコンや携帯電話からのインターネットへの接続が爆発的に普及し、インターネット上のコンテンツの充実と相まって、個人が情報を入手する環境が当館の開館した頃とは大きく変化したこと、また、県内の自治体での図書館の新設や改築、設備の更新などが行われ、市町村の図書館が充実してきたこと、当館の資料費の減少による和書の購入、特に文芸書、ビジネス書、実用書など需要のあった分野の収集が落ち込んだことなどがある。

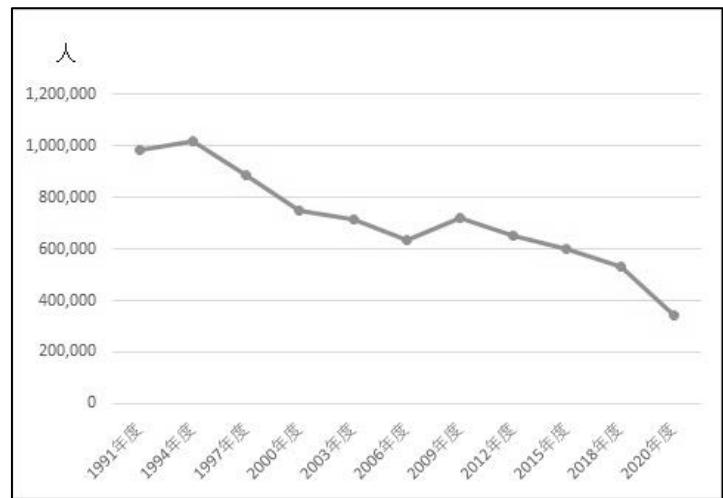


図 31 入館者数推移

2006（平成18）年度に、年々減少していた資料費に1,000万円の増額があり、ビジネス情報、少子高齢化等の重点分野を中心に資料の充実を図った。また、予算配分を見直し5,000円未満の利用されやすい図書の購入を増やした。このことにより、貸出冊数は2006年度以降増加に転じ、2009年度には474,120冊を記録した。以降も2016年度まで40万冊を超えるなど、大きく貸出冊数を減らすことはなかったが、その後の資料費の減少で貸出冊数も再び減少傾向にある。なお、2002（平成14）年度に館外貸出を開始したAV資料は、開始年度の貸出は50,449点でその後徐々に貸出点数を増やし、2015（平成27）年度には86,921点を数えている。

多様なイベントの開催や以上のような資料の充実により、入館者数も同じ時期に一時増加に転じている。2007年度には、祝日開館の開始による開館日の増加により、入館者数は688,915人と前年度を上回ったが、1日平均でも前年より増加し、翌2008年度には744,846人と2006年度を10万人上回る入館者を数えた。しかし、翌2009（平成21）年度には722,779人と再び減少し、以後、前年度の入館者数を上回る年はなく、2018（平成30）年度には529,750人とピーク時の約半分にまで落ち込んだ。

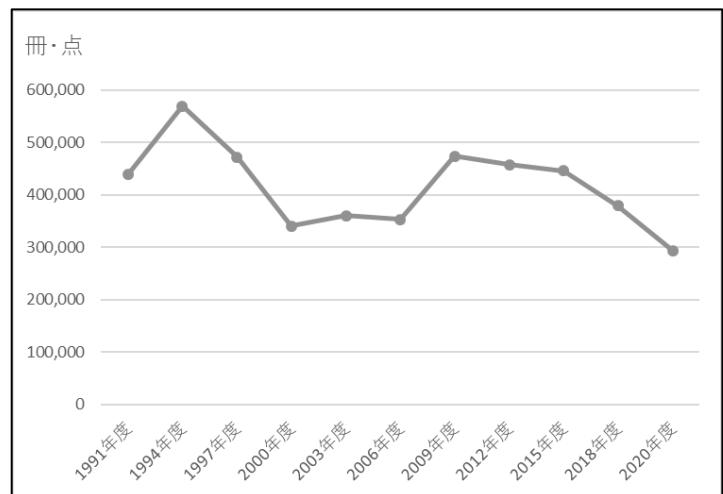


図 32 個人館外貸出冊数推移（図書）

入館者数の減少傾向に歯止めをかけるべく、当館では、1階エントランスYottekoのオープン（2018年3月）を機に、集客に関して新たな切り口での講演会の開催や外部機関・団体と連携した資料展示会の実施などの取組を開始した。こうした取組の結果、2019（平成31）年2月以降、入館者数は11月と図書館電算システム更新作業のため閉館日を増やした12月を除いて前年同月を上回り、2019年度は久しぶりに前年度を上回ることが期待された。しかし、2020年2月以降、本県においても新

型コロナウイルス感染者の発生が続き、3月のほとんどを臨時休館したため、入館者数は504,796人に止まった。

2020（令和2）年度は、4月、5月と臨時休館を継続し、再び開館したのは6月2日からのことであった。再開館当初は閲覧席や地域資料・参考図書の利用を制限するなどしていたが、その後は感染症拡大防止策に留意しながら、徐々に館内の利用制限を緩和し、サービスの復旧に努めた。2か月の臨時休館、感染症の影響により入館者数の著しい減少が予想された2020年度であったが、最終的には2019年度の7割弱にあたる341,146人が来館された。貸出冊数は2019年度図書349,882冊、AV資料65,037点、2020年度図書294,076冊、AV資料51,031点であった。

2 各サービス

（1）児童図書室のサービス

旧図書館では、乳幼児・児童は入館できず、児童向けの図書館サービスを提供していなかったが、新図書館では新たに児童図書室が設置され、0歳から中学生までを対象とする約26,000冊の資料を備えてサービスを開始した。開館当初は非常に利用者が多く、利用登録者数は1991（平成3）年4月末時点では約3,000人、翌年1992年12月には合計約16,000人となった。開館当初の貸出冊数は月平均12,000冊、1日平均500冊強で、夏休みなど利用の多い月では18,000冊、1日平均670冊強を数えた。



図 33 おはなし会（2019.4.20）

児童図書室では、毎週の新着図書の紹介、おすすめの本を紹介する「じどうしつだより」の発行、月毎にテーマを決めての「○月の本」コーナーの設置、児童室内のモニターを利用したビデオ上映、夏・冬・春休み中のこども映画会、七夕の笹飾り等季節に応じての飾りつけや手作りコーナー設置、読書週間の「書名あてクイズ」等を行うなど、新しく利用者となった児童・生徒の読書や学習活動を推進するサービスの提供に努めた。

児童図書室の奥の仕切られたスペースには「児童図書研究資料室」を設け、児童図書研究のための図書や各国語の絵

本を配架するとともに、専用閲覧席も設置した。後に閲覧席は廃止し、そのスペースは2004（平成16）年から始めた「おはなし会」の会場として利用している。

2001（平成13）年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」（子ども読書活動推進法）が制定・公布され、子供の読書活動の推進に関して、地方自治体の責務等が明らかにされ、施策を総合的かつ計画的に推進し、子供の健やかな成長に資することが定められた。また、2002（平成14）年度から翌年度にかけて、今後の図書館サービスのあり方を館内で検討していく中で、児童図書室のサービスもその対象となった。子供の読書活動推進をめぐる社会の動きや館内での検討を踏まえ、翌年度から児童図書室でも新たな取組が始められた。

職員の勤務体制が2004（平成16）年度から見直されたのに合わせ、児童図書室の開室時間を平日、土・日とも1時間延長し午後6時までとした。12月には、利用者からの要望に応え、入場者が減少していたこども映画会に替えて、職員を演者として初めておはなし会を実施した。翌年度には子ども読書の日や長期の休み等に計4回のおはなし会を開催し、以後毎年度行うようになった。2005（平成17）年2月には名古屋市内の幼稚園からの依頼を受け、職員2名による出張おはなし会を行った。また、同年3月には3階フロアに中学生・高校生を対象としたティーンズコーナーを開設することとしたため、中学

生・高校生向けの図書を児童図書室から3階へと移した。以後、児童図書室では専ら小学生以下の児童・乳幼児とその保護者等を対象としたサービスに取り組むこととなった。

2007（平成19）年度には、定期的なおはなし会開催の要望に応えるため、おはなし会サポーターを募集し24名に研修を行った。研修修了後、登録された方にサポーターになっていただき、職員とともに定期的におはなし会の運営にあたっていただいている。おはなし会は、2014（平成26）年度には小学校高学年以上を対象とした「大人も楽しめるおはなし会」を、2016（平成28）年度には「大人のためのおはなし会」（会場はAVホール）も開催、2017年度からは、新たにおはなし会サポーターを募集して、0～2歳児向けの「あかちゃん向けおはなし会」を始めるなど、様々な形態を増やし、多くの方に参加いただいている。

本と読書に興味関心を持っていただくために、資料のディスプレイも兼ねてテーマ別の図書の展示やその表紙カバーの展示も行っている。2009（平成21）年度から、担当者の間で評価の高かった図書を別にコーナーを設けて展示したところ、利用者からの問い合わせや予約件数が年々増加した。また、夏休みには、自由研究や読書感想文に役立つおすすめ本を小学校低学年・中学年・高学年に分けて置くなど工夫をこらし、利用の促進に努めている。2015（平成27）年3月には、当館のWebサイトの中に児童図書室やイベントを紹介する「子どものページ」を開設した。

児童図書の貸出冊数は、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年度は69,247冊であったが、それ以前の5年は年間概ね8万冊台であった。

（2）AV室のサービス

児童図書や視覚障害者資料と並んで新しく重点的に収集することとなったAV資料については個人館外貸出を行わず、AV・マイクロ室の視聴席（ブース）等での視聴サービスに限ることとした。開館当初には、映像資料についてはビデオテープ1,359巻、LD944枚、録音資料についてはCD6,950枚、カセットテープ777本、また、マイクロフィルム28,791巻、マイクロフィッシュ24,880枚を所蔵していた。

映像資料を鑑賞するためのブースは、1人用のAVブースを19席、2～3人で鑑賞できるビデオブースを3室設け、録音資料を聞くためのリスニングコーナー6席を設けた。

利用者は1人1日1点を利用することができた。また、職員が選んだAV資料複数を常時流し、自由に鑑賞できる多人数AVコーナー（映像資料用9席）、フリーリスニングコーナー（録音資料用7席）も設置した。また、新聞や官公報のバックナンバー、外国特許・工業規格類、郷土資料、国立国会図書館所蔵明治期刊行図書マイクロ版集成などマイクロ資料を閲覧するためのリーダー7台を備えていた。

開館に向けて収集したAV資料は所蔵が充実しており、特に映像資料は古典的な名作映画から新作の劇映画、アニメーション、ドキュメンタリーに至るまで豊富な所蔵があって利用者の人気を集め、開館当初は平日でも満席状態が続いた。また、AV・マイクロ室併設のAVホールでは、所蔵のビデオソフトを上映する名画鑑賞会を開館当初から定期的に開催し、多くの観客を集めている。最初の上映会は、1991（平成3）年8月に実施したものであり、これは児童向けの上映会であった。一般向けには同年9月に行ったチャップリンの作品の上映が最初である。

AV資料は室内の視聴設備を使って利用者に提供してきたが、満席の時間が多くの利用ができるな



図34 AV・マイクロ室での視聴

いことや、AV資料の館外貸出の要望も多く、さらには次第に機器やAVシステムの故障が発生するようになり、その維持が困難になってきたことから、館外貸出を中心とするサービスに転換することとなった。2002（平成14）年3月に、AVブース5席、リスニングコーナー2席を残してその他のブースを削減した上で、4月からAV資料の館外貸出を開始した。2003（平成15）年度から受入れを開始したDVDビデオも、2006（平成18）年3月から貸出を開始した。

2005（平成17）年、全館のサービス体制の変更に伴い、新聞や官公報など逐次刊行物を主とするマイクロ資料の提供は、新聞・雑誌グループが担当することになり、マイクロリーダーを2階に移したため、部屋の名称をAV・マイクロ室からAV室に変更した。

2013（平成25）年2月には、開館以来行ってきたAV室内での視聴サービスを完全に終了した。1990年代半ばに登場したDVDビデオが普及し、ビデオテープやLDの再生装置の生産が中止となったこと、ブースでの視聴に関する機器やAVシステムについて部品の交換も含め維持管理ができなくなったことによる。LDは他の県機関・関係団体に管理替え・譲渡し、ビデオテープは除籍処理を行った。ビデオテープのうち本県に関わる資料は、DVDビデオに媒体変換し、3月から3階のカウンター備付けのパソコンで視聴していただくこととした。

開館以来、AV資料は、教養や文化面で資料価値の高いものを中心に収集に努めてきた。また、かつてビデオテープやLDで所蔵していた資料や劣化の進んでいる資料は、DVDビデオなどによる代替資料の購入を進めるなど、その内容の維持にも努めている。

（3）視覚障害者資料室のサービス



図35 視覚障害者資料室（開館当時）

視覚に障害のある方に対するサービスも、新図書館から新たに取組を開始したサービスである。サービス内容は、点字図書・録音図書の貸出、対面朗読サービス、録音図書の作成等であり、対象は視覚による理由で身体障害者手帳を交付されている方で、等級・年齢による制限は設けないとした。対面朗読・録音図書作成などのサービスに協力していただくため「朗読協力員制度」を設け、開館準備中の1990（平成2）年度に第一期朗読協力員養成講座を実施し、高い倍率から選考された35名の受講者が6月から翌年3月まで週1回31回の講座を受講し修了した。以後、養成講座は1991、1992、1997、2008年度及び2021年度に実施し、修了者を朗読協力員として登録している。

開館以来、視覚障害の方のための資料の収集と録音図書の作成を継続して行い資料の充実を図っている。1994（平成6）年度には中部ブロック点字図書館連絡協議会に加盟し、録音図書作成情報の交換を始めるとともに、12月には国立国会図書館「点字図書・録音図書全国総合目録」に参加し、資料の相互貸借も開始した。2005（平成17）年度からは、視覚障害者以外の心身障害の方への郵送貸出も視覚障害者資料室が担当している。

2006（平成18）年12月、第61回国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国においても、2009年6月に、障害の種類を限定することなく視覚や聴覚による表現の認識に障害を持っている方を対象とするなど、障害者の情報利用の機会確保等を規定した著作権法の改正が行われた。当館でも法改正の趣旨を踏まえ、視覚障害者資料室を利用できる方を、「視覚障害者」から「視覚による表現の認識に障害のある者」へと拡大し、関係規程類の整備を実施し、2012年3月に施行した。

2009（平成21）年7月には、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する情報ネットワーク「ないーぶネット」に加入し、参加施設からのオンラインでのリクエスト受付が可能になり、相互貸借による貸出数が大幅に増加した。翌2010年4月、ないーぶネットは、日本点字図書館の「びぶりおネット」と統合され視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」となった。サピエには、点字図書・録音図書の相互貸借のための書誌データベースの他、電子図書館の機能もあり、2012年度には、音声データをダウンロードしCDに複製することが可能になり、利用者のリクエストにより迅速に応えられるようになった。サピエは利用者が個人会員として直接登録し利用することもでき、2020（令和2）年度までに73人の方が当館を通じて登録し、自宅等から直接利用している。2018（平成30）年8月には、国立国会図書館のデータ送信事業に参加し、2020（令和2）年度末までに自館で製作したデイジーフォト652点のデータをアップロードした。このデータは、国立国会図書館障害者向け資料検索画面から検索し、ダウンロード、ストリーミングによって利用できるだけでなく、連携によりサピエ図書館の利用者も利用することができる。

読書や図書館の利用に困難を抱えている方への資料・情報提供とともに、関係の図書館サービスを広く県民へ紹介することも視覚障害者資料室の重要な業務である。2018（平成30）年3月には、児童図書室内に「読書のバリアフリーコーナー」を設け、一般利用が可能なマルチメディアディジタル、大活字本、さわる点字絵本、L-Lブック（L-LはLättläst（スウェーデン語）の略、やさしく読める本）などを配架するとともに、イベント「体験してみよう 読みにくいってどんなこと？」を開催した。2019（令和元）年7月には、朗読協力員の活動を知つてもらうイベント「おんやくってなんだろう」を開催した。

（4）各コーナーのサービス

地域資料

地域資料部門は、3階フロア北西に人文科学部門・社会科学部門に隣接して設置された。図書・雑誌を中心とした資料が配架されており、個人への館外貸出は行っていない。資料の内容は、愛知県及び愛知県に関する地域の郷土資料・行政資料で、その形態は図書、小冊子、地図、新聞、雑誌、マイクロ資料など多様である。部門の呼称を「地域資料」としたのは、歴史・地誌等を中心とした、いわゆる「郷土資料」だけでなく、本県と県内市町村等の行政資料もその対象としたことによる。旧図書館の郷土室と異なり、スペースが他の部門と壁やパーテーション等で区切られておらず、オープンになったことから、郷土史の専門家や愛好家だけでなく、児童・生徒を含めた一般の利用者にも地域資料の利用が広がることとなった。

地域資料部門の事務の一つとして、地域資料の書誌・所蔵情報についての各図書館との情報共有がある。現在ではWebサイト上での情報提供などが取つて代わったが、かつては、そのために『郷土資料月報』及び『愛知県郷土資料・地方行政資料速報』の編集・発行を行っていた。

地域資料についてより県民に興味関心をもつてもらい、その利活用を促進するため、資料の展示も行っている。開館からしばらくの間、地域資料の展示は、全館での資料展示企画の中の一つとして取り扱い、5階の会議室、あるいは2階ロビーを会場として実施していたが、2002（平成14）年度には、郷土資料常設展示コーナーを3階に開設し、普段は地階の貴重書庫に保存され、日頃目に触れることが少な



図36 郷土資料の展示（「愛知県事はじめ(1)愛知県の誕生」2021.12.10～2022.3.1）

い郷土資料について、展示を通じて身近に接することができるようとした。

ビジネス情報コーナー

2004（平成16）年10月から準備を開始し、2005（平成17）年3月にビジネス・就職支援の資料や情報を提供する「ビジネス情報コーナー」を4階に設置した。



図37 ビジネス情報コーナー（設置当初）

開設当初、配置した資料は会社名鑑や名簿類約300冊と資格や職業に関する図書約200冊であったが、翌2006年には、仕事力向上に役立つ本500冊やミニ展示コーナーを増設するなどコーナーを拡大するとともに、会社年鑑や資格試験関連書を重点的に収集し約300冊を追加した。さらに2007年にはビジネス関係雑誌を置くこととした。資料が徐々に充実していくに従い、ビジネス関係者の利用も増加した。

テーマを決めて資料を紹介する展示も積極的に行ってきました。毎年6月から9月にかけては「職業・資格の本」の展示を行うとともに、2008（平成20）年度からは、様々な職業の

講師を招き、その仕事について紹介するセミナー「プロフェッショナル仕事図鑑」を継続的に開催した。また、同じく2008年度からは株式会社日本政策金融公庫との共催で、企画展示「あいちの起業家サポートフェア」とセミナー「創業・経営支援セミナー」を開催している。セミナーには毎年多くの参加者がある。

2016（平成28）年度には、優秀会社史賞（一般社団法人日本経営史研究所主催）受賞社史を集めた社史コーナーを設置した。2018年3月には社史コーナーを大幅に拡張して受賞社史以外の社史も集中して配架することとし、同時にビジネス情報コーナーを4階の西側から東側に移動した。

ティーンズコーナー

当館では開館以来、中学生以下のサービスは児童図書室で、高校生以上のサービスはそれ以外のフロアで行ってきた。中高生を中心とした、子どもから成人に移行する世代（ヤングアダルト）に対しては、児童図書室で対象図書を配架するとともに、「ヤングアダルトブック展」の開催や、ブックリストの作成・配布を行うなどのサービスを行ってきたが、この世代は児童図書室を利用するが少なく充分な効果をあげることができなかつた。そのため、中高生の利用促進とサービス向上を図ることを目的に、一般利用者のフロアに中高生向きの図書を配架することを企画した。

2004（平成16）年10月から館内で検討を開始し、2005年3月、3階フロアの一角に、中高生を主なサービス対象として、一般の方も楽しめる約1,900冊の読み物を中心としたティーンズコーナーを設置した。

ティーンズコーナーでも資料を紹介する展示を積極的に行っている。展示の場所を「ティーンズ島」と名付け、2006年度からテーマを決めて行っている。

2008（平成20）年3月からは企画「てこぽん」を開始した。「てこぽん」は「ティーンズコーナーポイントGet大作戦！」の略で、おすすめ本の紹介カード（POP）を書くとポイントがたまり、たまつたポイントを特製しおりなどの図書館グッズと交換できるという利用者参加型企画である。2013（平成25）年5月には、紹介カードから利用者の投票により優秀作を選ぶ「てこぽん大賞」を初めて開催した。以後、現在まで継続的に実施している。

ティーンズコーナーは、対象とする中高生以外の方の利用も多く、コーナーに配架した図書の約20%が常に貸出されている状況である。



図38 ティーンズコーナー

多文化サービスコーナー

県内の外国人登録者数は、1980（昭和55）年には約6万人だったが、2002（平成14）には15万人を超えた。かつては韓国・朝鮮籍の方が多かったが、1990年代以降ブラジル籍、中国籍の方々も増加した。近年では、ベトナム、フィリピン、ネパールなどの方々も増えて多国籍化が一層進展してきており、多文化共生の観点から、図書館においても外国人県民へのサービスの充実が求められるようになった。

新図書館開館当初から、国際化の趨勢を踏まえ、4階に国際資料部門を置き、外国語（主に英語）で書かれた各国研究資料、日本研究資料を配架していたが、2006（平成18）年の資料移動に伴い、これらの資料については一般の洋書と混配することとした。これを機に、国際資料部門に置かれていた中国語、韓国・朝鮮語（ハングル）、ポルトガル語、スペイン語の資料と、児童図書室に置いていた4か国語の絵本をまとめ、3階ティーンズコーナーに隣接した場所に多文化サービスコーナーを設置した。

コーナー開設当初の資料数は、中国語1,440冊、韓国・朝鮮語（ハングル）190冊、ポルトガル語180冊、その他100冊、計1,910冊と週刊新聞2点であった。このほか、日本語学習のための資料も配置した。2019年度には絵本516冊を別置した絵本コーナーを設置し、家庭などの読書活動の支援を行っている。

東三河コーナー

本県の東三河地域振興の一環として、2018（平成30）年3月にYottekoの一角に開設した。県東三河総局、東三河8市町村の観光関係担当課、東三河広域連合及び当該地域の観光協会等行政機関・関係団体と連携し、東三河の観光情報の提供を中心に、それぞれの地域を紹介したパンフレットやタウン誌、イベントのチラシなどを配布するとともに、パネル展や写真展などの企画展示事業を実施している。

コーナー開設からしばらくの間は、単年度事業を更新する形で運用していたが、東三河地域の行政機関・関係団体から、名古屋市内における情報発信の拠点の一つとして認識されるようになったことから、2021（令和3）年3月、当館と東三河地域8市町村及び10の観光団体との間で「愛知県図書館と東三河地域の市町村及び観光団体との地域振興に係る情報発信の連携・協力に関する協定」を締結した。この協定の締結により、地域振興に一体となって取組を進めている東三河地域が、各自治体の施策や観光、住民活動の実際など様々な情報を広く県民に向けて発信する機会と場



図39 東三河コーナー

所を、当館が常設的に提供することとなった。

観光情報コーナー

県観光振興課、東三河 8 市町村を除いた県内 46 市町村の観光担当課及び地域の観光協会等の行政機関・関係団体と連携し、各市町村の観光・地域情報等の提供を目的として、2018（平成 30）年 11 月、1 階フロアに開設した。コーナーには主に観光・地域に関するパンフレットやチラシ、タウン誌、イベント情報などを置き、来館者に自由に持ち帰っていただけるようにしている。

また、パンフレットなどの紙媒体による情報提供のほか、県内各地の図書館と観光に関連したイベントを積極的に実施している。2019（令和元）年 11 月には、公益財団法人日本交通公社「旅の図書館」と連携し、講演会「とっておきの旅をするための図書館活用術」を開催するとともに、展示「旅の図書館がお薦めする一度は読みたい観光研究書&実務書 100 冊」と「旅心を誘う、旅の本のレジェンド 30 選」を開催した。

3 情報提供サービス

（1）レファレンス

当館が開館した 1991（平成 3）年度は、23,846 件（1 日平均 94 件）のレファレンス（資料・情報探しを司書が手伝うサービス）を取り扱った。これは、旧図書館時代の 1987 年度から 3 か年の年度平均 1,591 件の約 15 倍であった。レファレンスの依頼手段については、口頭によるものが全体の約 65% を占め、次いで電話によるものが約 34%、文書によるものが約 1 % であった。レファレンス業務には外部データベース（NOREN、日経テレコン及び ACE 中日）を導入し、回答への迅速な対応を図った。

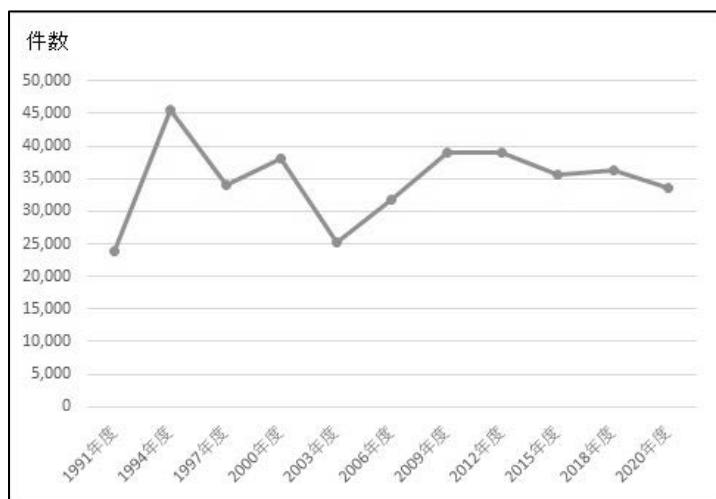


図 40 レファレンス件数推移

レファレンスの取扱い件数は、口頭での依頼が入館者数の増加に合わせて増えるとともに、電話、文書による依頼も増え、1993（平成 5）年度には取扱い件数は 4 万 8 千件を超え、ピークを記録した。その後も 1995（平成 7）年度まで年間 4 万台台のレファレンスを取扱っていたが、1996（平成 8）年度には 3 万台台に急減した。その後、2001（平成 13）年度まで取扱い件数は 3 万台台で推移していたが、2002（平成 14）年度には再び急減して 2 万台台になり、翌 2003 年度には 25,315 件にまで落ち込んだ。この背景には、

パソコンや携帯電話からのインターネットへの接続が爆発的に普及するとともに、当館を始めとする図書館の Web サイトが相次いで公開されるなどインターネット上のコンテンツの充実が進展し、個人が情報を入手する環境が当館の開館した頃とは大きく変化したことがある。

2002（平成 14）年度から翌 2003 年度にかけて、館内において今後の当館の運営について検討が行われた。その中でレファレンスサービスの充実・強化が取り上げられ、県民の多様な情報ニーズに迅速・的確に応えることができる体制を確立することが課題とされ、2003 年度の下半期からその取組みに着手した。

2004 年 3 月には国立国会図書館の「レファレンス協同データベース事業」への参加館登録を行い、翌

2004 年度からの同事業の運用開始に伴い順次レファレンス事例の作成と登録を開始した。また、同年度末には、貸出・返却業務を 1 階カウンターに集約することによる各階カウンターでのレファレンス機能の強化や専用電話の設置、メールによるレファレンスの受付開始等サービス向上の具体的な取組みを開発した。その結果、2004 年度に取り扱ったレファレンスは 27,268 件で、対前年比 7 % の増加を見、翌 2005 年度には 28,457 件、2006 年度には 31,807 件と再び 3 万件台に復帰した。

レファレンスの取扱い件数については、その後 2009 (平成 21) 年度には 4 万件に迫ることもあったが、2019 (令和元) 年度まで 3 万件台を維持した。2020 年度は 15 年ぶりに 2 万件台に落ち込んだが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4 月、5 月と休館したことから口頭による依頼が減少したことによる。

レファレンスの内容は、世の中の動きや事件を反映する。1994 (平成 6) 年度の後半からしばらくの間、活断層に関する問い合わせが続いたが、これは、1995 年 1 月に発生した阪神淡路大震災によるものである。また、2011 (平成 23) 年度は、2011 年 3 月に発生した東日本大震災と原発事故の関係から、住んでいる地域の地質や土地条件に関する地図の所蔵の照会、過去の地震、放射能汚染、原発の施設などに関する問い合わせが多くなった。

(2) 調べ方ガイド (パスファインダー)

2009 (平成 21) 年度から、利用者向けにパスファインダー (Pathfinder) 「調べ方ガイド」の作成を開始した。パスファインダーとは、資料や情報の探し方について、テーマごとに紹介するものである。「No. 1 新聞記事の探し方」、「No. 2 新型インフルエンザ (A 1 / H 1 N 1) について調べる」及び「No. 3 知っておきたい相続・遺言」の 3 点を 2009 年 11 月に発行、年度末までに 10 点作成し、各階のパンフレット架に置いて来館者が自由に持ち帰れるようにした。2009 年度の総配布枚数は 1,043 枚であった。

「調べ方ガイド」は、利用者には好評をもって迎えられ、翌 2010 年度には新たに 4 点を作成し総配布枚数は 4,910 枚、さらに 2011 年度には 2 点追加し総配布枚数は 5,666 枚と、作成点数及び配布枚数を順調に伸ばした。2012 年度には、新たに 3 点追加して「調べ方ガイド」は総点数 19 点、総配布枚数は 8,784 枚となった。2019 (令和元) 年度には、情報の更新が必要となった 8 点について改訂を行った。2020 年度末現在、22 点の「調べ方ガイド」を利用に供している。

「調べ方ガイド」は、館内で配布するだけではなく、当館の Web サイトに電子版を発行当初から掲載し、広く利用してもらうようにしている。

(3) インターネット上の情報・電子資料の提供

インターネット情報提供サービス

最新の出版や他の図書館の所蔵情報、オンラインデータベースなどインターネット上でしか入手できない様々な情報を提供するため、2002 (平成 14) 年 8 月から各階フロアに計 5 台のインターネット情報閲覧用パソコンと座席を設置し、利用者が直接利用できるようにした。2005 年の 3 月には同パソコンを 2 台増やし、計 7 台を利用に供するようになった。

利用者用のインターネット情報閲覧用パソコンは、その後台数を増やし、2013 (平成 25) 年度には、



図 41 「調べ方ガイド」No. 1 (2022.4.1 改訂版)

2階に2台、3・4階に各3台の計8台を配置した。利用に際しては、カウンターに申込書を提出することが必要で、利用時間の管理はカウンターの職員が行っていた。



図 42 インターネット情報閲覧席

2014年3月、図書館電算システムの更新を機に、8台の端末を全て2階の新聞・雑誌部門のカウンター前に集約し、新たに用意した利用管理専用端末で利用者自らが使用端末や時間の予約ができるシステムを導入した。

CD-ROM閲覧用パソコンの設置

従来冊子体で刊行されていた出版物がCD-ROM形態で刊行されることが多くなってきたことから、2002(平成14)年5月から2階から4階の各階での閲覧のため計3台専用のパソコンを設置した。2003年6月には、マイクロフィルムからデジタル化した名古屋タイムズCD-ROM閲覧のための専用パソコンを2階に設置しサービスを開始した。

国立国会図書館のデジタル情報源の提供サービス

歴史的音源(れきおん) 2011(平成23)年5月、国立国会図書館は、歴史的音盤アーカイブ推進協議会(HiRAC)がデジタル化したSP盤の音源等を「歴史的音源」(れきおん)として、同館内及びインターネットで公開する事業を開始した。翌2012年の1月からは、「歴史的音源」の公立図書館への配信提供サービス試行を開始、当館もこれに参加し、3月から館内のインターネット情報閲覧用パソコンでの一般への提供を開始した。国立国会図書館の公立図書館への配信試行は、7月から正式な配信へと移行した。

デジタル化資料送信サービス 2012(平成24)年6月、第180回通常国会において、国立国会図書館のデジタル化資料を図書館向けに送信することができるることなどを規定した「著作権法の一部改正法」が可決・成立した。これを受けて国立国会図書館では、2014年1月、図書館向けに「デジタル化資料送信サービス」を開始した。当館でも、2014年度から当該サービス導入の準備を始め、2015(平成27)年5月からデジタル化資料送信サービスの一般提供(閲覧及びプリントアウト)を開始した。

4 遠隔地返却制度

遠隔地返却制度とは、当館から遠方に居住している利用者が、当館で借りた資料を、利用者が居住する地元自治体等の図書館で返却をすることができる制度である。当館が位置する名古屋市から距離のある三河地区や知多地区の利用者サービス向上を図ったものであり、県域全体をサービスの対象とする当館ならではの取組である。地元の図書館から当館までの返却本の運搬は、協力貸出や相互貸借に使用している当館の資料搬送定期便を利用して行う。

2011(平成23)年9月から、東三河地区の8自治体(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)、西三河地区の4自治体(岡崎市、西尾市、高浜市、幸田町)及び知多地区の5自治体(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)、合計17自治体を対象として試行を実施した。年度末までの7か月の試行期間中延べ269人961冊の利用があった。

翌 2012（平成 24）年 4 月、遠隔地返却制度の本格運用を開始した。対象自治体には、新たに 4 月から碧南市が加わり、東三河地区 8 自治体、西三河地区 5 自治体、知多地区 5 自治体、合計 18 自治体となった。その後、2017（平成 29）年度には豊田市と阿久比町が加わり対象自治体は 20 自治体に、2018（平成 30）年度には安城市が加わって、2020 年度現在、遠隔地返却制度の対象となっているのは東三河地区 8 自治体、西三河地区 7 自治体、知多地区 6 自治体の合計 21 自治体である。

2016（平成 28）年度には、当館の図書館電算システムに、遠隔地返却制度に対応した改修を実施した。利用者が地元の図書館で返却をすると、当該返却図書が当館へ返却中であることを当館の図書館電算システムに反映させるもので、地元の図書館での返却と図書館電算システム上での返却処理とのタイムラグが解消された。2017 年 3 月にシステムの試行運用を開始し、翌 4 月から本格運用に移行した。

遠隔地返却制度は、年度によっては増減があるものの、試行期間中と新型コロナウイルス感染症拡大防止のため県内各地の図書館が休館した 2020 年度を除いて、利用者数は概ね 700 人台から 800 人台、利用冊数はほぼ 2 千冊台で推移している。



図 43 遠隔地返却制度のお知らせ（2017）

5 インターネットを利用したサービス

（1）Web サイトと O P A C

1996（平成 8）年 10 月、当館はインターネット上に Web サイトを開設した。開設当初の Web サイトは、利用案内等を掲示したごく簡易なものであった。

1999（平成 11）年 10 月には、図書館電算システムの更新に伴い、館内の業務系パソコンからインターネットへの常時接続が可能となった。これにより、国立国会図書館総合目録ネットワークや学術情報センター（N A C S I S）総合目録データベース、国内外の図書館がインターネット上に公開しているオンライン蔵書目録（以下、O P A C と略記）などを検索できるようになり、レファレンス等に活用することが可能となった。

2001（平成 13）年 3 月からは、新しく作成した Web サイト上に当館の O P A C を公開した。各資料の貸出、返却及び予約状況について 5 分毎に情報が更新されるようになっており、来館せずとも、所蔵資料の詳細な情報が把握できるようになった。さらに 2003 年 7 月には、携帯電話用のサイトを開設した。主な提供情報は資料の所蔵データ、利用案内、休館日、交通案内などである。今まで当館の所蔵を確認するためには、来館するか、電話で問い合わせを行うのが一般的であったが、インターネット上で蔵書検索ができるようになり、いつでもどこでも蔵書の確認が可能となったことは、県域全体を図書館サービスの対象とする当館にとって大きな意義がある。

2004（平成 16）年 7 月、これまで O P A C や利用案内など必要最小限のメニューしかなかった当館 Web サイトについて、来館利用の促進と来館困難な県民に対するサービスの案内等を目的としたコンテンツを新たに作成するなど Web サイトの全面改訂を行った。また、翌 2005 年 3 月には、Web サイト上のメールフォームでのレファレンス受付を開始するとともに、当館の特徴あるコレクションを紹介する「としょかん玉手箱～ご存知ですか？この資料～」コーナーを設けるなど情報発信の充実を図った。

2007（平成 19）年 3 月、第三期となる図書館電算システムへの更新を行った。この度の更新により、インターネット、携帯電話から貸出中図書の予約と利用状況の照会が行えるようになり、また、確保し

た予約図書について、その連絡を電子メールで送ることができるようになった。インターネットを経由した貸出中図書への予約は、開始から5年後の2012（平成24）年度には、予約件数全体の6割以上を占めるに至っている。

2009（平成21）年度には、前回行ったWebサイトの全面改訂から5年が経過し、コンテンツが増加してページの更新作業などにおいて困難を覚えるようになってきたことから、館内での検討を踏まえ、再び全面的な改訂作業を行った。カテゴリーごとのメニューをWebサイトの上部におき、よりコンテンツが探しやすくなるように工夫した。新しくなったWebサイトは2010年4月から公開した。



図44 当館Webサイト（トップ）

2014（平成26）年3月の第四期図書館電算システム更新においては、利用者が館内外のO P A Cからログインして利用する利用者専用のページ「M y ライブライ」を充実させた。これまでの貸出中図書の予約、利用状況の照会機能に加え、貸出期間の延長の他、興味のある著者や分類、キーワードなどを登録することで必要な新着資料情報を電子メールで受け取ることが出来る「新着資料お知らせサービス」機能、蔵書検索結果から任意の資料リストを作成できる「M y 本棚」機能の提供を開始した。また同年4月からは、クラシック音楽を中心としたインターネット音楽配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」の提供を開始した。図書館に来館しなくとも、音楽資料を聞けるようになった。

2018（平成30）年には、貸出中でない在架図書のオンライン予約を開始した。6月から試行を開始し、一定数の利用が確認できしたことから、9月から運用を開始した。

個人の情報検索行動に大きな影響を与えていているのが、近年のスマートフォンの爆発的な普及である。スマートフォンと携帯電話からの当館蔵書検索ページへのアクセス件数を比較すると、2014年度から2016年度においては、スマートフォンからと携帯電話からのアクセス件数は、スマートフォンからがやや上回るもの、同じ趨勢で増減している。しかし、2017年度以降は、スマートフォンからのアクセス件数が増加する一方、携帯電話からのアクセス件数は大きく減少した。こうした情報環境の変化を踏まえ、2020（令和2）年1月に実施した第五期図書館電算システムの更新では、図書館のWebサイトにスマートフォン専用ページを設け、スマートフォンからの蔵書検索に対応するなどの利便性向上を図った。

（2）県内図書館横断検索システム

横断検索システム「愛蔵くん」

2001（平成13）年3月、当館がインターネット上にO P A Cを公開したが、2001年度は、県内の図書館でもO P A Cの公開が進展した。2002年の4月に開館した美浜町図書館を加えると、当時県内14自治体の図書館がインターネット上でO P A Cを公開していた。また、公開を検討している図書館も10館以上あり、当館には各図書館のO P A Cを効率的に検索するための横断検索サービスの提供が求められていた。

2003年1月、インターネットでO P A Cを公開している県内市町村立図書館の蔵書を、書名や著者名などを検索項目として一括して検索できる横断検索システム「愛知県内図書館横断検索」を立ち上げた。これまで各図書館の蔵書を確認するためには、個々の図書館のO P A Cを一つずつ検索しなければならなかつたが、横断検索システムを利用することでその手間がかからなくなり利便性が向上した。公開時

には 17 館を対象として開始したが、その後 8 館の参加を得、年度末には 25 館の O P A C が一括して検索できるようになった。当時、横断検索システムへの一日平均アクセス件数は 427 回あり、これは当館 O P A C の平均 384 回を上回っていた。

2004 年 12 月、翌年 1 月に横断検索システム公開 2 周年を迎えることから、その P R のため愛称を公募することとした。募集期間は 2004 年 12 月 20 日から翌 2005 年 1 月 31 日までで、Web サイト上に設けた専用メールフォームを通じて応募のあった全 201 作品を対象として選考を行い、2005 年 2 月に「愛蔵くん」と決定した。なお、この愛称募集事業は「愛・地球博パートナーシップ事業」として実施し、2005 年日本国際博覧会協会から応募者向けの賞品の提供を受けた。

横断検索システム「愛蔵くん」は、2003 年 1 月の公開以来、県内市町村立図書館に参加を呼びかけてきたが、その後、県機関・関係団体の専門図書館、県内公民館図書室の参加をみ、さらには国立国会図書館サーチ及び東海・北陸地区の県立図書館の O P A C も検索の対象とし、その充実を図ってきた。2020 年度末現在、当館、東海・北陸地区的県立図書館(5 館)、県内の市町村立図書館(48 館)、公民館図書室(2 館)、県機関・関係団体の専門図書館(3 館)の O P A C 及び国立国会図書館サーチが検索できる。

愛知県内図書館雑誌・新聞総合目録

雑誌・新聞については、県内の各図書館が所蔵する資料を検索するためのツールとして、1995(平成 7) 年度に雑誌に関して冊子体の総合目録を作成していた。刊行から 5 年を経過した 2001 年 3 月、新しい総合目録「愛知県内図書館雑誌・新聞総合目録」(当初の名称は「愛知県内公共図書館所蔵継続雑誌・新聞総合目録」)の作成に着手し 10 月に完成、電子版(Excel ファイル、収納媒体はフロッピーディスク)と

して各館に配布した。参加館は当館を始め市町村立図書館 72 館、公民館図書室 16 室、専門図書館 2 館の計 91 館であった。翌年 3 月には、当館 Web サイトでこの総合目録を公開した。

新聞や雑誌は図書と異なり、図書館によって、一覧表(リスト)で提供されていたり、データベース化されておりと目録提供のあり方が異なっていたため、横断検索システム「愛蔵くん」のように O P A C を対象として一括検索することができなかった。そのため、当館が提供する「愛知県内図書館雑誌・新聞総合目録」もデータベース化が遅れていたが、2014(平成 26) 年 3 月の図書館電算システムの更新を機に、各館から提供される所蔵情報をデータベース化し県内各館の所蔵状況を容易に検索できるようにした。2020 年度末現在、「愛知県内図書館雑誌・新聞総合目録」には当館及び市町村立図書館 88 館、公民館図書室・専門図書館が 8 館参加している。

(3) デジタルアーカイブ

絵図の世界

当館は、県文化財指定の元禄時代の尾張・三河の国絵図を始め城下絵図、村絵図等江戸時代から明治初期の貴重な絵図を多数所蔵している。これらの絵図資料を劣化や破損から守ると同時に、多くの県民が利用できるようにするために、平成 14 年度緊急地域雇用創出特別基金事業を活用しデジタルアーカイブ化を行った。

デジタル化にあたっては、大型絵図の細部まで再現し、学術的な利用に耐えるものを目指した。閲覧用の高精細画像は、高精細画像閲覧システム「ギガビュー(GigaView)」により作成され、画面の部分拡



図 45 横断検索「愛蔵くん」

大ができ、微細な文字まで解読できるようになっていた。また、絵図データには絵図名と大きさ、製作年等を付し解説を加えた。



図 46 「絵図の世界」

この絵図デジタルアーカイブを「絵図の世界」として、725 点の絵図を 2003 (平成 15) 年 10 月からインターネット上に公開した。高精細画像を閲覧するにはブラウザ (IE、インターネットエクスプローラー) にギガビュープラグインを組み込むことが必要であったが、公開開始から年度末までのアクセス件数は 7,095 件を数えた。

ギガビュープラグインは、その後 WindowsXP への対応を最後に、サポートを停止した。その結果、OS のバージョンアップの進展により高精細画像が閲覧できないパソコンが増えってきたため、高精細画像を別の手段で提供することとし、平成 23 年度緊急雇用創出事業基金事業を利用し、「ズーミファイ (Zoomify)」用にデータ変換を行った。ズーミファイも画面の部分拡大により絵図に書かれた微細な文字まで判読可能であり、ほとんど全ての OS やブラウザが対応している。新しくなった「絵図の世界」は、2012 (平成 24) 年 6 月から公開した。2020 (令和 2) 年度末現在、758 点の絵図を公開している。

絵はがきコレクション

観光や記念事業等のために発行された絵はがきも、地域の景観や風俗を後世に伝える貴重な資料である。当館には昭和初期に発行されたものを中心に、地域資料として 208 セットの絵はがきを所蔵している。

これらの絵はがきの中で、2008 (平成 20) 年度、デジタルアーカイブとして公開するのに適当なものデジタル化を実施し、2009 年 3 月に 54 セットの絵はがきについて、「絵はがきコレクション」としてインターネット上に公開した。

所蔵の絵はがきはその後もデジタル化を行い、2020 年度末現在、108 セットの絵はがきを公開している。



図 47 「貴重和本デジタルライブラリー」

貴重和本デジタルライブラリー

当館は、旧図書館の時代に文書課から移管された尾張藩関係資料を始め、近世から明治初期にかけての貴重な和本を多数所蔵しているが、『国書総目録』に掲載されていなかったことから、これまであまり知られてこなかった。これらの貴重な和本（貴重和本）を広く県民に知っていただき利活用を図るため、平成 22 年度緊急雇用創出事業基金事業としてデジタル化することとし、近世と近代初期の地域資料に関わるものを中心にデジタル化を行った。翌 2011 (平成 23) 年 11 月、書誌データの整備を行った 53 タイトルをデジタルアーカイブ「貴重和本デジタルライブラリー」としてインターネット上に公開した。公開から年度末までのアクセス件数は 3,007 回であった。なお、2013 年度には緊急雇用創出基金事業、2016 年度には地方創生推進交付金により、同様に貴重和本のデジタル化作業を行った。

2012 年度には和本整備に意欲のある職員によるプロジェクトチーム（貴重和本整備チーム）を立ち上

げ、継続して書誌データの整備作業を行うこととし、デジタル化した資料を整備の済んだデータとともに順次公開していくこととした。2020年度末現在、221タイトルの貴重和本を公開している。

画像コレクション

当館所蔵の本県に関わる画像資料（古絵図、絵はがきを除く。）でデジタル化したものについてデータベース化し、キーワード等で検索できるようにしたデジタルアーカイブである。2020（令和2）年1月の第五期図書館電算システム更新にあわせて導入し、「愛知県鳥瞰図」（吉田初三郎作画）始め12点のデジタル画像の公開からスタートした。今後は、国の分野横断統合ポータル「ジャパンサーチ」との連携も視野に入れながら、デジタル画像の充実に努めていくこととしている。



県図書キャラクター図鑑 4 ちび太

愛知県図書館の近くに住んで
いるねこ。

母ねこのハナが、図書館の本を
読み漁るうち、ある特別な本を
見つけていち早く猫又になっ
たので、自分も早く猫又になり
たいと図書館の本を読みにや
ってくるようになった。

「最初は子どもの本から！」と
いう母ねこの教えに従って、最
近では児童図書室に通ってい
る。

第8 企画展示とPR活動

1 企画展示

当館における資料の展示会や講演会、映画会などの催事（以下、企画展示と略記）について、以下開館以来の取組の方向性についてその概要を述べる。

(1) 開館当初の企画展示



図 48 当館最初の企画展示「名古屋城三の丸遺跡出土品展」(1991. 4. 20 ~5. 19) のパンフレット

当館開館当初の企画展示は、AVホールでの映画会を除いて、5階の大会議室を主な会場として、旧図書館時代から継続してきた外部講師による講演会「文化講座」や、「名古屋城三の丸遺跡出土品展」「あいちの生んだ小説家展」等館外から展示資料を借用した展示会など、比較的規模の大きな企画展示を、管理課の企画・振興担当が主となって開催していた。

(2) 企画展示の方針の変更

外部講師の招請や他機関からの展示資料の借り受けには相応の経費が必要であること、また企画展示の担当が一部の職員に限られることが懸念されたため、2000（平成12）年度からは、尾張藩の村絵図や市町村の行政資料など当館所蔵資料の展示を主とし、また職員全体が企画展示の実施に関わることとした。会場も来館者が立ち寄りやすい2階のエレベーター前のホールに変更した。

(3) サービス体制の変更に伴う企画展示の変化

2003（平成15）年度から2005年度にかけて、図書の貸出と返却を1階カウンターに集約するなど全館的にサービス提供体制が変わったことを受けて、1階のエントランスや各部門で、館外貸出ができる図書を中心とした資料の展示会を開始した。さらに資料の展示会にあわせて、愛知県美術館学芸員による関連の講演会を実施するなど、愛知芸術文化センター栄施設や他の県機関・関係団体と連携して資料の紹介に止まらない企画展示にも取り組むようになった。

また、普段は入ることができない当館のバックヤードを案内する「図書館探検ツアー」（第1回：2005年2月実施）や、図書館の利用方法について解説する「図書館利用講座」（第1回：2009年2月実施、当初の名称は「図書館はじめて講座」）など利用者参加型企画も開始した。

(4) Yotteko の開設に伴う新しい企画展示の取組

2018（平成30）年3月、1階エントランスがYottekoとしてリニューアルオープンした。Yottekoでは県産材で作られたパーテーション型展示架を利用し、資料の展示やパネルなどの掲示を自由にレイアウトできるようになったこと、県機関や関係団体との連携を一層推進したことにより、従前よりも展示力がアップした。

また、Yottekoの一角を会場に「文化芸術に関する連続講座」（2021（令和3）年度から。従前の名称は「愛知県美術館学芸員による連続講座」「アーツスペシャリストによる連続講座」）や、学術・芸術の第一線で活躍される方を招いて実施する「リベラルアーツカフェ」など、来館された方が気軽に自由に聴講できる形式での講演会やワークショップも開催するようになった。

Yotteko の開設をきっかけに、積極的に新しい企画展示に取り組んでいたが、2020 年 2 月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、当館も 3 月 10 日から 6 月 1 日まで臨時に休館することになり、年度末から年度初めにかけて計画していた企画展示事業も中止となった。6 月 2 日以降、感染症対策に留意しながら再び開館し、資料やパネルの展示を再開した。10 月からは連続講座などの一部の催事についても会場を Yotteko から大会議室に変更するなどの手立てを講じ再び開催することとした。

現在は感染症対策に留意しながら、企画展示を実施している。

2 PR活動

(1) 広報

館内外でのポスターの掲示やチラシ・刊行物の配布、新聞やテレビ、タウン誌等各種メディアへの情報提供などの方法に加え、Web サイト（1996（平成 8）年 10 月開設）やメールマガジン（2018（平成 30）年 1 月第 1 号発行）も活用して広報を実施している。

近年普及が著しいソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を使った広報については、開館 20 周年にあわせて 2011（平成 23）年 3 月からツイッター（Twitter）を始め、2017（平成 29）年 7 月からフェイスブック（Facebook）を開始した。また、2020（令和 2）年 5 月にはユーチューブ（YouTube）にチャンネルを開設し、新型コロナウイルス感染症拡大のため一般公開できなくなった企画展示「読書の木をそだてよう！」を紹介する動画を公開した。動画についてはその後も隨時作成し YouTube で公開している。



図 49 動画配信した企画展示「読書の木を育てよう！」(2020. 5. 20)

(2) 刊行物

当館は開館以来、広報活動の一環として、各種の刊行物を発行してきた。以下では当館の活動を知る上で重要な事業年報と館報について概観する。

事業年報

当館の組織や設備、前年度の事業の実施状況や所蔵資料・利用状況などについて、その概況をまとめたものである。初号となる平成 4 年度版は、1992（平成 4）年 9 月に発行された。

平成 17 年度版（2005 年 6 月）までは、もっぱら前年度の概況を報告するものであったが、平成 18 年度版（2006 年 6 月）からは、愛知県図書館サービス計画が掲載され、前年度の評価と当該年度の基本的な考え方、当該年度に重点的に取り組むサービス及び数値目標を掲載するようになった。これは、2001（平成 13）年 7 月に公布された文部科学省告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、公立図書館は、そのサービスに関わる指標及び数値目標を設定し、その達成に向けて計画的に実施するように努めなければならないとされたこと、及び当館のサービスのあり方について、2002（平成 14）年度から翌年度にかけて館内で行なわれた検討を踏まえたものであった。

サービス計画は平成 25 年度版（2013 年 8 月）まで掲載された。平成 26 年度版（2014 年 11 月）からは、2014 年 8 月に策定した基本的運営方針に基づき、毎年度の事業計画とその評価、当館の運営に関する指標及び目標の進捗状況を掲載するようになった。2020 年度版（2020 年 9 月）からは、基本的運営方針に関わる事業計画、運営指標及び数値目標について、図書館専門委員会での点検・評価の対象となっていることから、その委員の意見を付するようにした。

事業年報は、館内での閲覧に供するほか、県内外の図書館関係者、関係機関・団体に配布している。2020年度版は500部印刷に付し、各所に配布した。また、当館Webサイトに電子版を掲載し、広く当館の事業の取組について知つてもらうこととしている。

館報

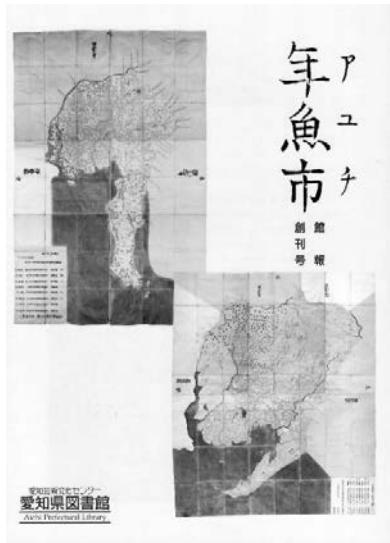


図 50 「年魚市」創刊号
(1991. 11. 30)

「年魚市（アユチ）」 県民に当館の活動状況を隨時知らせ、「県民に開かれた図書館」となることを目的に、新図書館の開館を機に館報を発行することとした。館報の誌名は館内から募集し、「年魚市（アユチ）」と決まった。万葉集卷三の高市黒人の歌「桜田へ鶴（たづ）鳴きわたる年魚市潟（あゆちがた）潮干にけらし鶴鳴き渡る」に詠まれ、「あいち」の地名の語源ともされる「年魚市潟」による。表紙のデザインは、当館所蔵の「元禄14年尾張国絵図」と「元禄14年三河国絵図」を配したものとした。

初年度（1991年度）には、創刊号と第2号を刊行した。創刊号（1991年11月）は建設から開館までの経緯に関する記事等を40頁にわたり掲載した。第2号（1992年3月）では、1991年11月に当館を会場として開催された平成3年度東海北陸地区公共図書館研究集会に関する特集記事を中心に掲載した。創刊号と第2号はそれぞれ2000部、1500部発行され、県内外の図書館、関係機関に配布した。1997（平成9）年度までは毎年2回刊行され、その後は年1回となった。毎号、特集記事、レファレンス事例集や

「郷土を知る本」といった記事のほか、県内の公共図書館や専門図書館、図書館類縁機関の紹介などを掲載した。

2005（平成17）年3月に発行された第21号を最後に、「年魚市」は刊行を終了した。創刊号から第20号（2004年3月）までの総目次が第20号に掲載されている。

「あゆち」 2003（平成15）年度から翌年度にかけて、今後の図書館サービスのあり方を館内で検討する中で、館報のあり方もその対象となった。館報「年魚市」は、県内市町村立図書館関係者を読者と

して念頭におき、県内外の図書館、関係機関・団体に配布し、直接県民に配布するものではなかった。そこで、当館の様々な活動を広く県民にPRするため、新たな形態で発行することとした。

県民に親しみやすいものとするため、誌名を平仮名の「あゆち」に変更し、A4サイズのリーフレットとして発行することとした。リニューアルした館報「あゆち」は2005年11月に刊行した。発行部数は1万部で、館内で配布する他、市町村立図書館等を経由して、広く県内に配布した。なお、号数は旧館報「年魚市」を継承せず、2005年11月の発行分を初号（第1号）として発行した。毎号1テーマの特集が組まれ、当館の事業や資料、調べ方などを紹介している。



図 51 リニューアル「あゆち」第1号 (2005. 11. 15)

館報「あゆち」は、2009（平成21）年度まで年2回の発行であったが、2010（平成22）年度以降は年1回の発行とした。この間、2007（平成19）年度の第5号からは、持ち歩きやすいように、判型をA4二つ折りのA5サイズに変更するとともに、二つ折りしたものと2枚組み合わせ、表紙部分を含めて8ペー

ジのパンフレットとした。県民へのPRを主眼とした刊行物であるので、館内外で配布するとともに、当館Webサイトに電子版を掲載している。

(3) 広聴

窓口や電話、またWebサイトに設けたメールフォーム等で、隨時、県民から御意見・御要望などをお聞きするとともに、アンケート調査を実施し、当館の運営や事務改善の参考にしている。

来館者アンケート

2003（平成15）年度に策定した「愛知県図書館のあり方に関する報告書」を踏まえ、年度ごとに愛知県図書館サービス計画を策定し、サービス計画の達成度を図るためサービスに関して適切な指標と数値目標を設定し、図書館評価を行うこととした。そのため来館者の満足度を知るためのアンケート調査を実施することとし、2005（平成17）年12月、来館者アンケートを実施した。平日と休日の来館者の動向を考慮し、12月6日（火）と12月11日（日）の2日間、合計1,900枚のアンケート票を配布し、1,067枚を回収した。（回収率56.2%）

来館者アンケートは、以後、毎年度実施し、集計の結果については、当館の活動や方針の策定の参考にするほか、Webサイトに掲載するとともに、事業年報にその概要を掲載し、広く周知することとしている。

県政世論調査

本県では、県民生活に関連する県政の各分野について、その関心や要望等を把握し、今後の県政運営の資料とするため、毎年、「県政世論調査」を実施している。当館の活動については、2013年度と2018年度に調査の項目となった。

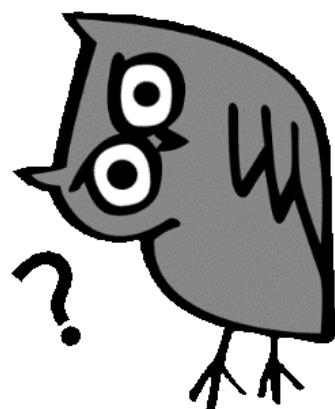
県政世論調査の結果は、本県のWebサイトに掲載される。当館では、県政世論調査の結果を、日常の図書館活動の参考にするほか、来館者アンケートとともに、運営の方針や事業計画を策定する際の参考資料として活用することとしている。

県図書キャラクター図鑑 5 はてな

知りたがり屋さん。愛知県の鳥コノハズクのこと。

奥三河の山から飛び立ち、県内を飛びまわって疑問がわくと愛知県図書館にたずねる。

普段の鳴き声は「ブッポウソー」だが、疑問が解けると「ぼうそーかー」と鳴く。



第9 市町村立図書館等へのサービス

1 資料提供に関する支援

(1) 協力貸出

県立図書館から市町村立図書館や公民館図書室などへの貸出を、市町村立図書館等の蔵書を補完するために貸出することから「協力貸出」と呼んでいる。当館から離れた地域にお住まいの方や、交通の事情など当館の来館利用が難しい方に、身近な市町村立図書館等を経由して当館所蔵資料を利用していくというのがその趣旨である。広域自治体としての県の役割を、図書館サービスという分野で体现しているものである。

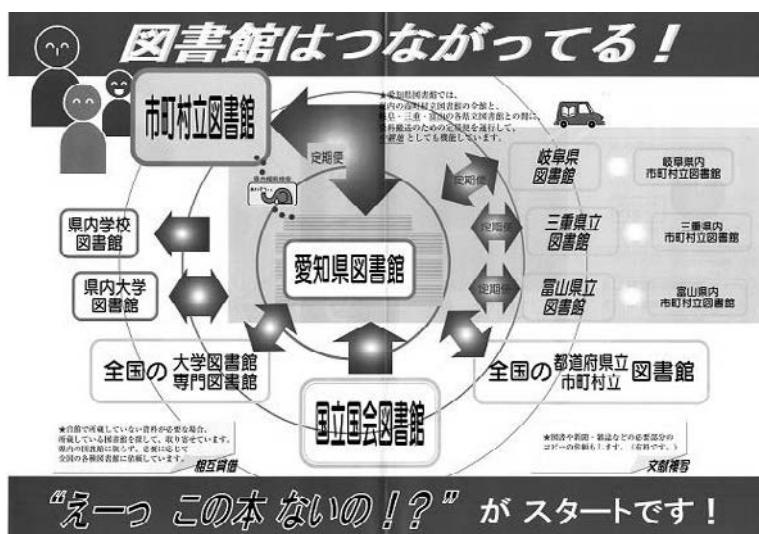


図 52 当館を中心とした図書館ネットワークを解説した「あゆち」第2号（2006.3.15）

週間とした。

協力貸出資料の運搬は、開館当初は、往路県費・復路借受館負担による郵便小包で実施していた。1994（平成6）年度からは、宅配便を使った資料搬送定期便（以下、定期便と略記）を開始した。原則として週1回、「通函」（かよいばこ）と呼ぶコンテナに資料を入れ、宅配業者が当館から県内各市町村立図書館に配達することとし、その往復の経費は全て県費負担とした。

なお、図書館間の連携を深め、円滑な協力貸出と相互貸借業務が運用されるよう、当館主催で1993（平成5）年度から図書館協力担当者会議を、2005（平成17）年度からは図書館協力担当新任研修を毎年開催している。

(2) 移動図書館と貸出文庫

移動図書館

1991（平成3）年の当館開館を機に、それまで愛知県教育委員会が行っていた移動図書館事業が知事部局の当館へ移管された。管理課企画・振興担当がその事務を担当することとなった。

5月から、移動図書館車「いづみ号」が、当館地階の「BM（ブックモービル）室」を拠点として、県内の図書館未設置地域における読書活動、学習活動を支援するため巡回を開始した。初年度は35町村53駐車場を、1巡回1泊2日と日帰りを合わせて21日で年4回巡回し、町村の教育委員会を経由し

協力貸出の対象資料は、開館当初は図書のみで、貸出期間は発送・返送期間を含めて1か月、各館100冊以内とした。

2013（平成25）年には、それまで協力貸出を行っていなかったAV資料について、CD等録音資料を貸出対象に加えた。1月から貸出の試行を開始し、7月から正式に運用を開始した。貸出期間は、図書と同じく1か月とした。

さらに2018（平成30）年には、刊行後1年以上経過した雑誌のバックナンバーを協力貸出の対象に含め、4月からの試行を経て、10月から正式運用を開始した。貸出期間は発送・返送期間を含む2

て貸出をすることとしていた。

その後、町村での図書館の充実に伴い、徐々に巡回を廃止し、1999（平成11）年度には巡回地点が24町村34駐車場にまで減少した。そして、2000年3月の設楽町への巡回を最後に、当館は移動図書館事業を廃止した。

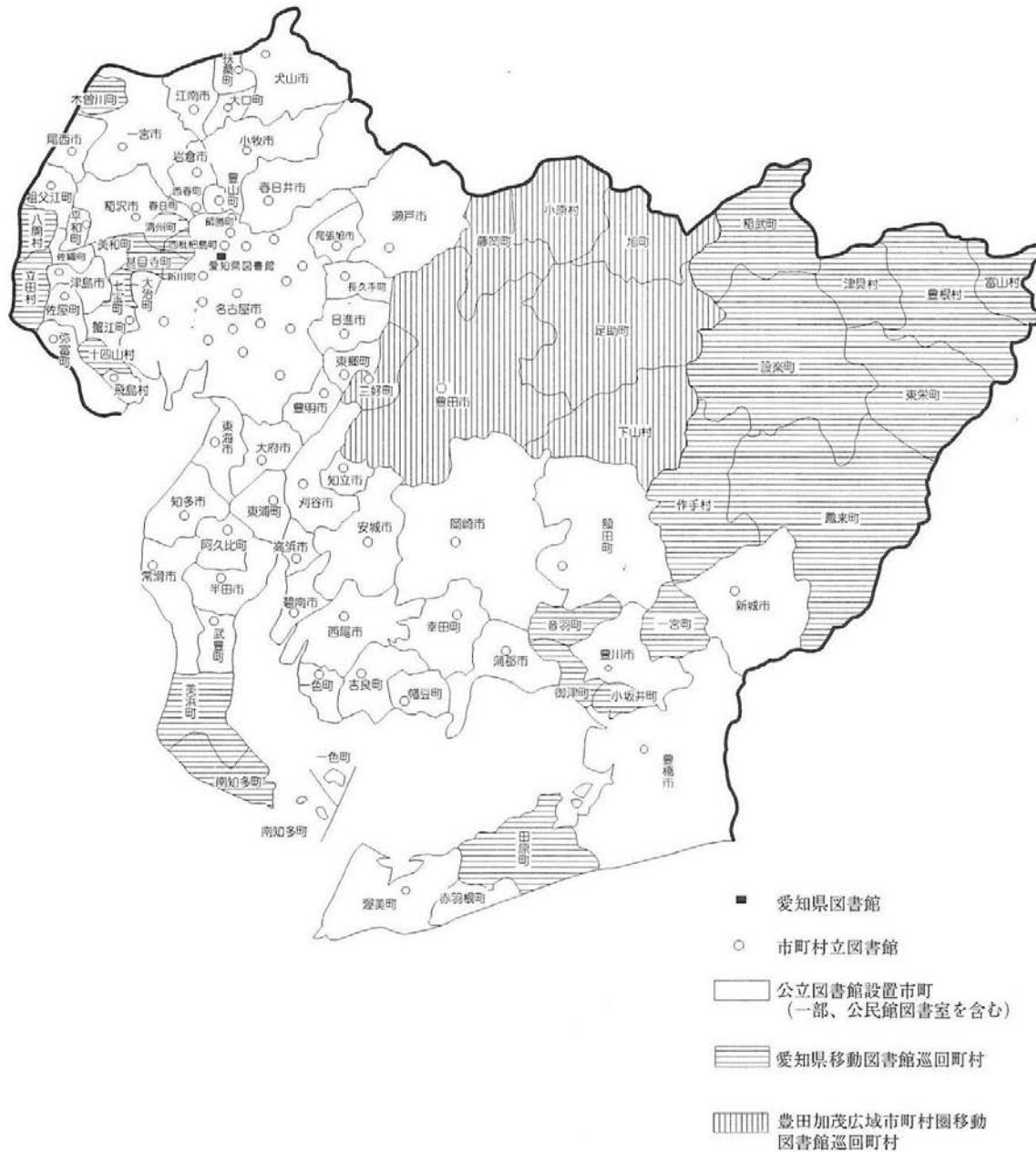


図 53 移動図書館巡回市町村（1998 年度）

なお、移動図書館車「いづみ号」は、当館での事業廃止後、田原町に譲渡され、地域での移動図書館として活躍した。

貸出文庫

2000（平成12）年3月の移動図書館事業の廃止後は、これに代わる図書館未設置地域の読書活動支援のため、貸出文庫の運用を開始した。

貸出文庫は、1年間に図書500冊を貸し出す基本図書と、2か月間単位で図書50冊とビデオ、紙芝

居を貸し出す流通図書（年間5回）の2種類の組み合わせで運用された。基本図書は、当館所蔵の貸出文庫用図書から、貸出文庫を利用する町村が来館して必要な本を選んで持ち帰る形式のもので、流通図書は、新刊を中心に、町村からの希望により揃えた図書等を宅配便で町村向けに送付するものである。

開始当初の利用町村は、豊田加茂広域市町村圏移動図書館巡回町村5町村を除く、図書館未設置町村28町村中16町村（基本図書12町村、流通図書13町村）であった。

2007（平成19）年度からは、流通図書を図書70冊、貸出期間2か月（年間5回）とし、さらに2017年度からは、図書80冊、貸出期間は3か月（年間3回）に変更した。

2020年度現在、貸出文庫を利用している自治体は4自治体（設楽町、東栄町、豊根村及び南知多町）であり、その2機関・4施設の計6か所に文庫を送付している。

（3）相互貸借の支援

県内図書館の相互貸借網の形成

1994（平成6）年度から開始した当館の定期便では、当館からの協力貸出資料の貸出、または市町村立図書館からの返却がある場合に限り、市町村立図書館間の相互貸借資料も搬送できることとしていた。そのため、協力貸出資料の貸出・返却がないときには定期便は運行しなかったが、2000（平成12）年度からは、県内図書館間の相互貸借資料のみの場合でも運行することとした。これにより、県内の市町村立図書館では、図書館間の相互貸借を恒常に取り扱うことができるようになった。

東海・北陸地区への拡大



図 54 協力貸出・相互貸借資料の集荷・梱包作業

当館は、2001（平成13）年度から岐阜県図書館、三重県立図書館へ定期便による資料搬送を開始し、順次、東海・北陸地区のその他の県立図書館とも定期便による搬送を行うようになった。当初、この定期便による、県域を越えた市町村立図書館間の相互貸借資料の搬送については制限があったが、その後徐々に解消される方向へと進んだ。2005（平成17）年4月、前年からの実績を踏まえ、本県と富山県の間で「図書館資料相互貸借の推進に関する協定書」が締結され、引き続き6月には本県、岐阜県及び三重県の3県間で「東海三県県立図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定」が締結された。協定の締結により、県立図書館間の資料に加えて、4県の県域を越えて行われる図書館間の相互貸借資料の定期便による搬送が認められた。

その後、石川県（2008（平成20）年3月）とも同種の協定を締結し、2015（平成27）年6月には福井県と協定締結の運びとなり、ここに東海・北陸地区6県の資料搬送網が完成した。各県内の資料搬送の経費は各県が負担し、県間の資料搬送の経費は、片道分をそれぞれの県が負担することとなっている。2021年4月1日現在、県内の市町村立図書館は、東海・北陸地区6県内にある計346館（蔵書総冊数約5,500万冊）の図書を、利用者に費用の負担を求めることなく、相互に利用することが可能になっている。

大学図書館との相互貸借

2006（平成18）年5月、東海地区図書館協議会の理事館である名古屋大学、名古屋市立大学及び南山大学の各図書館と当館との間での定期便の運行に関する実証実験を開始した。これにより、本県、岐阜

県、三重県及び富山県の公立図書館と実証実験参加大学図書館との相互貸借が、搬送経費の負担なくできるようになった。

実証実験は 2013（平成 25）年度まで続けられた。2014（平成 26）年度からは、8 年間の実証実験の成果を踏まえ、名古屋大学及び名古屋市立大学との定期便を継続している。

（4）あいちラストワン・プロジェクト

「あいちラストワン・プロジェクト」とは、県内の公立図書館で 1 冊しか所蔵がない図書（ラストワン）を、県内公立図書館が協力して保存していく事業である。

ラストワンは、各館の責任で保存することが原則であるが、やむを得ない理由で各館でのラストワンの保存が難しくなった場合、ラストワン所蔵館からの要請を受け、当館はガイドラインに従って受入れの可否を判断した上で保存を行っている。

2012（平成 24）年 4 月に愛知県公立図書館長協議会がまとめた提言を受け、当館及び館長協議会の委員会でラストワン保存のための要綱や手順等の検討・整備に着手した。2013（平成 25）年 1 月から、当館及び 27 市町村の参加により試行を開始し、翌年の 10 月から、39 市町村の参加で正式に運用を開始した。2020（令和 2）年 3 月には、県内の図書館設置自治体全てがあいちラストワン・プロジェクトに参加することとなった。

あいちラストワン・プロジェクトの実施により、ラストワンが、各図書館で除籍（廃棄）されることを防ぎ、将来にわたって確実に保存される体制が本県で構築されることとなった。



図 55 当館に移管されたラストワン

（5）AICHI. L L ネット

開館とともに、当館の資料の所蔵情報などを市町村立図書館等から検索できるように、当館とオンラインネットワークで結ぶ事業に着手した。1991（平成 3）年 9 月、県機関 2 か所（愛知県勤労会館労働図書資料室と愛知県議会図書室）との接続の試行を開始し、翌年度から 12 市町村立図書館と 1 県機関（愛知芸術文化センターアートライブラリー）を加えて正式供用を開始した。

市町村立図書館等からの協力貸出の申込みは、電話・ファックスによっていたが、1993 年 6 月、検索機能に加え、貸出予約の機能を追加した。これは、オンラインネットワークへの接続館数と協力貸出冊数の増につながった。

1994 年には、このオンラインネットワーク事業について、接続館などに親しみをもって利用していただけるよう、愛称を「AICHI. L L (Library Library) ネット」と名付けた。

2002（平成 14）年 9 月、それまでダイヤルアップ接続と専用回線による接続であった AICHI. L L ネットに、インターネット経由による接続方法を加えた。以降の新規参加館は、インターネット経由による接続のみとした。

2010（平成 22）年度からは、協力貸出資料の貸出期間延長の手続が可能となり、より利便性が高まった。このほか現在では、県内の市町村立図書館に対し、遠隔地返却時の返却処理、ラストワン・プロジェクトのデータ登録、研修の申込受付やその他情報共有など幅広く利用できるようにしている。

2020 年度末現在、県内の市町村立図書館 100 館（公民館図書室含む。）を始め、大学図書館 24 館、学校 44 校、その他専門機関等 7 機関のほか、県外の図書館等 153 施設が AICHI. L L ネットを利用しています。

る。

2 図書館の運営に関する支援

(1) 研修・研究集会の開催

市町村立図書館職員の研修については、県域の拠点図書館である県立図書館が実施に努めることとされていることから、本県においても、旧図書館時代から、関係機関や団体と連携するなどして実施してきた。

開館の年度（1991 年度）には、愛知図書館協会、愛知県公立図書館長協議会と連携して図書の選択に関する実務講習会、係長・主任級研修、電算研修を実施した。こうした研修は、その後児童サービスやレファレンスサービスなどの新たなテーマを加え、毎年度継続して実施している。2017（平成 29）年度からは、館内職員の研修を実施する際に、市町村立図書館職員の参加も呼びかけ、より多くの自己研鑽の機会の提供にも努めている。

また、本県内に止まらず、より広域の図書館関係者を対象とした研究集会等を、下記のとおり当館が担当して、あるいは他の団体等と協力して実施した。

全国図書館大会 日本国書館協会、本県、名古屋市の主催にて、1992（平成 4）年 11 月 17 日（火）から 19 日（木）の 3 日間、オープン直後の愛知芸術文化センター愛知県芸術劇場大ホールをメイン会場に開催した。テーマは「新しい図書館の世紀をひらこう：日本図書館協会 100 周年を迎えて」であった。全国図書館大会の本県での開催は、1933（昭和 8）年、1959（昭和 34）年に統いて 3 回目の開催である。

全国公共図書館総合・経営部門研究集会 2009（平成 21）年 1 月 22 日（木）及び 23 日（金）の 2 日間、日本図書館協会公共図書館部会、全国公共図書館総合・経営部門研究集会実行委員会、愛知県公立図書館長協議会主催、当館主管で、「市民とつくる図書館：共に成長していくことを願って」を研究主題として開催した。

公共図書館司書等専門研修（東海・北陸地区） 文部省が主体となり、全国六つのブロックの中堅以上の司書等を対象に、図書館業務の各専門領域における知識・技術の向上を図ることを目的に開催された研修。1998（平成 10）年度、東海・北陸地区では本県（愛知県教育委員会）が当番県、当館が主管となり、8 月 31 日（月）から 9 月 4 日（金）、当館 5 階大会議室で開催した。

図書館地区別研修（東海・北陸地区） 文部科学省の委託事業で、全国六つのブロックでそれぞれ当番県が文科省とともに主催、当番館が主管して実施する研修。本県（愛知県教育委員会）が当番県、当館が主管として開催したものは以下のとおりである。

開催年月日	主な内容
2004 年 11 月 16 日（火）～11 月 19 日（金）	基調講演「生涯学習の理念と施策の動向」薬袋秀樹（筑波大学教授）ほか
2011 年 11 月 29 日（火）～12 月 2 日（金）	基調講演「図書館が地域に立脚するための条件」根本彰（東京大学大学院教授）ほか
2018 年 11 月 13 日（火）～11 月 16 日（金）	テーマ「政策支援・まちづくりと図書館」 基調講演「岐路に立つ図書館：社会教育施設か、公の施設か？」 糸賀雅児（慶應義塾大学名誉教授）ほか

東海北陸地区公共図書館研究集会 東海北陸地区公共図書館協議会とその構成館（東海・北陸地区 6 県立及び 1 指定都市立図書館）が主催して行う研究集会。当館が当番館として実施した集会は下記のと

おりである。

開催年月日	テーマ
1991年11月28日（木）～11月29日（金）	図書館ネットワークについて
1998年10月1日（木）～10月2日（金）	公共図書館と学校図書館の連携協力
2003年12月4日（木）～12月5日（金）	図書館の評価について
2010年11月25日（木）～11月26日（金）	障害者サービスを拡げる：すべての人にすべての図書館サービスを
2017年10月24日（火）～10月25日（木）	災害と図書館

以上のほか、図書館法第7条の規定に基づく新任図書館長研修（文部科学省、都道府県指定都市教育委員会主催）の副会場を本県では当館が担当しており、県内公立図書館の新任図書館長に対する研修を愛知県教育委員会と連携して毎年度実施している。

（2）職員の派遣

当館では、県内図書館との連携促進や連絡等のために、適宜、職員の派遣を実施している。職員派遣の機会を利用して、各図書館の運営についても相談に応じることとしている。2007（平成19）年度には長期の職員派遣にも取り組み、2007年度から3年間岡崎市に、2007年度と翌2008年度の2年間瀬戸市に、各1名をそれぞれの図書館に派遣した。

また、市町村からの求めに応じて、図書館協議会など附属機関等の構成員として当館職員を派遣し、専門的な立場から、自治体の図書館行政をサポートしている。

3 県立学校等への支援

当館は県立の施設であることから、県立学校（県設置の高校及び特別支援学校）を中心に、児童、生徒及び学生の読書活動・学習活動等を支援している。

2004（平成16）年度に愛知県学校図書館研究会と高校支援サービスについて協議を行い、翌2005年度から県立学校との連携協力事業を積極的に行うこととなった。具体的には、当館蔵書の協力貸出、学校の活動を紹介する展示会場の提供、各種情報提供、研修講師の派遣、高校生を対象とした図書館ツアーや（館内案内）を実施することなどである。

（1）協力貸出による支援

学校への協力貸出は郵送又は宅配便で実施し、その費用は、往路分を当館が負担し、復路は図書を借り受けた学校が負担する。貸出期間は往復の送付の期間を含めて1か月、貸出冊数は100冊以内としている。本格的な高校支援を開始した2005年度には、延べ13校に617冊の図書を貸し出した。2006年度から2014年度までの9年間、年平均で約6校が約265冊の図書を借り受けた。

2015（平成27）年度には、愛知県教育委員会の学校図書館活性化事業で、協力貸出の往復の費用について愛知県教育委員会が負担することとなり、当館からモデル校となった県立学校（豊田東高校、蒲郡高校及び名古屋聾学校）への貸出を実施した。モデル校となった学校への貸出冊数は2014年度の162冊から1,065冊へと増加した。事業終了後の2016年度には県立学校への貸出冊数が483冊と減じたことから、学校への協力貸出を展開していくうえで、資料搬送に要する費用の負担が問題であることが判明した。

2017（平成29）年度からは、学校図書館活性化事業の結果を踏まえ、市町村立図書館の協力を仰ぎ、県立学校の最寄りの市町村立図書館に当館から定期便を利用して図書を送り、県立学校がそこで図書を受け取りできるようにした。県立学校が市町村立図書館を経由して図書の貸出と返却ができるこの方式を選択すれば、返送の費用を負担することなく当館の図書を利用することができる。サービスを開始した2017年度は、この方式での協力貸出を利用したのは2校であったが、2020（令和2）年度には8校がこの方式を利用し、貸出冊数は1,123冊に増加した。学校側が地元の図書館へ足を運ぶことにより、学校と地元の図書館とが連携するきっかけとなった例もあった。なお、当館から学校へ直送し、復路の費用を学校が負担する従来の協力貸出も引き続き実施している。

当館に貸出を求められる図書の用途は、修学旅行等に際しての事前調査やその他学校でテーマを決めた「調べ学習」用、学校図書館での展示用、教員の研究用など多岐にわたっている。特に調べ学習用には、上限一杯の100冊の借受けを希望する学校も多い。

（2）他の支援



図 56 県立三谷水産高校と連携した展示
(2017.7.14~8.9)

出張ブックトーク等の実施 2005年度から積極的に高校支援サービスを実施することになり、この年には貸出のための資料調査を59件受け付けるとともに、図書館ツアー（館内案内）を3回実施した。翌2006年度からは県立学校への出張ブックトークも開始した。初年度は、ティーンズコーナーの担当者が春日井西高校と木曽川高校に出張して「伸びる」と題して実施した。事前に学校図書館に関連本を送り貸出できるようにしたところ、ブックトークに参加した生徒が手に取るようになるなど好評を博した。その後も、出張ブックトークを始め研修講師の派遣、情報提供、当館での展示場所の提供などを、学校の求めに応じて、あるいは当館から学校へ働きかけて実施している。

愛知県教育委員会との連携 協力貸出や出張ブックトークなどにより直接県立学校等に支援を行うほか、愛知県教育委員会の事業である子供読書活動推進大会や司書教諭・学校司書の研修会の運営に協力している。大会や研修会等で当館職員が講演を行うなどして司書教諭・学校司書の方へ働きかけを行い、間接的に県立学校での読書活動・学習活動の支援に努めている。また、2018（平成30）年度からは、高校卒業資格を取得していない方などのために、学び直しの機会を提供する「若者・外国人未来応援事業」にも、生涯学習の場と機会を提供する立場から、当館が会場を提供するなど協力している。

図書館実習、職場体験学習などの受入れ 図書館員の養成に資するという観点から、旧図書館時代から大学の司書課程で図書館学を学んでいる学生の図書館実習の受入れを実施している。1998（平成10）年度からは、県内の中学校からの要望を受け「職場体験学習」の受入れも開始した。体験の内容は、カウンターでの貸出・返却業務や配架作業、書庫資料の移動などであるが、普段はカウンターでのやり取りしか利用者として経験できないので、「カウンター以外に様々な仕事があることに驚いた」といった感想が寄せられることがしばしばある。また近年は、地方公務員を目指す学生のインターンシップについて、県庁の当該事務担当課と協力し学生の受入れも行っている。

県民の期待に応える「知の交流拠点」を目指して

開館 30 周年記念事業

2021（令和3）年4月20日、当館は名古屋城郭内的一角で開館して30周年を迎えた。これを記念して、当日、記念しおりを来館者に配布した。また、開館30周年記念事業として「愛知県図書館開館30周年記念展」（4月9日～7月7日）等の展示会、講演会、ワークショップなどの企画展示を1年間通じて実施した。（資料編「資料5　開館30周年記念事業一覧」参照）これらの記念事業はメディアに取り上げられ、開館30周年に花を添えた。

10月29日に開催した開館30周年記念講演会「公共図書館の過去・現在・未来：いかにして「知の拠点」となり、コロナ禍を乗り越えていくのか」は、県内公共図書館のこれまでの歩みを振り返るとともに、今後のあり方を考える講演会として企画した。

3部構成の講演会は、豊橋市図書館の岩瀬彰利氏による「近代図書館の先駆け愛知県羽田八幡宮文庫」、慶應義塾大学の福島幸宏氏による「愛知県から考える図書館機能の再定置」、シンポジウム「コロナ禍の中の公共図書館におけるデジタルリソースを考える」からなり、80人の参加者とともに、「知の拠点」として誕生した公共図書館が、今後変えていくべきもの、今後も果たし続けていかなければならないものは何かを考える貴重な機会となった。

県民の期待に応える「知の交流拠点」を目指して

当館が開館30周年を迎えた2021年は、2020年から大きく広がり始めた新型コロナウイルス感染症拡大のただ中にあった。2020年、当館は、開館以来初めて3か月（3月10日～6月1日）という長期間にわたり臨時休館することとなった。6月2日以降、利用できる資料を制限したり、閲覧席を減らすなど感染症拡大防止に留意しながら再開館したが、ソーシャルディスタンスを確保することや、外出の自粛など「新しい生活様式」の励行が強く求められたことから、来館しなくても利用できる電子書籍サービスを2021（令和3）年1月から、オンライン利用登録システムを2022年1月から導入し、ICTを活用した新たな取組を進めることとなった。

現在、公共図書館に求められるものは、資料やレンタルサービスの充実のほか、地域住民や団体の交流活動・情報発信の拠点となること、非来館型サービスやデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することなど多様である。加えて都道府県立図書館には、都道府県全域へ図書館サービスを行きわたらせるため、市町村立図書館等への支援や各図書館のネットワークのハブとなる拠点図書館としての役割の拡充・強化も求められている。

当館は開館以来30年、「知の拠点」として、来館利用される方に図書館サービスを提供するとともに、市町村立図書館と協力して、県域全体へ図書館サービスを行きわたらせることに努めてきた。

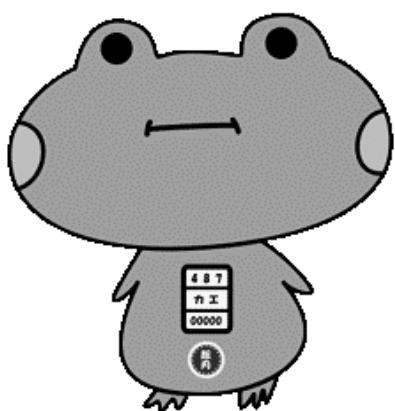


図 57 開館30周年記念講演会（2021.10.29）



図 58 電子書籍サービスの開始を告知するポスター（2021.1.26）

開館 30 周年は、当館 30 年の歩みを確認し、将来への指針を汲み取る機会であるとともに、次の 30 年に向けて、当館があるべき姿を考え、「知の拠点」であることに加え、県民や図書館関係者の交流や情報発信の拠点ともなり、その期待に応える「知の交流拠点」としての可能性を広げていく起点である。



県図書キャラクター図鑑 6 フォン・カエル

愛知県図書館の奥深くに住む。趣味は貸出図書に潜んで館外旅行をすること。しかし、3週間経つと図書館に帰りたくなる。

図書館でついうっかり鳴いてしまわないよう、しっかりと口を閉じている。

ちなみに胸の勲章は実は図書館ラベルらしい。

第Ⅱ部 資料編



図 59 リベラルアーツカフェ「Yotteko(ヨッテコ)ができるまで」(2019. 6. 28)

資料1 歴代館長一覧

代	氏名	在任期間
初	野田史朗	1991年4月1日～1994年3月31日
2	武村正男	1994年4月1日～1995年3月31日
3	高木繁伎	1995年4月1日～1997年3月31日
4	家田善彦	1997年4月1日～1998年3月31日
5	武田康	1998年4月1日～1999年3月31日
6	加藤大典	1999年4月1日～2002年3月31日
7	伊藤元二	2002年4月1日～2004年3月31日
8	織田定夫	2004年4月1日～2006年3月31日
9	河合一道	2006年4月1日～2008年3月31日
10	山口薰	2008年4月1日～2010年3月31日
11	本田保雄	2010年4月1日～2012年3月31日
12	森田茂	2012年4月1日～2013年3月31日
13	加古三津代	2013年4月1日～2014年3月31日
14	野澤達也	2014年4月1日～2016年3月31日
15	丹羽崇人	2016年4月1日～2017年3月31日
16	長屋徹	2017年4月1日～2019年3月31日
17	上田章博	2019年4月1日～2020年3月31日
18	澤田法明	2020年4月1日～2021年3月31日
19	近藤雅俊	2021年4月1日～2022年3月31日
20	平松哉人	2022年4月1日～

資料2 関係例規類

ここには、当館に関する関係例規類について、歴史的資料としての観点から、開館当初のもの（愛知芸術文化センター管理規則については、栄施設開館時のもの）を、すでに廃止されたものを含めて収録した。現行の例規類については、『愛知県法規集』や当館Webサイト等で参照していただきたい。

なお、本県の図書館事業の沿革を知るための参考に、「（参考）旧条例」として当館に先行した愛知県立図書館と愛知県文化会館に関する条例について制定・公布当初のものを収録した。

1 例規

○ 愛知芸術文化センター条例（抜粋）（平成3年3月22日愛知県条例第2号）

（設置）

第一条 芸術文化の振興及び普及を図るため、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 愛知県美術館
- 二 愛知県芸術劇場
- 三 愛知県文化情報センター
- 四 愛知県図書館

（位置及び業務）

第二条 センターの各施設の位置及び業務は、別表のとおりとする。

（運営）

第三条 センターは、センターを構成する各施設相互の連携を図ることにより、芸術文化に関する総合施設として有機的に運営されなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第七条の規定並びに別表愛知県図書館の項業務の欄の規定中県民の利用に関する部分は同月二十日から、第一条第二項第一号から第三号まで及び同表愛知県美術館の項から愛知県文化情報センターの項までの規定は規則で定める日から施行する。

（新文化会館建設基金条例の一部改正）

2 略

別表（第二条関係）

施設の名称	位置	業務
愛知県美術館から愛知県文化情報センターの項略		

愛知県図書館	名古屋市中区	図書、記録その他の資料を収集し、整理し、及び保存して、県民に利用させること。
--------	--------	--

○ 愛知芸術文化センター愛知県図書館規則（平成3年4月19日愛知県規則第41号）

〔廃止〕 平成4年10月28日愛知県規則第88号

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 図書館の管理

第一節 通則（第二条—第四条）

第二節 図書等の館内利用（第五条—第七条）

第三節 図書等の館外貸出し（第八条—第十五条）

第四節 図書等の郵送による貸出し（第十六条—第十八条）

第三章 雜則（第十九条—第二十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「図書館」という。）の管理に関する事項を定めるものとする。

第二章 図書館の管理

第一節 通則

（休館日）

第二条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（日曜日に該当する場合を除く。）

二 月曜日及び毎月第三火曜日（これらの日が前号に掲げる日に該当する場合は、その翌日）

三 十二月二十八日から翌年一月四日まで

四 整理期間（年間十五日以内で総長が定める日をいう。）

2 総長は、必要があると認めるときは、臨時に前項

の休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用時間)

第三条 図書館の利用時間は、火曜日から金曜日までは午前十時から午後八時までとし、土曜日及び日曜日は午前十時から午後六時までとする。ただし、児童図書室及び視覚障害者資料室にあっては、午前十時から午後五時までとする。

2 総長は、必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

(入館の禁止等)

第四条 総長は、めいていき者その他図書館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又は図書館の施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

第二節 図書等の館内利用

(図書等の利用手続)

第五条 館内で図書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）を利用しようとする者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料、視聴覚資料又はマイクロ資料を利用しようとする者は、資料請求票（様式第一）を館長に提出し、その貸出しを受けなければならない。

(図書等の対面朗読)

第六条 視覚に障害がある者で館長が必要と認めたものは、対面朗読室を利用して対面朗読を受けることができる。

(複写の申込み)

第七条 図書等の複写をしようとする者は、複写申込書（様式第二）を館長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに基づいて行った図書等の複写については、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定による責任は、当該申込みを行った者が負わなければならない。

第三節 図書等の館外貸出し

(貸出しを受けることができる者)

第八条 図書等の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 県内に住所若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- 二 その他館長が適当と認める者

(利用カードの交付等)

第九条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、

あらかじめ利用カード申込書（様式第三）を館長に提出し、利用カード（様式第四）の交付を受けなければならぬ。

2 利用カードの有効期間は、その発行の日から起算して三年以内とする。

(館外貸出しの手続等)

第十条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出し、その貸出しを受けなければならない。

2 同時に館外貸出しを受けることができる図書等の数は、一人につき三冊以内とし、当該図書等の貸出し期間は、貸出しを受けた日から起算して十五日以内とする。

(館外貸出禁止の図書等)

第十一条 次に掲げる図書等は、館外貸出しをすることができない。

- 一 貴重図書
- 二 参考図書類
- 三 郷土資料
- 四 特許資料及び規格類
- 五 新聞、雑誌等の逐次刊行物
- 六 視聴覚資料
- 七 マイクロ資料
- 八 その他館長が指定するもの

(氏名等の変更届)

第十二条 利用カードの交付を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更した場合は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

(利用カードの紛失届)

第十三条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該利用カードは、その効力を失う。

3 第一項の規定により届出をした者には、利用カードを再交付する。

(利用カードの譲渡等の禁止)

第十四条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(館外貸出期間中の返納)

第十五条 館長は、必要があると認める場合は、図書

等の館外貸出しを受けた者に対し、その貸出期間中においても当該図書等の返納を求めることができる。

第四節 図書等の郵送による貸出し

(郵送による貸出し)

第十六条 県内に住所を有する者で身体上の障害のため来館することができないと館長が認めたものは、図書等の郵送による貸出しを受けることができる。

(郵送による貸出しの登録)

第十七条 図書等の郵送による貸出しを受けようとする者は、館長に郵送貸出しの申込みをし、登録を受けなければならない。

(郵送料)

第十八条 郵送貸出しに要する郵送料は、県が負担する。

第三章 雜則

(図書等の利用の停止)

第十九条 館長は、図書等を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書等の利用を停止することができる。

- 一 この規則又はこれに基づく規程に違反したとき。
- 二 館長の指示に従わないとき。
- 三 図書等の返納を怠ったとき。
- 四 図書等を亡失し、又は損傷したとき。

(損害賠償)

第二十条 図書館を利用する者は、故意又は過失によって施設、附属設備及び図書等を損傷し、滅失し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、総長が定める。ただし、図書等の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規則は、平成三年四月二十日から施行する。

様式第1～様式第4 略

○ 愛知芸術文化センター管理規則（抜粋）（平成4年10月28日愛知県規則第88号）

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知芸術文化センター（以下「センター」という。）の管理する事項を定めるものとする。

第二章 センターの管理

第一節 通則

(休館日)

第二条 センターの各施設の休館日は、次のとおりとする。

愛知県美術館から愛知県文化情報センターの項目略

愛知県図書館 (以下「図書館」という。)	休日(月曜日に該当する場合を除く。) 月曜日及び毎月の第三火曜日(これらの日が休日に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日) 十二月二十八日から翌年一月四日まで 整理期間(年間十五日以内で総長が定める日をいう。)
-------------------------	--

2 総長は、必要があると認めるときは、臨時に前項の休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用時間)

第三条 センターの各施設の利用時間は、次のとおりとする。

美術館から文化情報センターの項目略

図書館	午前十時から午後八時（土曜日及び日曜日にあっては、午後六時）まで。ただし、児童図書室及び視覚障害者資料室にあっては、午前十時から午後五時まで
-----	--

2 略

3 センターの各施設の長は、必要があると認めるときは、臨時に第一項の利用時間又は入館時間を変更することができる。

(入館の禁止等)

第四条 総長及びセンターの各施設の長は、めいていきその他センターの秩序を乱し若しくは乱すおそれがある者又はセンターの施設に損害を加え、若しくは加えるおそれのある者に対し、センターへの立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

第三節 図書館の管理

第一款 図書等の館内利用

(図書等の利用手続)

第二十四条 図書館の館内で、図書等を利用しようと

する者は、自由に閲覧することができる。ただし、書庫内資料、視聴覚資料又はマイクロ資料を利用しようとする者は、資料請求票（様式第十五）を図書館長に提出しその貸出しを受けなければならない。

（図書等の対面朗読）

第二十五条 視覚に障害がある者で図書館長が必要と認めたものは、対面朗読室を利用して対面朗読を受けることができる。

（複写の申込み）

第二十六条 図書等の複写をしようとする者は、複写申込書を図書館長に提出しなければならない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の申込みに基づいて行った図書等の複写について準用する。

第二款 図書等の館外貸出し

（貸出しを受けることができる者）

第二十七条 図書等の館外貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

一 県内に住所若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者

二 その他図書館長が適当と認める者

（館外貸出禁止の図書等）

第二十八条 次に掲げる図書等は、館外貸出しをすることができない。

一 貴重図書

二 参考図書類

三 郷土資料

四 特許資料及び規格類

五 新聞、雑誌等の逐次刊行物

六 視聴覚資料

七 マイクロ資料

八 その他図書館長が指定するもの

（利用カードの交付等）

第二十九条 図書等の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用カード申込書（様式十六）を図書館長に提出し、利用カード（様式第十七）の交付を受けなければならない。

（準用）

第三十条 第十七条第二項及び第十八条から第二十二条までの規定は、図書館の図書等の館外貸出しについて準用する。この場合において、第十八条第三項、第十九条、第二十条第一項及び第二十二条中「所長」とあるのは、「図書館長」と読み替えるものとする。

第三款 図書等の郵送による貸出し

（郵送による貸出し）

第三十一条 県内に住所を有する者で身体上の障害のため来館することができないと図書館長が認めたものは、図書等の郵送による貸出しを受けることができる。

（郵送による貸出しの登録）

第三十二条 図書等の郵送による貸出しを受けようとする者は、図書館長に郵送貸出しの申込みをし、登録を受けなければならない。

（郵送料）

第三十三条 郵送貸出しに要する郵送料は、県が負担する。

第四款 利用の停止

（図書等の利用の停止）

第三十四条 第二十三条の規定は、図書館の図書等の利用の停止について準用する。この場合において、同条中「所長」とあるのは、「図書館長」と読み替えるものとする。

第三章 雜則

（損害賠償）

第三十五条 センターを利用する者は、故意又は過失によってセンターの施設、附属設備、美術品等及び図書等を損傷し、滅失又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第三十六条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、総長が定める。ただし、次に掲げる利用等に関し必要な事項は、センターの各施設の長が定める。

一 美術館の展示室の利用

二 美術品等の模写及び複写

三 芸術劇場のホール及びリハーサル室の利用

四 文化情報センターの催事室及びアートプラザの利用

五 文化情報センター及び図書館の図書等の利用

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年十月三十日から施行する。
(愛知芸術文化センター愛知県図書館規則の廃止)
- 2 愛知芸術文化センター愛知県図書館規則（平成三年愛知県規則第四十一号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止

前の愛知芸術文化センター愛知県図書館規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項の規定により交付を受けている利用カードは、第二十九条の規定により交付を受けた利用カードとみなす。

4 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づきなされている図書等の館外貸出し、図書等の郵送による貸出し又は郵送貸出しの登録は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

（愛知県公印規則の一部改正）

5 略

【参考】準用条文

（複写の申込み）

第十五条 略

2 前項の申込みに基づいて行った図書等の複写については、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の規定による責任は、当該申込みを行った者が負わなければならない。

（利用カードの交付等）

第十七条 略

2 利用カードの有効期間は、その発行の日から起算して三年以内とする。

（館外貸出しの手続き等）

第十八条 アートライブラリーの図書等の館外貸出しを受けようとする者は、利用カードを提出し、その貸出しを受けなければならない。

2 同時に館外貸出しを受けることができる図書等の数は、一人につき三冊以内とし、当該図書等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して十五日以内とする。

3 所長は、必要あると認める場合は、前項の貸出し冊数及び貸出期間を変更することができる。

（氏名等の変更届）

第十九条 利用カードの交付を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更した場合は、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

（利用カードの紛失届等）

第二十条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該利用カードは、その効力を失う。

3 第一項の規定により届出をした者には、利用カードを再交付する。

（利用カードの譲渡等の禁止）

第二十一条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（館外貸出期間中の返納）

第二十二条 所長は、必要があると認める場合は、アートライブラリーの図書等の館外貸出しを受けた者に対し、その貸出期間中においても当該図書等の返納を求めることができる。

（図書等の利用停止）

第二十三条 所長は、図書等を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、図書等の利用の停止をすることができる。

- 一 この規則又はこれに基づく規程に違反したとき。
- 二 所長の指示に従わないとき。
- 三 図書等の返納を怠ったとき。
- 四 図書等を亡失し、又は損傷したとき。

2 収集方針・利用規程等

○ 愛知芸術文化センター愛知県図書館資料収集方針（平成3年4月1日施行）

【全部改正】平成20年4月1日

第1 趣旨

県民の幅広い知的要求に応えるため、国内外において出版された主な資料を常に利用できるよう、資料の収集・整備をはかる。また、情報提供機関として、県民の各分野、各年齢層にわたる人々の教養・調査研究・レクリエーション活動等に必要な資料・情報を提供できるような蔵書構成に努める。

第2 収集の基本方針

1 収集対象資料

幼児を対象とした資料から各分野の専門的資料にいたるまで図書、非図書資料にわたって幅広く収集する。

2 収集の方法

収集の方法は購入、寄贈、寄託等による。

3 選択基準（資料選択にあたっての通則）

- (1) 思想的・宗教的・党派的立場にとらわれることなく、公平かつ偏りなく選択する。
- (2) 資料の内容、著者、発行者、所蔵資料との

関連等を勘案して選択する。

- (3) 参考図書類は各分野にわたって網羅的に収集する。
- (4) 利用頻度の高いもの、2室以上に配置することが必要な図書等は複数収集を考慮する。
- (5) 各種出版情報・書評等を十分に活用する。

第3 収集対象資料の種類及び範囲

1 図書

国内で発行される図書については、可能なかぎり幅広く収集する。また、外国図書については、各分野にわたって必要な範囲で収集する。

2 地域資料

愛知県を中心とした郷土資料、行政資料を網羅的に収集する。

3 逐次刊行物

国内で発行される雑誌については、広範囲に収集する。また、外国雑誌については、可能なかぎり収集する。

新聞については、全国紙・ブロック紙のほか、県内をはじめ中部圏において発行されている地方紙等を幅広く収集する。また、代表的な外国紙を幅広く収集する。

特許については、国内、国外にわたって重点的に収集する。

4 視聴覚資料

録音資料（オーディオテープ、オーディオディスク等）及び映像資料（ビデオテープ、ビデオディスク、紙芝居等）を収集する。

5 マイクロ資料

図書等の形態で入手できないものはマイクロフィルムで収集する。

6 視覚障害者資料

視覚障害者用として録音図書及び点字図書を収集する。

7 パンフレット

図書・雑誌等の資料を補完するものとしてパンフレット、リーフレットを収集する。

8 磁気資料

磁気テープ等による各種データベースの収集を考慮する。

第4 資料別収集基準

1 図書

(1) 国内図書

① 新刊書

ア 各分野について教養書・概説書から専門書・学術書にいたるまで広範囲に収集する。

イ 各分野について利用価値の高い参考図書は網羅的に収集する。

ウ 全集・著作集・叢書等は重点的に収集する。

エ 諸外国の国情及び国際関係の理解を目的とする図書は可能なかぎり収集する。

オ 同一本が各種の形態で刊行される文芸作品等は厳選する。

カ 大活字本は可能なかぎり収集する。

② 古書

ア 各分野で絶版となっている古典や名著で本館未所蔵のものは、可能なかぎり収集する。

イ 既に所蔵している全集・著作集・叢書等の欠本は鋭意収集に努める。

ウ 本館未所蔵の参考図書で資料的価値の高いものは、可能なかぎり収集する。

③ 官公庁刊行物

ア 政府刊行物で主要な白書・統計・調査報告書等を収集する。

イ 地方自治体の刊行物は地方史（誌）を含めて主要なものを収集する。

④ 科学技術資料

ア 主要な団体規格を収集する。

イ 科学技術・産業関係の基本的な参考図書、専門書、技術・研究報告書は、特許・工業規格関連図書を含めて重点的に収集する。

ウ 地場産業関係資料及び地元産業の振興に寄与する資料は広範囲に収集する。

⑤ 児童書

ア 新刊書は絵本を含めて可能なかぎり収集する。

イ 児童文学・児童文化研究のための参考図書と専門書は広範囲に収集する。

ウ 利用の多いものについては複数購入を考慮する。

(2) 外国図書

① 新刊書

ア 各分野の主要な参考図書を収集する。

イ 各分野で定評のある全集・著作集・叢書及び単行書、各種の受賞作品のうち主要なものを収集する。

ウ 日本に関して記述された図書及び日本文学の外国語訳は積極的に収集する。

エ 諸外国の政治・経済・社会・文化等に関する図書及び国際関係の理解に資する図書は可能なかぎり収集する。

② 科学技術資料

ア 主要な国際規格・国家規格・団体規格を収集する。

イ 本館が収集する外国特許・工業規格類に関連する参考図書と専門書は重点的に収集する。

ウ 海外における科学技術の発展動向の把握に役立つ技術・研究報告書は可能なかぎり収集する。

③ 国連資料

ア 国連総会によって設立された各委員会及び各機関の刊行物は網羅的に収集する。

イ 国連専門機関及び関連機関の刊行物は必要な範囲で収集する。

④ 児童書

ア 諸外国の代表的な絵本を収集する。

イ 各国の童話・民話等については、主として英語で記述されたものを中心収集する。

ウ 各国の児童文学・児童文化研究のため参考図書と専門書は可能なかぎり収集する。

2 地域資料

ア 愛知県関係の図書資料は、隣接県の関連資料を含めて重点的に収集する。

イ 愛知県行政資料は網羅的に収集する。

ウ 愛知県内の国の出先機関及び県内市町村の主要な刊行物は可能なかぎり収集する。

3 逐次刊行物

(1) 雑誌

① 国内雑誌

ア 市販されるものについては、各分野にわたって広範囲に収集する。ただし、類似の主題内容をもつもの及び娯楽雑誌については厳選する。

イ 学会、協会、試験研究機関、その他団体等が限定発布するもののうち必要なものについては、入手ルートを確立して収集に努める。

ウ 県内及び中部圏域の主要な雑誌は可能なかぎり収集する。

エ 児童向け雑誌は必要な範囲で収集する。

オ 文献検索のための書誌索引誌、科学技術関連の抄録誌等は可能なかぎり収集する。

② 外国雑誌

ア 日本に関連の深い主要国の国情を通して得る一般誌・総合誌を収集する。

イ 各分野にわたって国際的に評価の高い専門誌を収集する。

ウ 文献検索のための書誌索引誌、科学技術関連の抄録誌等は可能なかぎり収集する。

(2) 新聞

① 国内紙

全国紙・主要ブロック紙・中部圏内の県域紙及び経済紙等にわたって幅広く収集する。

② 外国紙

主要国の代表紙を収集する。

(3) 特許

① 国内特許

ア 特許公報類は全部門を収集する。

イ 特許公報類に関連する目録・目次・

- 索引等は網羅的に収集する。
- (2) 外国特許
主としてアメリカ、イギリス、ドイツ等の特許明細書及びそれらの抄録誌を収集する。
- 4 視聴覚資料
- (1) 録音資料
ア クラシック音楽、ポピュラー音楽及び邦楽については、内外の主要な作曲家・演奏家の作品を収集する。
イ 各国の民謡をはじめ民俗舞踊・民俗芸能に付随する音楽については、その国の代表的なものを収集する。
ウ 演芸資料（講談・浪曲・落語・漫才等）については、名作とされるものを収集する。
エ 語学資料・教材及び特定の主題をもった資料（朗読・講演・対談・解説・ドキュメンタリー等）については、教育性・記録性・実用性に留意して収集する。
オ 唱歌・童謡などの児童向け作品は必要な範囲で収集する。
- (2) 映像資料
ア 映画・演劇資料については、名作とされるものをはじめ各種の受賞作品など評価の定まった作品を収集する。
イ 音楽資料については、内外の優れた作曲家・演奏家の演奏会実況や記録作品を収集する。
ウ 童話・民話等のアニメーション（動画）は必要な範囲で収集する。
オ 生涯学習・教養・レクリエーション等に役立つ映像資料は積極的に収集する。
- (3) 紙芝居
ア 童話・民話及び優れた創作ものを収集する。
イ 児童の成長や学習に役立つ生活指導・自然観察・行事等に関する作品は可能な限り収集する。
- 5 マイクロ資料
- 通常の印刷物として入手できない資料あるいは利用と保存のうえから効率的なものは、マイクロ資料で収集する。
- 6 視覚障害者資料
- (1) 録音図書
ア 生活・教養・学習・レクリエーションのうえで利用価値の高いものを中心に収集する。
イ 利用者の要求を考慮しつつマザーテープを自館作成する。
- (2) 点字図書
市販されているものについて、利用者の要求を勘案しつつ収集する。
- (3) 録音図書・点字図書の作成・利用・サービス等に関する資料は積極的に収集する。
- 7 パンフレット
一般の図書形態では刊行されない内容をもったパンフレット類については、所蔵資料との関連に留意しつつ収集する。
- 8 磁気資料
通常の図書・雑誌・マイクロフィルム等の資料ではサービスのうえで対応できない場合、又は特定分野の情報源として利用上の効率が顕著である場合は、磁気ディスク・磁気テープ等によるデータベースの収集を考慮する。
- 第5 資料収集計画書の作成
適正な予算執行をはかるため、毎年度当初に資料収集計画書を作成するものとする。
- 附 則
この方針は、平成3年4月1日から実施する。
- 愛知芸術文化センター愛知県図書館利用規程（平成3年4月20日施行）
- 〔全部改正〕平成30年4月1日
- 第1章 総則
(趣旨)
- 第1条 この規程は、愛知芸術文化センター愛知県図書館規則（平成3年愛知県規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「図書館」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。
(サービス業務)

第2条 図書館は、次に掲げるサービス業務を行う。

- (1) 図書館の図書、記録その他の資料（以下「図書等」という。）の館内利用
- (2) 図書等の館外貸出し
- (3) 読書案内、読書相談及び参考調査
- (4) 県内の公立図書館その他の図書館等に対する参考調査及び図書等の相互貸借
- (5) 視覚障害者に対する対面朗読、資料の作成及び電辞サービス
- (6) 図書等の複写
- (7) 移動図書館の運営
- (8) 講演会、鑑賞会、展示会等の文化活動の開催及びその奨励
- (9) その他館長が必要と認めるサービス業務
(入館の禁止等)

第3条 次に掲げる者は、入館を禁じ、又は退館を命ぜることができる。

- (1) めいてい者、伝染病疾患のある者その他他人に著しく不快感を与える者
- (2) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 図書館の施設設備をき損し、又はき損のおそれある者
- (4) 規則又は館長の指示に従わない者
(入館者の心得)

第4条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙、飲食等をしないこと。
- (3) 館内に私物を放置したまま退館又は長時間の離席をしないこと。
(図書等の区分及び配置)

第5条 図書等は、次のとおり区分し、開架又は書庫に配置するものとする。ただし、館長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 一般参考
- (2) 人文科学
- (3) 社会科学
- (4) 自然科学
- (5) 新聞・雑誌
- (6) 児童図書
- (7) 地域資料

- (8) 科学技術
- (9) 国際資料
- (10) 図書館学資料
- (11) 視聴覚資料
- (12) マイクロ資料
- (13) 視覚障害者資料
- (14) 移動図書館資料

第2章 館内利用

(開架資料の利用)

第6条 開架資料は、館内で自由に利用することができる。

(書庫内資料の利用)

第7条 書庫内資料を利用しようとする者は、資料請求票を提出し、館内で自由に利用することができる。ただし、新聞の本紙版および縮刷版にあっては、書庫閲覧コーナーで利用しなければならない。

2 同時に利用することができる書庫内資料の数は、1人につき6冊以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 資料請求票の受付及び書庫内の利用は、閉館30分前までとする。

(貴重書書庫資料の利用)

第8条 貴重書書庫資料を利用しようとする者は、資料請求票を提出し、指定された場所で利用しなければならない。

2 同時に利用することができる貴重書書庫資料の数は、1人につき6冊以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 貴重書書庫資料の利用は、閉館30分前までとする。

(視聴覚資料又はマイクロ資料の利用)

第9条 視聴覚資料又はマイクロ資料を利用しようとする者は、資料請求票を提出し、指定された場所で利用しなければならない。

2 視聴覚資料は、1点づつ利用することとし、同時に利用することができるマイクロ資料の数は、1人につき5点以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 資料請求票の受付は、閉館30分前までとする。

第3章 視覚障害者資料室の利用

(対象者)

第10条 視覚障害者資料室を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) その他館長が適當と認める者

2 利用の申込みは、電話、口頭又は郵便で行うものとする。

(録音図書の作成のための著作権処理)

第 11 条 録音図書を作成するときは、図書館において、著作権所有者の許諾を得るものとする。

(図書等の対面朗読)

第 12 条 規則第 6 条の規定による対面朗読は、1 回につき 2 時間以内とする。ただし、他の予約がない場合は、その時間を延長することができる。

2 対面朗読の申込みは、前日までにしなければならない。ただし、他に申込みがない場合は、当日の申込みも受け付けるものとする。

第 4 章 複写

(複写の範囲)

第 13 条 図書館での複写は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条の規定に基づき行うものとする。

(複写禁止の図書等)

第 14 条 次に掲げる図書等は、複写をすることができない。

(1) 貴重図書

(2) 複写することにより破損のおそれあるもの

(3) 視聴覚資料

(4) 複製資料等でその入手条件として複写が禁止されているもの

(5) その他館長が複写することを不適當と認めたもの

(複写の受付時間及び料金)

第 15 条 複写の受付時間及び料金は、館長が別に定めるものとする。

(使用する複写機器)

第 16 条 図書等の複写は、指定された複写機器により行わなければならない。ただし、館長が適當と認めたときは、この限りでない。

第 5 章 図書等の館外貸出

(貸出しを受けることができる者)

第 17 条 規則第 8 条第 2 号に規定する館長が適當と認める者には、愛知県に隣接する県内に住所又は居所を有する者を含むものとする。

(利用カードの交付等)

第 18 条 規則第 9 条の規定により利用カード申込書

を提出する場合は、次のいずれかに掲げる証明書を提示しなければならない。

(1) 身分証明書

(2) 健康保険証

(3) 運転免許証

(4) 住民票の写し

(5) 身体障害者手帳

(6) 母子手帳

(7) 敬老手帳

(8) 学生証

(9) 生徒手帳

(10) その他前各号のいずれかに準ずるものと館長が認めるもの

(氏名等の変更届)

第 19 条 規則第 12 条の規定による届出は、利用カード変更届（様式 1）によるものとする。

(利用カードの紛失届等)

第 20 条 規則第 13 条第 1 項の規定による届出は、利用カード紛失届（様式 2）によるものとする。

2 前項の届出がないときに、紛失した利用カードを使用されたことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。

(利用カードの譲渡等の禁止)

第 21 条 規則第 14 条の規定に違反して利用カードを他人に譲渡し、又は貸与したことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。

(館外貸出しの予約)

第 22 条 利用カードの交付を受けた者は、希望する図書等が館外貸出し中であったときは、館外貸出しの予約をすることができる。

2 同時に館外貸出しの予約をすることができる図書等の数は、1 人につき 3 冊以内とする。

3 館外貸出しの予約は、リクエストカード（様式 3）による。

4 予約された図書等が返却された場合は、館外貸出しの予約をした者に、連絡票（様式 4）又は電話により速やかに連絡するものとする。

5 前項の連絡があった日から 7 日間が経過したときは、館外貸出しの予約はなかったものとみなす。

(転貸の禁止)

第 23 条 館外貸出しを受けた図書等は、他人に転貸してはならない。

2 前項に違反して転貸したことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。

(返却を怠った者に対する処置)

第 24 条 館長は、返却期限までに図書等を返却しなかつた者があるときは、督促状（様式5）又は電話により督促するものとする。

2 館長は、前項の督促によっても返却されないときは、返却しない者に対して損害賠償を求めることができる。

(損害賠償)

第 25 条 館外貸出しを受けた者が、図書等を亡失し、又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかに図書亡失届（様式6）を提出し、同一の図書等によって損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由によるものと館長が認めた場合は、この限りでない。

第6章 郵送による貸出

(対象者)

第 26 条 規則第16条の規定により郵送による貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者（視覚による身体障害を持つ者に限る。）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者又は戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による戦傷病者手帳の交付を受けた者で、公職選挙法施行令第59条の2に該当する程度の障害を持つもの

(3) その他館長が特に必要と認めた者

(郵送による貸出しの申込み等)

第 27 条 郵送による貸出しを受けようとする者は、あらかじめ電話、口頭又は郵便により登録の申込みをし、登録を受けなければならない。

2 前項の申込みに際しては、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付番号、交付年月日、障害の種別及び等級等を明らかにしなければならない。

3 第1項の規定による登録は、視覚による身体障害を有する者にあっては、図書貸出券により、他の身体障害を有する者にあっては、利用カードにより行うものとする。

4 前項の図書貸出券の有効期間は、その日から起算して3年以内とする。

(郵送による貸出しの手続き等)

第 28 条 郵送による貸出しの登録を受けた者は、電話又は郵便により郵送による貸出しを申し込むことができる。

2 郵送による貸出しの返却は、郵便で行うものとする。

(郵送による貸出しの冊数および期間)

第 29 条 同時に郵送による貸出しを受けることできる図書等の数は、視覚障害者資料にあっては、原本3冊分、視覚障害者資料を除く図書等にあっては、1人につき3冊以内とし、貸出しの期間は、郵送に要する期間を除いて15日以内とする。

2 館長は、他の予約のないときは貸出しの期間の延長を認めることができる。

(氏名等の変更届)

第 30 条 郵送による貸出しの登録を受けた者は、その氏名、住所等を変更した場合は、速やかにその旨を電話又は郵便により館長に届け出なければならない。

(郵送による貸出し禁止の図書等)

第 31 条 次に掲げる図書等は、郵送による貸出しをすることができない。

(1) 規則第11条各号に掲げる図書等

(2) 1冊3キログラムを超える図書等

(3) 長さ、幅及び厚さの合計が、1.5メートルを超える図書等

第7章 相互貸借

(相互貸借の対象となる図書館等)

第 32 条 図書等の相互貸借の対象となる図書館等（以下「図書館等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 県内の公立図書館

(2) 国立国会図書館

(3) 都道府県立図書館

(4) その他館長が適当と認めた図書館、及び図書館に準ずる機関

(相互貸借の貸出手続き)

第 33 条 図書館から相互貸借による貸出しを受けようとする図書館等は、文書により館長に申し込むものとする。ただし、前条第1号に規定する図書館及び館長が適当と認めた図書館にあっては、ファックス等により申し込むことができる。

(相互貸借の貸出し禁止等の図書等)

第 34 条 次に掲げる図書等は、相互貸借による貸出しをすることができない。

(1) 輸送が困難な図書等

- (2) 損傷のおそれのある図書等
- (3) その他館長が不適当と認めた図書等
(貸出しの期間)

第 35 条 相互貸借による貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、貸出しを受けた図書館等（以下「借受館」という。）から貸出しの期間内に申出があつたときは、1月以内に限り、その貸出しを延長することができる。

2 前項の貸出しの期間は、図書等を貸し出した日（郵送による場合にあっては、発送した日）から、当該図書等が図書館に返却される日までとする。

（貸出しの数）

第 36 条 同時に相互貸借による貸出しを受けることのできる図書等の数は、100 冊以内とする。ただし、館長が図書館の業務に支障がないと認めたときは、この限りではない。

（貸し出した図書等の利用）

第 37 条 貸し出した図書等の利用は、借受館の定めによるものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、その利用に制限を加えることができる。

（借受館の責任）

第 38 条 借受館は、図書等を受領したときから当該図書等が図書館に返却されるときまでの間、その保管の責を負うものとする。

2 借受館は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を館長に連絡しなければならない。

- (1) 損傷した図書等を受領したとき。
- (2) 受領すべき図書等が到着しなかったとき。
- (3) 受領した図書等を亡失し、又は損傷したとき。
- (4) 返送の途中において図書等が亡失し、又は損傷したことを知ったとき。

（経費の負担）

第 39 条 相互貸借による貸出しに要する費用は、貸出しについては図書館が負担し、返却については借受館がそれぞれ負担するものとする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

（他の図書館等からの図書等の借用）

第 40 条 図書館に希望する図書等がない場合、利用者は、他の図書等の借用を館長に申し込むことができる。

2 前項の申込みは、図書借用申込書（様式 7）による。

3 借用した図書等の貸出しの期間及び貸出し条件等

については、貸出しを行った図書館等の定めによるものとする。

第 8 章 移動図書館

（移動図書館の目的）

第 41 条 県内の読書施設にめぐまれない地域を定期的に巡回し、図書館奉仕を行い読書活動の推進をはかる。

（移動図書館の貸出対象者）

第 42 条 移動図書館による図書等の貸出しを受けることができる者は、県内市町村教育委員会とする。

（移動図書館による貸出対象図書等）

第 43 条 移動図書館の貸出対象図書等は次のとおりとする。ただし、館長が適当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 移動図書館用の図書等
- (2) 規則第 11 条各号に掲げるものを除く図書等
(貸出しの手続き等)

第 44 条 移動図書館による図書等の貸出しは、市町村教育委員会に一括して行うものとする。

2 移動図書館による図書等の貸出し及び返却は、所定の駐車場で行う。

（申請）

第 45 条 移動図書館の巡回を受けようとするときは、あらかじめ市町村教育委員会が館長に巡回申請書（様式 8）を提出するものとする。

2 移動図書館の巡回期日は、毎年度当初に通知する。

（貸出しの期間等）

第 46 条 移動図書館による図書等の貸出しの期間は、当該巡回日から次回の巡回日時までとする。

2 移動図書館による図書等の貸出しを受ける者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 市町村教育委員会責任者を選定すること
- (2) 図書等の亡失又は汚破損のないよう注意すること
(報告)

第 47 条 移動図書館による図書等の貸出し終了後、毎回、図書利用報告書（様式 9）により報告するものとする。

（損害賠償）

第 48 条 移動図書館の図書等を亡失し、又はき損し、若しくは著しく汚損した者は、速やかに移動図書館図書亡失届（様式第 10）を提出し、同一の図書又はそれに相当する代価により損害を賠償しなければな

らない。ただし、天災その他やむを得ない理由によるものと館長が認めた場合は、この限りでない。

2 賠償に関する事務は、市町村教育委員会が行うものとする。

(駐車場の設置及び廃止)

第 49 条 移動図書館の駐車場の設置及び廃止については、市町村教育委員会と協議の上、定めるものとする。

第9章 AVホール

(AVホールの使用)

第 50 条 AVホールは、図書館の視聴覚資料を同時に 10 人以上で利用する場合に使用できる。

(使用できる日及び時間)

第 51 条 AVホールを使用できる日は、休館日を除く日とする。

2 使用できる時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、使用時間を変更できる。

3 1回の使用は、視聴覚資料 1 点とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用の承認)

第 52 条 AVホールを使用しようとする者は、AV ホール使用申込書（様式第 11）を、使用しようとする日の 1 月前から前日までの間に提出しなければならない。

2 使用者は、他人に使用の権利を転貸してはならない。

(使用の不承認)

第 53 条 館長は、使用しようとする者が営利を目的とし、又は館長が管理上支障があると認めたときは、使用を承認しない。

(使用の制限)

第 54 条 館長は、使用者がこの規定に違反し、又は館長が特に認めたときは、使用の条件を変更し、又は停止し、若しくは使用の承認を取消すことができる。

(使用者の義務)

第 55 条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用の承認を取消され、若しくは使用を停止されたときは、施設設備等を原状に復するものとする。

(雑則)

第 56 条 この規程に定めるもののほか、図書等の利用に関し必要となる事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 20 日から施行する。

様式第 1 ~ 様式第 11 略

○ 愛知芸術文化センター愛知県図書館協議会開催要項（平成 4 年 3 月 1 日施行）

[廃止] 平成 18 年 3 月 31 日

(設置)

第 1 条 愛知芸術文化センター愛知県図書館における業務の円滑な運営を図るため、愛知芸術文化センター愛知県図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 図書館サービスに関すること
- (2) 資料の収集に関すること
- (3) その他図書館の運営のために必要な事項

(組織)

第 3 条 この協議会は、10 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、図書館長が選任する。

- (1) 図書館に関して専門的知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を主宰する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、愛知芸術文化センター愛知県図書館管理課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

(参考) 旧条例

○ 愛知県立図書館設置に関する条例 (昭和25年12月7日愛知県条例第47号)

〔廃止〕昭和28年3月28日愛知県条例第11号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)による愛知県立図書館を名古屋市千種区城山町二丁目90番地に設置する。

(業務)

第2条 愛知県立図書館は、県民の教育と文化の発展に寄与するため、次の業務を行う。

- 一 図書館資料の収集、一般公衆への利用提供
- 二 図書館資料の分類、排列及びその目録の整備
- 三 図書館資料利用のための相談
- 四 他の図書館又は図書室との資料の相互貸借
- 五 貸出文庫、自動車文庫の経営
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の開催
- 七 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- 八 その他必要な事項

(委任)

第3条 前条に定めるもの外、必要な事項は、愛知県教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 愛知県營造物条例 (抜粋) (昭和28年3月28日愛知県条例第9号)

〔廃止〕昭和39年3月27日愛知県条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、法令及び特別の定のあるものを除く外、營造物の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「營造物」とは、県民の福祉を増進するため特定の行政の目的に供される継続的施設の一体をいう。

(総括)

第3条 知事は、營造物に関する制度を整備し、必要な調整をする等營造物に関する事務を総括する。

第2章 营造物の設置

(設置の原則)

第4条 营造物を設置するに当つては、県民の利用に最も便利であるように交通の事情、官公署との関係、營造物の規模等について適当な考慮が払われなければならない。

(設置)

第5条 直接県民が使用する營造物その他県民の福祉に寄与する重要な營造物は、別表第一及び別表第二のとおり設置する。

2 前項の營造物以外の營造物は、規則又は教育委員会規則の定めるところにより設置する。

附 則

- 1 この条例は、昭和28年4月1日から施行する。
- 2～3 略

別表第二

区分	營造物の名称	位置
教育文化 関係營造 物	愛知県立女子短期大学から愛知県立岡崎ろう学校の項 略	
	愛知県立図書館	名古屋市千種区

○ 愛知県文化会館条例 (抜粋) (昭和39年3月27日愛知県条例第15号)

〔廃止〕平成4年3月25日愛知県条例第30号

(設置)

第1条 県民の文化及び教養の向上を図るため、愛知県文化会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称、位置等)

第2条 会館の名称及び位置並びに会館における業務は、別表第一のとおりとする。

(会館の利用)

第4条 次の各号に掲げる者は、会館の利用について館長の許可を受けなければならない。

- 一 展示室、講堂又は集会室を利用して、展覧会、鑑賞会、講演会、講習会等を開催しようとする者
- 二 研究室又は視聴覚室において、図書、記録その他の資料(次項において「図書等」という。)を利用して調査又は研究をしようとする者
- 2 図書等を閲覧するために入館しようとする者は、前項の許可を受けた同項第2号に掲げる者を除き、入館票の交付を受けなければならない。
- 3 館長は、会館の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

別表第一

名称	位置	業務
愛知県文化会館	名古屋市東区	<ul style="list-style-type: none">一 絵画、工芸品その他 の美術品等を展示し、又はこれらを展示する者に展示室及び集会室を利用させること。二 音楽、舞踊、演劇等

		の鑑賞会若しくは講演会、講習会等を開催し、又はこれらを開催する者に講堂、集会室その他の施設を利用させること。
		三 一般公衆に図書、記録その他の資料を利用させること。

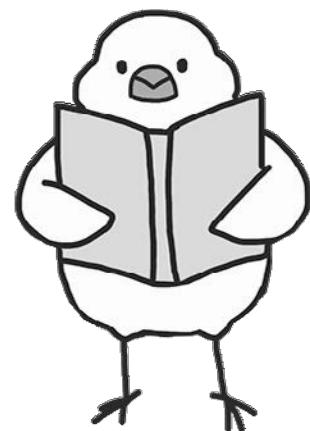
県図書キャラクター図鑑 7 ポタ

「あいち Book サポーター」のイメージキャラクター。

愛知県弥富市にルーツがある白文鳥。

好きな食べ物は餅菓（もちな）。

本を読むのが大好きで、図書館の仕事をお手伝いしている。



資料3 統計

1 経費

(1) 建設事業経費一覧 (1986~1990年度)

項目	決算金額(千円)	事業内容
I 建築関連経費	17,883,500	
1 建設費	7,551,893	建築工事 4,700,000千円 電気工事 688,000千円 受変電工事 265,000千円 管工事 228,000千円 空調工事 740,000千円 エレベーター工事 170,000千円 電話設備工事 12,500千円 環境整備工事 267,285千円 植栽工事 44,805千円 建築付帯工事 198,275千円 モニュメント関係作成費 30,781千円 埋蔵文化財発掘調査費 188,908千円 テレビ電波障害対策費 18,339千円
2 建築設計費	207,649	建築基本設計費 40,750千円 建築実施設計費 98,000千円 監理費 68,899千円
3 建設用地購入費	9,732,784	敷地面積 10,120.24m ²
4 初度備品購入費	391,174	
II 資料収集費	1,306,717	
資料収集費	1,306,717	1988年度～1990年度 図書 206,001冊 A V・マイクロ資料 21,386点 視覚障害者資料 9,872点 新聞・雑誌 3,300点 規格類 67件 その他資料 3,468点
III 電算システム開発関連経費	675,781	
1 電算システム開発費	187,876	電算システム基本設計費（1986年度） 電算システム詳細設計費（1988年度） 電算システムプログラム作成費（1989年度） 電算システム総合運用準備費（1990年度）
2 電算システム運用経費	170,695	電算機借上費（1989年度～1990年度） 電算機器操作費（1990年度）
3 書誌データ入力費	317,210	和書データ入力 461,800件 洋書データ入力 65,500件 雑誌データ入力 5,810件 A Vデータ入力 10,030件 読み付与処理 467,610件 典拠データ入力 194,200件 典拠コントロール処理 461,800件 既蔵資料装備費 463,000点
IV 開館準備関連経費	110,454	
開館準備関連経費	110,454	資料等移転経費（1990年度） 新図書館施設管理費（1990年度） 事業運営準備費（1990年度） 開館記念式典（1990年度） 開館記念事業経費（1990年度）
合計	19,976,452	

※1) 一覧には、人件費・事務経費・建設委員会経費・コンペ経費等は含まない。

(2) 図書館運営費推移 (1991~2020 年度)

(単位 : 千円)

年度	資料費				整理費	書架購入費	電算システム運用費	サービス事業費	市町村図書館振興費	その他の事業費	合計
	うち図書	うち新聞雑誌	うちAV資料	うちその他							
1991	200,000	107,502	40,624	8,100	43,774	27,630	—	260,323	21,810	8,113	3,150
1992	200,000	91,502	40,624	5,997	61,877	27,298	—	266,627	25,166	8,906	3,150
1993	200,000	88,502	39,441	5,687	66,370	22,395	—	266,482	21,891	8,152	2,658
1994	200,000	89,515	39,783	5,687	65,015	22,375	—	255,999	28,805	11,845	2,706
1995	193,551	83,635	39,783	5,118	65,015	20,143	—	256,028	27,160	11,605	2,436
1996	164,518	92,032	38,708	5,118	28,660	26,771	—	235,561	32,140	9,526	2,190
1997	164,518	89,167	38,709	5,118	31,524	25,059	—	234,555	29,016	9,029	2,138
1998	148,067	80,376	34,786	4,611	28,294	21,782	—	227,774	28,237	8,945	2,138
1999	89,032	46,366	24,324	3,312	15,030	12,057	—	240,650	21,896	6,100	1,704
2000	72,565	49,404	17,046	2,674	3,441	10,374	—	180,145	19,081	4,698	1,490
2001	72,966	49,836	17,046	2,639	3,445	6,993	2,705	176,818	17,767	4,432	1,325
2002	72,966	49,836	17,046	2,639	3,445	6,698	2,408	173,852	16,311	3,971	1,190
2003	72,966	49,836	17,046	2,639	3,445	6,557	6,000	155,747	15,802	3,574	1,077
2004	72,966	49,846	17,046	2,639	3,435	6,036	5,550	108,853	15,214	3,422	970
2005	72,966	49,846	17,046	2,639	3,435	5,561	17,000	64,124	14,586	3,364	970
2006	82,966	57,846	18,046	3,539	3,535	4,936	1,130	80,767	13,876	3,131	977
2007	83,673	57,794	18,046	3,539	4,294	4,923	5,460	59,839	15,501	2,991	970
2008	83,673	57,794	18,046	3,539	4,294	5,987	23,414	60,032	15,553	2,990	981
2009	82,558	56,192	18,058	4,148	4,160	5,924	3,720	37,630	14,420	4,966	978
2010	81,982	55,765	17,763	4,118	4,336	5,610	—	37,030	13,368	3,752	686
2011	72,940	49,550	15,871	3,345	4,174	4,762	—	35,585	14,734	3,352	286
2012	68,000	46,291	14,965	2,891	3,853	4,415	—	30,511	13,089	3,368	200
2013	68,844	47,105	14,935	2,921	3,883	4,147	—	57,528	13,837	3,344	181
2014	62,582	42,912	14,176	2,136	3,358	4,509	—	22,265	12,567	3,439	185
2015	61,051	41,747	13,883	2,102	3,319	4,509	—	22,265	12,081	3,439	182
2016	56,456	38,541	12,736	1,870	3,309	4,480	—	25,315	11,851	3,369	182
2017	49,977	32,675	12,546	1,553	3,203	4,445	—	22,055	12,422	3,362	182
2018	44,814	27,902	12,525	1,119	3,268	3,946	—	21,430	12,643	3,349	145
2019	40,567	22,832	12,603	1,472	3,660	3,725	—	57,673	11,391	4,396	184
2020	36,767	20,661	11,276	802	4,028	2,347	—	26,149	10,678	5,987	186

※2) 職員給与、管理運営費を除く。

※3) 1991 年度から 2007 年度までは最終予算額、2008 年度以降は当初予算額。

※4) 市町村図書館振興費は、1998 年度以前は市町村図書館協力費、移動図書館費に分けられていた。

※5) 2015 年度から「その他の事業費」を追加した。

2 所蔵

(1) 図書等・その他の紙資料 (1991~2020 年度)

各年度 3 月 31 日現在

(単位 : 冊)

年度	図書等									その他の紙資料				
	図書(和書)	図書(洋書)	小計	製本雑誌・製本新聞・製本特許	加除法規類	規格類	点字資料(タイトル)	点字資料(冊数)	計	貸出文庫用図書	合計	紙芝居	電話帳	地図(1枚もの)
1991	511,399	74,247	585,646	128,432	1,657	(257)	1,900	719,838	20,563	740,401	1,184	709	7,788	
1992	539,799	76,453	616,252	137,737	1,572	(301)	1,958	759,903	19,314	779,217	1,357	709	7,833	
1993	566,568	78,409	644,977	147,864	1,584	(320)	1,997	798,982	18,507	817,489	1,424	710	7,833	
1994	592,437	80,190	672,627	155,023	1,584	(344)	2,038	833,971	17,874	851,845	1,480	656	7,762	
1995	615,420	81,459	696,879	162,110	1,597	(352)	2,153	865,598	17,342	882,940	1,603	624	7,921	
1996	639,485	83,281	722,766	169,644	1,978	(392)	2,319	899,710	16,294	916,004	1,774	605	7,975	
1997	664,294	84,722	749,016	176,020	2,019	(414)	2,550	932,823	15,191	948,014	1,838	606	7,970	
1998	685,257	85,846	771,103	180,655	1,028	1,064	(448)	2,724	957,595	14,151	971,746	1,858	615	7,981
1999	696,876	86,668	783,544	182,682	990	1,089	(486)	2,895	971,200	15,523	986,723	1,860	611	7,998
2000	710,013	87,137	797,150	186,360	950	1,090	(526)	2,973	988,523	16,900	1,005,423	1,858	620	8,002

(続き) 図書等・その他の紙資料 (1991~2020 年度)

年度	図書等										その他の紙資料			
	図書(和書)	図書(洋書)	小計	製本雑誌・製本新聞・製本特許	加除法規類	規格類	点字資料(タイトル)	点字資料(冊数)	計	貸出文庫用図書	合計	紙芝居	電話帳	地図(1枚もの)
2001	726,906	87,573	814,479	189,461	909	1,103	(543)	2,994	1,008,946	18,052	1,026,998	2,196	750	8,000
2002	744,321	88,222	832,543	190,771	911	1,127	(554)	3,017	1,028,369	19,037	1,047,406	2,313	853	8,006
2003	762,027	88,769	850,796	191,494	913	1,173	(565)	3,031	1,047,407	12,992	1,060,399	2,443	924	7,955
2004	780,447	89,332	869,779	192,024	350	1,185	(611)	3,106	1,066,444	11,894	1,078,338	2,533	966	7,961
2005	799,644	89,709	889,353	192,576	352	1,199	(621)	3,116	1,086,596	11,109	1,097,705	2,598	1,082	7,982
2006	824,970	90,522	915,492	193,157	354	1,214	(628)	3,126	1,113,343	12,006	1,125,349	2,654	1,113	7,979
2007	849,628	91,357	940,985	193,640	359	1,218	(634)	3,132	1,139,334	12,968	1,152,302	2,711	1,110	7,970
2008	874,220	91,747	965,967	194,032	363	1,222	(634)	3,132	1,164,716	12,574	1,177,290	2,769	1,105	7,969
2009	898,374	92,254	990,628	195,066	364	1,228	(647)	3,148	1,190,434	8,751	1,199,185	2,828	1,105	7,959
2010	925,785	92,611	1,018,396	195,341	372	1,230	(657)	3,158	1,218,497	8,251	1,226,748	2,895	1,099	7,891
2011	947,747	92,605	1,040,352	111,943	366	1,230	(662)	3,164	1,157,055	7,540	1,164,595	2,981	1,118	7,896
2012	968,811	92,745	1,061,556	112,125	368	1,231	(666)	3,168	1,178,448	6,743	1,185,191	3,045	1,120	7,915
2013	989,208	92,914	1,082,122	109,971	383	1,233	(672)	3,175	1,196,884	6,007	1,202,891	3,113	1,125	7,916
2014	1,008,173	85,618	1,093,791	110,187	389	1,235	(688)	3,194	1,208,796	5,321	1,214,117	3,189	1,112	7,964
2015	1,027,532	85,793	1,113,325	110,371	389	1,225	(696)	3,202	1,228,512	4,626	1,233,138	3,246	1,073	7,966
2016	1,043,333	85,866	1,129,199	110,527	391	1,223	(699)	3,205	1,244,545	3,938	1,248,483	3,289	1,021	7,967
2017	1,056,587	85,909	1,142,496	110,658	399	1,224	(711)	3,217	1,257,994	3,228	1,261,222	3,338	1,035	7,967
2018	1,069,010	86,002	1,155,012	110,779	395	1,227	(725)	3,231	1,270,644	2,739	1,273,383	3,387	1,034	7,967
2019	1,081,342	86,477	1,167,819	110,703	303	1,233	(730)	3,236	1,283,294	2,996	1,286,290	3,422	1,138	7,969
2020	1,092,337	86,540	1,178,877	110,778	303	1,238	(739)	3,251	1,294,447	2,211	1,296,658	3,450	1,200	7,969

※6) 貸出文庫用図書冊数は、1999 年度までは移動図書館用図書冊数

(2) 紙以外の資料 (1991~2020 年度)

各年度 3 月 31 日現在

(単位 : AV資料 : 点、マイクロフィルム : リール、マイクロフィッシュ : 枚、電子書籍 : 冊)

年度	AV資料						マイクロ資料			電子資料(CD-ROM等)		電子書籍		
	カセットテープ	コンパクトディスク	ビデオテープ	レーザーディスク	DVDビデオ	計	貸出文庫用ビデオ	合計	マイクロフィルム	マイクロフィッシュ	計	(タイトル)	(枚数)	
1991	959	8,190	1,676	1,366	—	12,191	77	12,268	31,037	24,921	55,952	—	—	—
1992	973	9,052	2,046	1,650	—	13,721	160	13,881	35,325	24,953	60,278	—	75	—
1993	980	9,957	2,379	1,909	—	15,225	260	15,485	39,058	24,953	64,011	—	859	—
1994	986	10,862	2,940	2,095	—	16,883	365	17,248	42,649	25,006	67,655	—	1,735	—
1995	988	11,322	3,468	2,183	—	17,961	456	18,417	45,986	25,187	71,173	—	2,817	—
1996	1,022	11,844	3,898	2,187	—	18,951	541	19,492	46,213	25,397	71,610	—	3,694	—
1997	1,061	12,380	4,432	2,213	—	20,086	624	20,710	46,739	25,727	72,466	—	4,669	—
1998	1,061	12,701	4,798	2,231	—	20,791	710	21,501	47,186	25,727	72,913	—	5,664	—
1999	1,061	12,885	4,958	2,232	—	21,136	796	21,932	47,398	25,745	73,143	—	5,688	—
2000	1,061	13,023	5,071	2,231	—	21,386	796	22,182	47,551	26,977	74,528	—	5,688	—
2001	1,062	13,201	5,186	2,231	—	21,680	796	22,476	47,669	26,977	74,646	—	2,110	—
2002	1,060	13,368	5,437	2,231	—	22,096	796	22,892	47,648	27,586	75,234	—	2,110	—
2003	1,074	13,521	5,688	2,231	10	22,524	796	23,320	47,748	27,586	75,334	(2,974)	3,007	—
2004	1,074	13,702	5,878	2,231	71	22,956	796	23,752	47,596	27,586	75,182	(2,974)	3,007	—
2005	1,066	13,840	5,985	2,226	179	23,296	796	24,092	47,776	27,586	75,362	(2,974)	3,007	—
2006	1,066	14,029	6,044	2,226	362	23,727	796	24,523	47,953	27,586	75,539	(2,974)	3,007	—
2007	1,058	14,242	6,022	2,217	627	24,166	796	24,962	48,128	27,586	75,714	(2,974)	3,007	—
2008	1,054	14,524	6,033	2,245	968	24,824	796	25,620	48,361	27,586	75,947	(2,974)	3,007	—
2009	1,051	14,882	6,033	2,245	1,310	25,521	796	26,317	46,268	27,586	73,854	(3,121)	3,154	—
2010	1,053	15,098	6,011	2,245	1,670	26,077	796	26,873	39,406	27,586	67,227	(3,180)	3,213	—
2011	1,053	15,314	5,875	2,245	1,930	26,417	710	27,127	39,553	27,586	67,139	(1,219)	1,268	—
2012	1,050	15,639	4,349	—	2,484	23,522	710	24,232	39,648	27,586	67,234	(1,230)	1,279	—
2013	1,044	15,945	2,789	—	2,758	22,536	710	23,246	39,756	27,586	67,342	(1,231)	1,317	—
2014	977	16,216	2,599	—	2,952	22,744	710	23,454	39,824	27,586	67,410	(1,231)	1,317	—
2015	948	16,500	2,564	—	3,106	23,118	710	23,828	39,895	13,141	53,036	(1,231)	1,317	—
2016	935	16,703	2,556	—	3,247	23,441	—	23,441	39,963	13,141	53,104	(1,231)	1,317	—
2017	934	16,836	2,556	—	3,356	23,682	—	23,682	40,041	13,141	53,182	(1,231)	1,317	—
2018	933	16,949	2,555	—	3,464	23,901	—	23,901	40,085	13,141	53,226	(1,325)	1,411	—
2019	928	17,040	2,555	—	3,564	24,087	—	24,087	40,121	13,141	53,262	(1,325)	1,411	—
2020	909	17,133	2,554	—	3,643	24,239	—	24,239	40,079	13,141	53,220	(1,325)	1,411	5,529

※7) 貸出文庫用ビデオ点数は、1999 年度までは移動図書館用ビデオ点数

※8) 電子資料は、2002 年度までは特許 CD-ROM 資料数

※9) レーザーディスクは 2012 年度末に、貸出文庫用ビデオは 2015 年度末にすべて除籍した。

(3) 紙以外の資料②：視覚障害者用録音資料（1991～2020 年度）

各年度 3 月 31 日現在

年度	カセットテープ		デイジー図書		マルチメディアディジタル図書		計		年度	カセットテープ		デイジー図書		マルチメディアディジタル図書		計	
	(タイトル)	(巻数)	(タイトル)	(枚数)	(タイトル)	(枚数)	(タイトル)	(点数)		(タイトル)	(巻数)	(タイトル)	(枚数)	(タイトル)	(枚数)	(タイトル)	(点数)
1991	—	—	—	—	—	—	(1,336)	8,786	2006	(2,444)	15,922	(92)	96	—	—	(2,536)	16,018
1992	—	—	—	—	—	—	(1,449)	9,609	2007	(2,500)	16,281	(108)	113	—	—	(2,608)	16,394
1993	—	—	—	—	—	—	(1,612)	10,574	2008	(2,535)	16,554	(118)	123	—	—	(2,653)	16,677
1994	—	—	—	—	—	—	(1,668)	10,892	2009	(2,575)	16,788	(155)	160	—	—	(2,730)	16,948
1995	—	—	—	—	—	—	(1,737)	11,374	2010	(2,596)	16,902	(250)	255	—	—	(2,846)	17,157
1996	—	—	—	—	—	—	(1,842)	11,972	2011	(2,600)	16,926	(378)	384	—	—	(2,978)	17,310
1997	—	—	—	—	—	—	(1,890)	12,368	2012	(2,602)	16,937	(499)	505	—	—	(3,101)	17,442
1998	—	—	—	—	—	—	(1,967)	12,801	2013	(2,603)	16,943	(599)	605	—	—	(3,202)	17,548
1999	—	—	—	—	—	—	(2,023)	13,187	2014	(2,605)	16,950	(663)	669	—	—	(3,268)	17,619
2000	—	—	—	—	—	—	(2,077)	13,547	2015	(2,607)	16,957	(771)	777	(2)	2	(3,380)	17,736
2001	(2,140)	13,985	(41)	41	—	—	(2,181)	14,026	2016	(2,607)	16,949	(857)	865	(10)	10	(3,474)	17,824
2002	(2,221)	14,452	(42)	42	—	—	(2,263)	14,494	2017	(2,608)	16,955	(911)	919	(53)	53	(3,572)	17,927
2003	(2,283)	14,848	(52)	55	—	—	(2,335)	14,903	2018	(2,610)	16,962	(963)	971	(65)	65	(3,638)	17,998
2004	(2,342)	15,219	(55)	58	—	—	(2,397)	15,227	2019	(2,611)	16,968	(1,008)	1,016	(75)	75	(3,694)	18,059
2005	(2,339)	15,610	(72)	76	—	—	(2,471)	15,686	2020	(2,612)	16,974	(1,066)	1,074	(80)	80	(3,758)	18,128

(4) 逐次刊行物受入数（継続分）推移（1992～2021 年度）

各年度 4 月 1 日現在
(単位：タイトル数)

年度	新聞	雑誌	特許	規格類	加除法規類	有価証券報告書
1992	180	4,082	71	36	—	1
1993	180	4,016	81	36	—	1
1994	183	3,919	91	34	—	1
1995	177	3,708	80	33	—	1
1996	178	3,655	67	38	—	1
1997	179	3,588	66	39	—	1
1998	172	3,452	65	39	—	1
1999	110	3,031	—	24	31	—
2000	85	2,744	—	2	12	—
2001	79	2,641	—	2	12	—
2002	78	2,657	—	2	11	—
2003	79	2,690	—	2	10	—
2004	80	2,715	—	2	11	—
2005	87	2,740	—	2	10	—
2006	92	2,644	—	2	10	—
2007	101	2,606	—	2	12	—
2008	100	2,625	—	2	12	—
2009	100	2,703	—	2	12	—
2010	105	2,661	—	2	12	—
2011	99	2,568	—	1	9	—
2012	96	2,432	—	1	9	—
2013	97	2,366	—	1	9	—
2014	100	2,213	—	1	9	—
2015	103	2,143	—	1	6	—
2016	98	2,134	—	1	6	—
2017	95	2,099	—	1	6	—
2018	94	2,009	—	1	6	—
2019	94	1,939	—	1	6	—
2020	88	1,895	—	1	3	—
2021	83	1,780	—	1	3	—

3 利用

(1) 入館者数・新規登録者数・個人館外貸出数（1991～2020 年度）

(単位：入館者・新規登録者：人、個人館外貸出：冊（AV資料：点、視覚障害者用資料：タイトル）)

年度	開館日数	入館者数	新規登録者数			個人館外貸出数					
			一般	児童	計	一般図書	児童書	図書計	AV 資料	視覚障害者用資料	合計
1991	254	987,000	41,028	13,027	54,055	307,224	131,377	438,601	—	523	439,124
1992	272	1,076,000	28,011	4,408	32,419	406,908	135,859	542,767	—	477	543,244
1993	269	1,073,000	28,433	4,251	32,684	453,883	125,457	579,340	—	700	580,040
1994	268	1,018,000	36,464	5,801	42,265	463,728	106,119	569,847	—	1,175	571,022
1995	270	984,900	34,940	4,450	39,390	462,232	90,031	552,263	—	984	553,247
1996	267	923,593	30,844	3,402	34,246	430,205	78,462	508,667	—	1,143	509,810
1997	269	888,242	31,051	3,095	34,146	404,495	67,957	472,452	—	1,420	473,872
1998	271	900,254	29,941	2,956	32,897	389,631	62,338	451,969	—	1,708	453,677
1999	261	809,180	25,837	2,319	28,156	330,979	47,816	378,795	—	1,696	380,491
2000	268	747,121	23,988	2,195	26,183	290,490	50,137	340,627	—	1,375	342,002
2001	269	763,322	21,469	1,879	23,348	265,197	48,063	313,260	—	1,320	314,580
2002	269	726,193	20,303	1,653	21,956	304,277	64,997	369,274	50,449	1,248	420,971
2003	271	715,074	18,722	1,505	20,227	296,556	63,901	360,457	56,549	1,124	418,130
2004	267	686,348	16,703	1,295	17,998	282,526	60,953	343,479	61,030	1,017	405,526
2005	268	651,008	16,181	822	17,003	269,890	66,236	336,126	61,684	998	398,808
2006	268	637,822	15,645	850	16,495	283,101	70,290	353,391	64,195	949	418,535
2007	282	688,915	15,756	961	16,717	312,512	73,697	386,209	63,908	1,380	451,497
2008	282	744,846	16,185	848	17,033	342,960	79,607	422,567	71,830	1,309	495,706
2009	283	722,779	15,962	804	16,766	386,160	87,960	474,120	76,035	1,243	551,398
2010	282	702,187	15,678	924	16,602	377,272	89,592	466,864	75,323	1,230	543,417
2011	283	668,025	14,895	947	15,842	369,039	91,585	460,624	84,129	1,063	545,816
2012	282	653,438	14,605	805	15,410	370,336	87,918	458,254	79,101	932	538,287
2013	280	614,901	13,589	836	14,425	365,815	86,967	452,782	81,077	967	534,826
2014	282	607,148	14,826	871	15,697	353,742	86,451	440,193	80,418	1,150	521,761
2015	285	602,615	13,807	879	14,686	358,352	87,541	445,893	86,921	790	533,604
2016	282	583,865	12,784	827	13,611	331,938	84,296	416,234	80,067	842	497,143
2017	282	554,821	12,490	1,191	13,681	311,007	85,804	396,811	74,930	983	472,724
2018	281	529,750	12,182	858	13,040	298,317	81,355	379,672	73,377	613	453,662
2019	264	504,796	11,389	953	12,342	270,769	79,113	349,882	65,037	537	415,456
2020	266	341,146	11,040	731	11,771	224,829	69,247	294,076	51,031	547	345,654

※10) 2004 年度までは中学生以下を児童としていたが、2005 年度からは小学生以下を児童とした。

(2) 年度別・分類別図書個人館外貸出冊数（1991～2020 年度）

(単位：冊)

年度	総記	哲学・総記	歴史・地理	社会科学	自然科学	技術・生活	産業	芸術・スポーツ	語学	文学	絵本	パンフレット	紙芝居	ラストワン	合計
1991	11,843	19,982	27,794	63,225	35,011	35,843	11,901	42,502	10,087	128,792	38,973	137	12,511	—	438,601
1992	16,723	24,481	39,776	90,232	45,010	48,389	16,730	50,576	13,220	144,375	42,424	337	10,494	—	542,767
1993	17,928	27,285	47,390	104,027	48,738	53,796	18,657	52,935	14,361	146,623	37,714	366	9,520	—	579,340
1994	19,250	26,566	47,538	108,636	47,821	54,279	19,342	52,274	14,121	141,774	30,767	405	7,074	—	569,847
1995	19,482	26,292	49,092	110,376	47,777	55,690	19,322	49,396	14,086	130,432	24,254	383	5,681	—	552,263
1996	17,435	24,014	46,659	102,302	44,629	51,888	17,642	43,511	13,046	121,309	21,093	561	4,578	—	508,667
1997	15,786	23,042	44,271	94,553	41,009	49,584	16,809	40,134	11,641	111,650	19,306	664	4,003	—	472,452
1998	15,092	22,342	42,749	91,207	39,868	47,706	16,872	38,573	10,318	104,858	18,839	616	2,929	—	451,969
1999	12,591	19,437	35,709	77,531	34,724	43,417	14,169	32,429	8,801	82,455	13,946	2,097	1,489	—	378,795
2000	10,557	17,557	32,304	68,729	30,924	38,846	12,143	27,788	7,905	72,994	14,665	914	5,301	—	340,627
2001	9,255	16,001	28,234	64,122	28,587	35,875	11,298	25,975	7,325	65,564	15,019	771	5,234	—	313,260
2002	9,547	18,579	33,050	75,960	34,668	37,208	14,692	29,700	13,311	74,442	21,147	542	6,428	—	369,274
2003	9,336	18,638	31,930	69,573	32,076	38,079	12,041	31,504	8,705	79,686	22,201	568	6,120	—	360,457
2004	9,778	17,962	31,225	67,018	30,637	36,210	11,168	28,985	8,331	74,792	20,910	473	5,990	—	343,479
2005	9,757	16,428	30,555	62,219	29,485	34,516	11,255	27,596	7,580	75,117	24,111	932	6,575	—	336,126

(続き) 年度別・分類別図書個人館外貸出冊数 (1991~2020年度)

年度	総記	哲学・総記	歴史・地理	社会科学	自然科学	技術・生活	産業	芸術・スポーツ	語学	文学	絵本	パンフレット	紙芝居	ラストワン	合計
2006	9,719	18,133	31,761	64,721	28,819	36,059	12,197	27,804	7,260	81,550	27,566	904	6,898	—	353,391
2007	10,689	19,528	34,107	69,467	30,142	37,845	14,352	30,877	8,067	92,590	30,953	699	6,893	—	386,209
2008	11,394	20,608	35,982	72,180	34,922	42,399	16,627	34,820	9,088	105,261	30,980	697	7,609	—	422,567
2009	12,448	21,517	41,701	78,503	39,247	48,119	20,024	37,879	10,293	119,807	35,095	709	8,778	—	474,120
2010	12,701	21,606	39,983	77,163	37,307	46,903	19,921	37,105	11,133	118,995	36,101	547	7,399	—	466,864
2011	12,385	21,238	40,404	74,356	35,251	45,292	18,899	36,744	10,766	118,905	38,029	372	7,983	—	460,624
2012	13,200	22,645	40,864	74,596	35,273	45,324	17,500	36,973	11,345	115,850	36,896	373	7,415	—	458,254
2013	12,942	21,417	40,521	71,501	34,377	44,041	18,780	38,357	11,036	114,851	37,793	285	6,881	—	452,782
2014	11,764	21,396	38,200	68,483	35,200	44,140	17,044	35,543	10,144	113,543	37,166	249	7,315	6	440,193
2015	12,366	21,533	39,504	68,572	34,624	44,207	18,454	36,489	10,662	113,237	38,749	283	7,185	28	445,893
2016	12,248	20,771	37,246	64,621	32,549	38,748	16,054	33,285	9,247	107,535	37,335	193	6,323	79	416,234
2017	12,223	20,136	35,260	58,520	31,169	36,854	14,395	31,536	8,272	103,004	38,670	185	6,513	74	396,811
2018	12,210	19,059	35,068	54,553	31,838	35,048	12,741	29,946	8,394	98,591	36,319	196	5,615	94	379,672
2019	10,923	17,596	31,731	49,966	30,487	32,156	11,743	26,758	7,762	89,098	36,505	136	4,927	94	349,882
2020	9,369	14,864	25,355	43,763	24,765	26,139	10,295	21,522	6,394	73,248	34,054	101	4,012	195	294,076

(3) 書庫資料利用状況推移 (1991~2020年度)

(単位: 利用者数:人、出納冊数:冊 (マイクロ資料:点))

年度	利用者数	出納冊数					計	年度	利用者数	出納冊数					計
		図書	雑誌	特許	貴重図書	マイクロ資料				図書	雑誌	特許	貴重図書	マイクロ資料	
1991	37,280	68,396	15,888	13,409	471	5,697	103,861	2006	35,890	69,187	41,465	8,168	394	3,923	123,137
1992	48,953	87,065	21,288	18,492	701	4,305	131,851	2007	34,687	67,261	38,478	5,662	841	4,241	116,483
1993	57,482	107,164	25,432	27,893	798	5,765	167,052	2008	36,006	68,631	38,631	3,903	438	5,271	116,874
1994	66,050	125,736	27,388	38,203	620	4,928	196,875	2009	35,871	66,588	45,477	2,663	608	3,944	119,280
1995	63,576	120,638	28,394	40,242	612	5,099	194,985	2010	34,266	62,915	43,787	3,407	663	3,900	114,672
1996	60,604	112,452	33,382	37,160	607	6,231	189,832	2011	33,660	61,468	37,549	—	588	3,150	102,755
1997	57,404	107,115	35,288	39,622	481	9,666	192,172	2012	31,481	60,738	34,275	—	310	2,625	97,948
1998	57,537	105,922	41,420	35,874	570	7,794	191,580	2013	29,768	59,278	29,566	—	321	2,502	91,667
1999	54,124	98,120	43,187	23,156	603	6,713	171,779	2014	30,737	60,840	30,152	—	336	2,292	93,620
2000	52,350	93,150	39,684	13,732	508	7,248	154,322	2015	29,648	59,790	27,181	—	245	3,287	90,503
2001	49,409	87,204	40,377	13,553	660	6,011	147,805	2016	30,131	59,788	37,514	—	202	5,755	103,259
2002	48,292	87,652	41,098	9,224	455	7,255	145,684	2017	28,521	59,670	29,254	—	237	2,308	91,469
2003	45,717	85,983	35,471	8,493	555	5,490	135,992	2018	26,429	55,945	29,381	—	520	2,255	88,101
2004	39,854	75,685	37,829	8,254	577	5,831	128,176	2019	24,329	50,364	24,830	—	240	2,666	78,100
2005	36,690	69,598	42,577	9,365	617	5,161	127,318	2020	18,297	38,166	18,614	—	160	1,289	58,229

※12) マイクロ資料の出納利用者数・点数には、1991年度~2004年度途中までAV・マイクロ室で出納していた分を含む。

(4) AV資料 (AV室内) 利用状況推移 (1991~2012年度)

(単位: 点)

年度	映像資料			録音資料			合計	年度	映像資料			録音資料			合計	
	ビデオ テープ	L D	D V D	カセット テープ	C D	計			ビデオ テープ	L D	D V D	カセット テープ	C D	計		
1991	21,851	8,083	—	29,934	722	10,197	10,919	40,853	2002	3,096	2,892	—	5,988	82	2,610	2,692
1992	19,107	11,612	—	30,719	798	10,115	10,913	41,632	2003	3,180	2,816	—	5,996	88	2,121	2,209
1993	17,461	11,407	—	28,868	536	9,546	10,082	38,950	2004	3,051	2,828	2	5,881	36	1,947	1,983
1994	17,337	11,300	—	28,637	424	9,177	9,601	38,238	2005	2,813	2,888	5	5,706	38	1,636	1,674
1995	17,309	10,591	—	27,900	329	8,000	8,329	36,229	2006	2,757	2,897	59	5,713	17	1,267	1,284
1996	17,307	9,661	—	26,968	250	6,582	6,832	33,800	2007	2,618	2,882	74	5,574	6	1,073	1,079
1997	17,644	8,938	—	26,582	257	5,837	6,094	32,676	2008	2,694	2,862	190	5,746	10	1,342	1,352
1998	17,893	8,241	—	26,134	281	6,412	6,693	32,827	2009	2,935	2,675	286	5,896	3	1,392	1,395
1999	16,634	7,726	—	24,360	235	5,549	5,784	30,144	2010	2,598	2,589	406	5,593	5	1,226	1,231
2000	16,143	8,736	—	24,879	216	5,805	6,021	30,900	2011	2,180	2,536	455	5,171	13	1,393	1,406
2001	15,400	8,650	—	24,050	127	5,859	5,986	30,036	2012	1,642	2,690	616	4,948	22	874	896

(5) レファレンス受付件数推移（1991～2020 年度）

(単位：件数)

年度	口頭	電話	文書	合計	年度	口頭	電話	文書	合計
1991	15,398	8,091	357	23,846	2006	23,696	7,657	454	31,807
1992	25,420	13,171	989	39,580	2007	26,703	8,496	557	35,756
1993	32,569	14,652	1,226	48,447	2008	27,895	7,428	432	35,755
1994	29,072	15,061	1,480	45,613	2009	30,855	7,860	379	39,094
1995	30,888	14,328	1,489	46,705	2010	29,742	8,350	390	38,482
1996	23,252	10,224	1,635	35,111	2011	29,134	8,988	344	38,466
1997	23,533	8,303	2,107	33,943	2012	29,369	9,251	288	38,908
1998	20,647	8,876	2,064	31,587	2013	28,861	8,794	326	37,981
1999	19,826	10,439	2,112	32,377	2014	28,027	9,340	366	37,733
2000	24,507	11,350	2,216	38,073	2015	26,793	8,563	300	35,656
2001	23,171	7,958	1,972	33,101	2016	25,073	7,913	271	33,257
2002	17,807	6,309	2,156	26,272	2017	25,062	8,587	205	33,854
2003	17,153	6,041	2,121	25,315	2018	26,584	9,425	197	36,206
2004	20,626	5,970	672	27,268	2019	25,187	8,204	199	33,590
2005	21,912	6,084	461	28,457	2020	16,485	8,546	338	25,369

(6) 遠隔地返却制度の利用状況推移（2012～2020 年度）

(単位：利用者数：人、返却資料：冊・点)

年度	対象自治体数		利用者数		計	返却資料		計
	尾張	三河	尾張	三河		尾張	三河	
2012	5	13	198	545	743	716	1,782	2,498
						(53)	(168)	(221)
2013	5	13	243	532	775	840	1,676	2,516
						(66)	(146)	(212)
2014	5	13	206	528	734	741	1,716	2,457
						(45)	(214)	(259)
2015	5	13	278	565	843	1,048	1,823	2,871
						(82)	(239)	(321)
2016	5	13	271	540	811	865	1,702	2,567
						(45)	(264)	(309)
2017	6	14	248	554	802	875	1,738	2,613
						(27)	(239)	(266)
2018	6	15	258	657	915	898	2,210	3,108
						(29)	(271)	(300)
2019	6	15	251	640	891	764	2,082	2,846
						(41)	(283)	(324)
2020	6	15	127	395	522	415	1,334	1,749
						(9)	(170)	(179)

※13) 2011年9月から3月の7か月間、尾張部5自治体・三河部12自治体を対象に遠隔地返却制度の試行を実施した。期間中延べ269人、961冊の利用があった。

4 市町村立図書館等への支援

(1) 協力貸出数（1991～2020 年度）

(単位：冊・点)

年度	県内			県外			合計	年度	県内			県外			合計
	図書	雑誌	A V資料	図書	雑誌	A V資料			図書	雑誌	A V資料	図書	雑誌	A V資料	
1991	1,287	—	—	287	—	—	1,574	2006	13,056	—	—	1,990	—	—	15,046
1992	4,049	—	—	442	—	—	4,491	2007	15,062	—	—	1,987	—	—	17,049
1993	6,274	—	—	822	—	—	7,096	2008	16,019	—	—	2,112	—	—	18,131
1994	9,694	—	—	1,017	—	—	10,711	2009	18,558	—	—	2,263	—	—	20,821
1995	12,749	—	—	1,098	—	—	13,847	2010	17,530	—	—	2,065	—	—	19,595
1996	13,300	—	—	1,478	—	—	14,778	2011	17,569	—	—	2,383	—	—	19,952
1997	13,492	—	—	1,818	—	—	15,310	2012	17,400	—	216	1,788	—	—	19,404
1998	12,840	—	—	2,106	—	—	14,946	2013	17,151	—	1,531	1,639	—	8	20,329
1999	11,154	—	—	2,119	—	—	13,273	2014	16,460	—	1,853	1,590	—	11	19,914
2000	10,662	—	—	1,909	—	—	12,571	2015	18,352	—	1,930	2,046	—	27	22,355
2001	12,000	—	—	2,317	—	—	14,317	2016	15,557	—	1,951	1,949	—	51	19,508
2002	13,189	—	—	2,035	—	—	15,224	2017	15,394	—	2,286	1,983	—	14	19,677
2003	13,285	—	—	1,993	—	—	15,278	2018	15,252	279	2,167	1,736	0	9	19,443
2004	12,228	—	—	2,005	—	—	14,233	2019	13,592	76	1,266	1,504	5	16	16,459
2005	12,590	—	—	2,067	—	—	14,657	2020	12,594	56	842	1,380	5	2	14,879

※14) 1991 年度県外への図書貸出冊数には、県内その他の図書館を含む。

※15) A V資料のうち録音資料は、2013 年 1 月から県内図書館に、8 月から県外の図書館にも貸出開始した。

※16) 2018 年度から雑誌の協力貸出を開始した。

(2) 移動図書館（地域巡回）地域別図書貸出状況推移（1991～1999 年度）

(単位：冊)

年度	尾張	海部	知多	西三河	北設楽	南設楽	宝飯	渥美	合計	駐車場数	一駐車場あたり貸出冊数
1991	7,094	7,390	5,887	1,525	5,557	3,026	7,997	5,881	44,357	53	836.9
1992	4,782	7,854	5,374	742	5,680	3,010	8,082	5,645	41,169	47	875.9
1993	5,068	9,048	5,321	770	5,812	2,511	7,316	4,459	40,305	47	857.6
1994	4,605	6,407	5,004	831	6,170	2,154	7,709	2,144	35,024	45	778.3
1995	3,197	5,741	4,037	687	6,177	2,765	6,657	2,341	31,602	41	770.8
1996	3,657	5,110	3,928	—	5,755	3,686	6,762	2,346	31,244	38	822.2
1997	3,530	4,554	4,169	—	5,283	3,238	5,984	2,571	29,329	37	792.7
1998	3,110	3,844	4,018	—	5,139	2,993	6,061	2,181	27,346	37	739.1
1999	3,475	3,717	2,529	—	5,256	2,464	4,970	1,660	24,071	34	708.0

※17) 移動図書館は 1999 年度に地域巡回と事業名を変更。同事業は 1999 年度をもって事業終了。

(3) 貸出文庫利用状況推移（2002～2020 年度）

(単位：冊・点)

年度	基本図書		流通図書		冊数計	年度	基本図書		流通図書		冊数計
	自治体数	冊数	自治体数	冊・点数			自治体数	冊数	自治体数	冊・点数	
2002	8	3,390	12	4,050	7,440	2012	3	831	4	2,173	3,004
2003	8	3,224	12	3,735	6,959	2013	3	1,037	4	2,250	3,287
2004	8	3,418	13	3,935	7,353	2014	3	1,066	4	2,250	3,316
2005	6	3,255	10	3,519	6,774	2015	3	969	4	2,100	3,069
2006	5	2,517	5	2,155	4,672	2016	3	965	4	2,100	3,065
2007	5	2,116	5	2,155	4,271	2017	3	773	4	1,524	2,297
2008	5	1,973	5	2,775	4,748	2018	2	661	4	1,524	2,185
2009	5	1,966	5	2,790	4,756	2019	2	661	4	1,524	2,185
2010	3	868	4	2,440	3,308	2020	2	568	4	1,524	2,092
2011	3	737	4	2,440	3,177						

※18) 2002 年度から統計開始。

※19) 流通図書にはビデオ・紙芝居を含む。

(4) 当館経由の相互貸借数 (2001~2020 年度)

(単位: 冊)

年度	県内の図書館		他県の図書館		当館経由の相互貸借数計	
	貸出	借受	貸出	借受	貸出	借受
2001	4,164	4,164	—	—	—	—
2002	7,706	8,085	563	184	8,269	8,269
2003	13,333	13,278	307	362	13,640	13,640
2004	15,733	15,276	431	888	16,164	16,164
2005	18,519	16,606	767	3,115	19,286	19,721
2006	24,027	20,522	791	3,977	24,818	24,499
2007	28,230	24,749	1,297	4,867	29,527	29,616
2008	29,828	25,739	1,069	4,637	30,897	30,376
2009	37,631	31,923	1,281	6,851	38,912	38,774
2010	39,750	34,618	1,353	8,050	41,103	42,668
2011	39,798	34,163	1,517	8,477	41,315	42,640
2012	38,979	33,904	1,709	6,982	40,688	40,886
2013	39,150	34,612	1,994	6,774	41,144	41,386
2014	38,783	35,274	2,319	5,847	41,102	41,121
2015	43,319	39,171	2,581	6,657	45,900	45,828
2016	43,240	39,589	2,676	6,783	45,916	46,372
2017	43,856	39,956	3,005	8,185	46,861	48,141
2018	44,137	38,952	2,698	8,163	46,835	47,115
2019	42,429	39,582	2,753	7,459	45,182	47,041
2020	38,707	34,786	2,510	6,497	41,217	41,283

※20) 2001 年度から岐阜県と三重県、2004 年度から富山県、2007 年度から石川県、2015 年度から福井県との定期便を開始した。2001 年度他県分の統計は県内図書館に計上。

※21) 別に 2016 年 9 月から 12 月まで静岡県と定期便の試行を実施した。(貸出 157、借受 152)

(参考) 県内公共図書館数推移 (1991~2020 年度)

(単位: 館数)

年度	県立	市立	町村立	組合立	合計	年度	県立	市立	町村立	組合立	合計
1991	1	50	15	1	67	2006	1	73	17	—	91
1992	1	51	16	1	69	2007	1	73	17	—	91
1993	1	52	20	1	74	2008	1	75	16	—	92
1994	1	52	22	1	76	2009	1	75	16	—	92
1995	1	53	22	1	77	2010	1	78	14	—	93
1996	1	55	24	1	81	2011	1	82	11	—	94
1997	1	55	24	1	81	2012	1	83	10	—	94
1998	1	57	24	1	83	2013	1	84	10	—	95
1999	1	57	24	1	83	2014	1	86	10	—	97
2000	1	57	24	1	83	2015	1	86	10	—	97
2001	1	58	26	1	86	2016	1	87	10	—	98
2002	1	59	27	1	88	2017	1	87	10	—	98
2003	1	59	28	1	89	2018	1	88	10	—	99
2004	1	61	26	1	89	2019	1	89	10	—	100
2005	1	65	22	—	88	2020	1	90	10	—	101

※22) 分館を含む。

※23) 組合立図書館は、豊田加茂広域市町村圏事務処理組合の移動図書館

5 全国都道府県立図書館 藏書冊数・職員数等調（2021年4月1日）

都道府県	蔵書冊数	職員数			来館者数	資料費予算額 (臨時含) (千円)	参考受付件数	個人貸出数	図書館への貸 出冊数	開館日
		総数	専任	うち司書						
北海道	1,168,892	40	35	27	67,314	29,652	9,333	136,794	62,787	257
青森	969,243	37	21	11	201,121	67,511	8,458	202,141	6,576	322
岩手	814,964	66	8	2	247,196	20,227	15,888	194,133	1,936	326
宮城	1,154,104	86	42	14	286,573	52,135	22,428	594,075	14,279	284
秋田	1,046,400	44	26	11	265,910	39,969	19,224	350,915	19,456	303
山形	723,819	50	20	3	177,058	22,930	21,135	290,773	8,762	274
福島	1,021,226	35	34	27	113,657	37,194	9,755	143,296	4,629	251
茨城	947,277	67	28	8	133,340	66,437	4,478	202,421	7,415	—
栃木	768,689	30	25	11	35,867	21,040	8,030	55,998	8,044	257
群馬	863,169	42	22	8	121,315	44,508	17,072	220,623	10,567	242
埼玉	1,586,940	110	71	55	158,079	65,101	36,763	175,621	31,334	174
千葉	1,427,115	91	63	37	152,795	64,615	15,206	115,671	79,462	247
東京	2,696,207	150	99	70	81,602	317,008	48,276	—	59,681	193
神奈川	1,196,073	161	67	50	126,885	72,919	8,304	109,970	14,959	258
新潟	932,287	39	25	19	270,741	31,713	17,532	401,488	7,431	287
富山	915,302	35	22	16	101,164	41,562	6,087	135,373	17,160	267
石川	876,725	51	17	9	122,689	37,499	9,427	105,178	13,437	277
福井	1,362,649	44	29	19	515,577	44,682	15,607	645,891	11,396	265
山梨	677,688	52	26	20	269,150	47,969	28,649	280,475	6,100	297
長野	727,528	37	21	13	253,546	38,340	3,911	99,302	3,283	—
岐阜	1,090,356	72	31	18	234,978	72,500	7,487	272,881	9,535	220
静岡	889,700	46	37	17	121,793	59,208	6,722	115,161	6,731	289
愛知	1,182,337	76	39	33	341,146	33,249	25,369	345,107	14,879	266
三重	880,156	37	19	12	156,828	17,906	7,410	203,470	17,067	264
滋賀	1,495,389	32	28	24	188,061	62,953	5,127	662,611	32,165	256
京都	1,339,099	72	45	30	213,200	42,269	20,627	160,509	49,303	286
大阪	2,819,136	224	69	54	585,752	100,353	72,320	643,470	59,071	261
兵庫	668,711	33	21	15	95,245	20,404	4,554	36,628	10,379	250
奈良	762,724	53	20	13	294,249	37,223	17,883	218,037	10,964	252
和歌山	1,058,134	46	27	17	306,576	49,332	12,061	463,109	13,249	287
鳥取	1,210,987	49	24	17	192,988	101,856	14,551	396,551	109,291	325
島根	893,470	38	16	13	160,366	41,150	5,959	228,074	9,844	260
岡山	1,530,202	97	40	25	761,144	79,209	78,703	1,149,382	34,315	287
広島	815,465	45	21	14	136,653	46,129	6,797	159,435	5,433	287
山口	797,488	34	18	11	111,217	49,052	8,665	189,920	4,770	252
徳島	1,200,260	41	19	16	370,268	43,500	9,742	547,149	25,196	287
香川	1,056,021	46	13	9	373,213	33,998	16,049	821,206	7,178	291
愛媛	705,838	21	17	11	165,444	32,483	15,118	140,561	1,592	276
高知	821,398	46	30	22	—	107,699	—	—	—	269
福岡	870,808	58	35	16	174,205	73,628	49,191	370,070	14,623	252
佐賀	872,755	55	22	5	256,680	48,136	7,567	236,054	31,935	322
長崎	1,301,010	39	24	6	328,892	59,433	16,942	771,821	44,049	271
熊本	919,609	60	31	15	105,666	39,688	11,193	146,380	20,933	251
大分	1,220,684	61	32	17	275,192	48,142	13,640	476,608	24,228	290
宮崎	741,823	53	26	10	307,705	42,647	9,272	303,006	6,250	277
鹿児島	1,133,307	56	32	11	437,464	49,761	22,977	421,635	38,198	275
沖縄	909,650	108	26	8	280,451	32,722	14,581	327,328	3,894	246
平均	1,086,443	61	31	19	232,108	55,056	17,523	317,029	21,604	270

※24) 『日本の図書館 2021』(日本図書館協会)により作成。※25) 蔵書冊数には紙芝居を含む。

※26) 職員数の総数には臨時、委託・派遣を含む。(1500 時間を 1 人とし、端数は切上げ。)

※27) 個人貸出冊数には、視覚障害者資料の貸出冊数は含まない。

資料4 年表

- この年表は、当館開設準備の期間及び当館の開館から30年間を対象としている。
- 当館及び県政の関連事項欄と県内公共図書館等の動向及び一般事項欄で構成している。当館及び県内公共図書館等に関わる事項については、分かりやすいようにゴシック体で表記した。
- 当館に関わる事項のうち企画展示、研修事業については、当館に関わるもの、広域にわたるものなど重要なものの以外は省略した。詳細は『事業年報』の記載を参照していただきたい。
- この30年の当館の歩みは、同時に県内公共図書館発展30年の歩みでもあることから、当館開館以降について県内公共図書館等の開館・名称変更等の事項も記載した。
- 年表記載事項は、月別に整理し、日付が分かるものは冒頭に丸印で日付を付し、日付順で整理した。日付が不詳のもの・確定できないもの等については、記載事項の冒頭に○を付し、日付の分かるものの後ろに事項名の五十音順で配列した。

西暦	元号	月	愛知県図書館及び県政の関連事項	県内公共図書館等の動向及び一般事項
1983	昭和 58	4	○鈴木礼治知事 新文化会館構想の検討開始を表明	
		7	②新文化会館（仮称）構想懇談会設置	
1985	昭和 60	3	⑧「新文化会館建設基金条例」公布 ②新文化会館（仮称）構想懇談会が「基本構想」を提言	
		4	①新文化会館建設事務局を総務部に設置	
		5		②産業関係公共図書館協議会発足
		7	①愛知県新文化会館建設委員会を設置	
1986	昭和 61	3	②愛知県新文化会館建設委員会が建設基本計画を提言。新文化会館における新図書館の基本的な性格は次のとおりとされた。 ◇ 県民に開かれた図書館 ◇ 資料情報センターとしての図書館 ◇ 県内の市町村立図書館へのバックアップを行なう図書館 ◇ 新文化会館の一翼を担う図書館	
		4	②「愛知県公文書公開条例」「愛知県公文書館条例」公布	
		4		⑤国立大学共同利用機関として学術情報センター（N A C S I S）設置
		7	①愛知県公文書館開館	
		8	⑧「新文化会館公開設計競技募集要項」発表	
		12	○図書館電算システム設計開始	
		3	④新文化会館名城地区（新図書館）設計競技審査結果決定	
1987	昭和 62	5	④新文化会館栄地区設計競技審査結果決定	
		9	○書誌データの入力開始 ○新図書館基本設計完了	
		10	○新図書館用図書の収集開始	
1988	昭和 63	6	○新図書館実施設計完了	
		10	⑪愛知県議会が新図書館建設予算を可決	
		1	⑨新文化会館名城地区（新図書館）起工式	⑧「平成」と改元
1989	平成元	3	⑩新文化会館栄地区起工式	
		4		①消費税（3%）導入

		7		⑯世界デザイン博覧会開幕（～11/26、於名古屋市）
1990	平成2	6	⑤第一期朗読協力員養成講座開催（～翌年3/19、会場：愛知県社会福祉会館）	
		10	⑪新図書館竣工	
		11	⑯新図書館への図書資料移転開始 ○旧図書館が業務を縮小	
1991	平成3	1	⑯愛知県勤労会館労働図書資料室から国連寄託資料が移転	
		2	⑮移転作業終了	
		3	⑯旧図書館閉館 ⑰「愛知芸術文化センター条例」公布（施行4/1）	
		4	①総務部に愛知芸術文化センターを所管する文化振興局設置、愛知芸術文化センター発足、愛知県陶磁資料館を愛知県教育委員会から総務部文化振興局へ所管替、移動図書館業務を愛知県教育委員会から当館へ移管、収集方針施行 ⑨愛知芸術文化センター愛知県図書館開館式、「愛知芸術文化センター愛知県図書館規則」公布（4/20 施行） ⑩開館 ○第一期図書館電算システム運用開始 ○郵便による協力貸出業務開始	①設楽町民図書館開館 ②半田市立亀崎図書館開館
		5	⑭移動図書館運行開始	⑬名古屋市中村図書館移転開館
		6	⑦第二期朗読協力員養成講座開催（～翌年3/27） ⑯文化庁が当館所蔵の国絵図を調査	
		7	①「愛知県郷土資料月報」第339号を旧図書館から引き継ぎ刊行 ④専門図書館協議会中部地区協議会総会を担当館として開催 ○「国連資料情報」を愛知県勤労会館労働図書資料室から引き継ぎ刊行	①碧南市立図書館が碧南市民図書館と改称 ②東浦町中央図書館開館
		8	④名画鑑賞会開始 ○「愛知県郷土資料・地方行政資料速報」第101報を旧図書館から引き継ぎ刊行	
		9	○当館資料所蔵情報等の検索のため愛知県勤労会館労働図書資料室及び愛知県議会図書室とオンラインネットワーク（後のAICHI. L.Lネット）接続試行開始（愛知県勤労会館労働図書資料室9/1、愛知県議会図書室9/20）	
		10	⑭愛知県議会総務企画委員会調査	
		11	②参議院文教委員会調査 ⑮県政功労者協会調査 ⑯東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催（～11/29） ⑰館報『年魚市（アユチ）』創刊	
		12	⑪当館建築が「中部建築賞」（中部建築賞協議会）受賞 ⑯「愛知県郷土資料分類表」改訂3版作成	
1992	平成4	1	⑨当館建築が「名古屋市都市景観賞」（名古屋市）受賞	
		2	⑮旧図書館からの講演会「文化講座」を引き継いで開催（以後1998年度まで毎年度開催）	
		3	⑯第1回愛知県図書館協議会（以後2005年度まで毎年度開催） ⑰「愛知県個人情報保護条例」公布（10/1施行）	⑱名古屋市南図書館移転開館
		4	①オンラインネットワークの正式供用開始、財団法人愛知県文化振興事業団設立	

		6		②長久手町中央図書館開館
		7		⑤西春町図書館開館 ⑪幡豆町立図書館開館
		9	⑩『事業年報』創刊	
		10	⑯文化会館閉館式 ⑰「愛知芸術文化センター管理規則」公布（施行 10/30）（「愛知芸術文化センター愛知県図書館規則」廃止） ⑲愛知芸術文化センター（栄地区）開館式、名古屋港水族館開館	
		11	⑰第 78 回全国図書館大会を担当県として開催（～11/19、会場：愛知芸術文化センターほか） ⑲第 24 回国連寄託図書館会議を担当館として開催（～11/27）	③赤羽根町図書館開館
1993	平成 5	1	⑯当館建築が「愛知県快適空間賞」（愛知県）受賞	○特許庁が公開公報 CD - ROM 版発行開始
		2	②第 1 回愛知芸術文化センター運営会議開催（以後継続開催） ⑯CD - ROM 版特許資料閲覧システムサービス開始	
		3	⑮本県と特許庁との間で「外国特許保管寄託契約」締結	③碧南市民図書館閉館
		4	⑰ユネスコ寄託図書館の寄託停止	
		7		⑰碧南市民図書館移転開館
		9	⑲当館建物が「日本図書館協会建築賞」（日本図書館協会）受賞	
		10	⑱第 9 回産業関係公共図書館協議会を担当館として開催（～10/22）	
1994	平成 6	1		○特許庁が公告公報 CD - ROM 版発行開始
		3		○「県立図書館の役割と実践：都道府県立図書館の実践事例集」（文部省）公表
		4	①3 階に社会人専用席 34 席を設置 ⑥協力貸出について定期便による配送開始	①西尾市岩瀬文庫設置（旧西尾市立図書館岩瀬文庫）
		6		①名古屋市西図書館改築開館 ⑨渥美町立図書館開館
		7	⑤愛知県陶磁資料館完成式	⑫美和町図書館開館
		10		①日進市制施行→日進町立図書館が日進市立図書館と改称
		11	①オンラインネットワーク・郷土資料総合目録データベースの愛称（AICHI. L L ネット・AICHI. ふるさと DB）使用開始	⑩東海北陸地区公共図書館研究協議会研修会（～11/11、於名古屋市） ⑪佐屋町立杉野図書館閉館
		12	○国立国会図書館「点字図書・録音図書全国総合目録」に参加	
1995	平成 7	1	⑯本県が阪神淡路大震災被災者支援開始 ⑰当館の建築が「愛知まちなみ建築賞」（愛知県）受賞	⑯阪神淡路大震災

		2	⑯「東海北陸地区県立・指定都市立図書館資料相互貸借協定」(富山県・石川県・福井県・岐阜県・三重県・名古屋市・本県)締結	⑩祖父江町中央図書館開館
		3		①佐屋町立図書館移転開館 ⑯豊田市こども図書室設置
		5		⑯「地方分権推進法」公布
		6	⑰「資料収集重点5か年計画」策定 ⑱愛知県と情報処理振興事業協会(I P A)との間でパイロット電子図書館総合目録ネットワークプロジェクトに関わる「貸借に関する覚書」の締結	
		9	⑲パイロット電子図書館総合目録ネットワークプロジェクト運用開始	
		10		○南知多町町民会館図書室開館
		11		⑳Windows95 日本語版発売
1996	平成 8	1	⑲当館の建築が「公共建築賞」(公共建築協会)受賞	⑤幸田町立図書館開館
		4	○AV・マイクロ室のカウンター業務を外部委託	①飛島村図書館開館
		5	⑳愛知県女性総合センター(ウィルあいち)オープン	
		8	①東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議を担当館として開催(～8/2) ⑯江蘇省友好提携図書コーナー設置	
		10	①本県及び当館Webサイト開設	
1997	平成 9	1	⑮『愛知県郷土資料総合目録』第4集刊行(愛知図書館協会)	
		6	⑩中国図書・出版事情調査(～6/19、於江蘇省) ⑰あいち国際プラザオープン	
		7		⑧名古屋市富田図書館開館 ⑩名古屋市楠図書館開館 ⑬名古屋市楠文庫廃止
		11		⑯蟹江町立図書館閉館
1998	平成 10	2	⑳県庁本庁舎と名古屋市役所本庁舎が国の文化財建造物に登録	
		4	①県立大学移転開学(於長久手町)	①豊田市が中核市に
		6		⑬蟹江町図書館移転開館
		7		⑥つぐグリーンプラザ開所
		8	㉑公共図書館司書等専門研修(東海・北陸地区)を担当館として開催(～9/4)	㉐豊田市図書館閉館
		10	①東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催(～10/2)	
		11		③豊田市中央図書館移転開館
		12	㉒「愛知県行政改革推進計画：愛知県第三次行革大綱」策定	
1999	平成 11	3	㉓特許公報類地方閲覧所の指定解除、『愛知県史』全60巻の創刊巻「資料編6古代1」刊行	㉑特許電子図書館(I P D L)サービス開始
		4		①豊橋市が中核市に、「平成の大合併」始まる。

			⑯名古屋ボストン美術館開館式
	5		⑭「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)公布
	7		⑯豊川市中央図書館移転開館、合併特例法の改正を含む「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)公布 ⑰「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI推進法)公布
	8		⑲春日井市立図書館閉館 ○国会「子ども読書年に関する決議」採択→2000年を「子ども読書年」に
	9		⑪名古屋市港図書館改築開館
	10	⑦第二期図書館電算システム運用開始	
	11		⑮春日井市図書館移転開館
2000	平成 12	3	③移動図書館車「いづみ号」最終巡回(於設楽町、3/31事業廃止) ⑧「愛知県公文書公開条例」を全部改正した「愛知県情報公開条例」公布
		4	①県本庁組織再編(8部体制スタート、県民生活部に愛知芸術文化センター等を所管する文化学事課設置)、移動図書館車「いづみ号」を田原町に譲渡、移動図書館に代えて貸出文庫を開始
		5	⑤刈谷市富士松図書館開館、国際子ども図書館開館
		6	⑯名古屋市北図書館移転開館
		7	⑯音羽町図書館開館 ○富山村教育文化センター森遊館開館
		9	⑪東海豪雨(～9/12)
		11	⑥新任図書館長研修の副会場に(～11/15)(以後継続) ○県内図書館の相互貸借資料について定期便を利用した運行開始
2001	平成 13	1	⑥中央省庁再編(1府12省庁)
		3	⑥新Webサイト・蔵書検索公開 ②訓令「行政資料の収集及び閲覧に関する規程」を全部改正
		4	⑯県民意見提出制度(パブリックコメント)開始 ○岐阜県図書館・三重県立図書館への定期便を開設

		7		⑯文部科学省告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」公布
		9		⑪同時多発テロ ○田原町で移動図書館車「いすみ号」が巡回開始
		10	○「愛知県内公共図書館所蔵継続雑誌・新聞総合目録」(フロッピーディスク版)を作成し参加館に配布	⑨名古屋市熱田図書館移転開館 ⑩名古屋市東図書館移転開館
		12	⑰「改訂愛知県第三次行革大綱：県庁改革プログラム」策定	⑦「文化芸術振興基本法」公布 ⑧「子ども読書活動推進法」公布
2002 平成 14		3	○「愛知県内公共図書館所蔵継続雑誌・新聞総合目録」を Web サイトで公開	
		4	④生涯学習情報システム「学びネットあいち」運用開始 ○図書貸出冊数・期間：3冊15日→6冊22日間、AV資料貸出開始（3点15日間）、OA機器使用優先席開設	②美浜町図書館開館
		5	○CD-ROM資料閲覧用パソコン提供開始	
		7		⑪名古屋市南陽文庫廃止 ⑫名古屋市南陽図書館開館
		8	○インターネット情報閲覧のための利用者用パソコン提供開始	②田原町図書館開館
		9	○AICHI.L-Lネットについてインターネット経由での接続開始	
		10	④愛知芸術文化センター（栄施設）開館10周年を迎える「あいち芸術文化フェスタ2002」開催（～12/1）	⑦国立国会図書館関西館開館
		11		①名古屋市中川図書館移転開館
		1	⑬愛知県生涯学習推進センターオープン ○県内公共図書館横断検索システム公開	
		4		①岡崎市が中核市に ②西尾市岩瀬文庫が古書ミュージアムとしてリニューアル開館
2003 平成 15		5		⑯「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）公布
		6		⑭「地方自治法の一部を改正する法律」公布（指定管理者制度を創設）
		7	①携帯電話用サイト公開	
		8	⑮「愛知文化芸術行動プラン」策定	⑯田原町と赤羽根町が合併し田原市が発足→田原町図書館・赤羽根町図書館がそれぞれ田原市中央図書館・田原市赤羽根図書館と改称
		9	⑩東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議を担当館として開催	

		10	㉒デジタルアーカイブ「絵図の世界」公開 ○「愛知県図書館のあり方に関する報告書」策定	①稻武町が北設楽郡から東加茂郡に編入
		12	④東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催 (~12/5)	
2004	平成 16	3	⑥国立国会図書館レファレンス協同データベース事業に参加館登録 ○「愛知県子ども読書活動推進計画：いきいきあいちっ子を育むために」策定	
		4		①国立国会図書館レファレンス協同データベース・事業運用開始 ㉕図書館で初めて指定管理者制度を導入した山中湖情報創造館（山梨県南都留郡山中湖村）が開館
		5	①富山県立図書館との間で定期便を開設	
		7	○当館 Web サイトを全面改訂	⑯名古屋市志段味図書館開館
		9		⑥木曽川町立図書館を木曽川町立玉堂記念図書館に改称
		10		①瀬戸市と近隣大学間での「大学コンソーシアムせと」連携事業で相互貸借開始、日本初の P F I 方式による桑名市立中央図書館開館
		11	⑯図書館地区別研修（東海・北陸地区）を担当館として開催 (~11/19)	①東海地区図書館協議会発足
		12	㉑全部改正した「愛知県個人情報保護条例」公布	
		1		㉙「地域の情報ハブとしての図書館：課題解決型の図書館を目指して」（図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会）公表
		2	⑰中部国際空港・県営名古屋空港開港 ⑲利用者参加型企画「図書館探検ツアー」実施 ㉑「あいち行革大綱 2005：あいち新時代へのチャレンジ」策定 ○県内図書館横断検索システムの愛称を公募で「愛蔵くん」に決定	
2005	平成 17	3	⑥リニモ（東部丘陵線）開業 ⑯貸出・返却業務の 1 階カウンターへの集約、ビジネス情報コーナー・ティーンズコーナー開設 ㉕「愛・地球博」（2005 年日本国際博覧会）開幕 (~9/25)	③豊田加茂広域町村圏移動図書館廃止
		4	①組織再編：4 課（管理課・資料課・サービス第一課・サービス第二課）→ 3 課（総務課・資料支援課・サービス課）、自然落下式シューター（資料請求票搬送設備）運用開始 ⑮「愛知県図書館と富山県立図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定書」締結 (5/1 施行)	①稻沢市と祖父江町・平和町が合併し新稻沢市が発足→祖父江町中央図書館・平和町立図書館がそれぞれ稻沢市立祖父江の森図書館・稻沢市立平和町図書館と改称、一宮市と尾西市・木曽川町が合

			併し新一宮市が発足→尾西市立図書館・木曽川町立玉堂記念図書館がそれぞれ一宮市立尾西図書館・一宮市立玉堂記念木曽川図書館と改称、佐屋町・立田村・八開村・佐織町が合併し愛西市が発足→佐屋町立図書館が愛西市中央図書館と改称、豊田市と藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稻武町が合併し新豊田市が発足
5	⑪「東海地区図書館協議会資料相互利用に関する協定」締結	⑥名古屋市山田図書館開館	
6	⑯「東海三県県立図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定」締結（本県・岐阜県・三重県）		
7		⑦西枇杷島町・清洲町・新川町が合併し清須市が発足 ⑨「文字・活字文化振興法」公布	
10		①田原市・渥美町が合併し新田原市が発足→渥美町立図書館が田原市渥美図書館と改称、設楽町・津具村が合併し新設楽町が発足→つぐグリーンプラザ（図書室）が設楽町教育委員会の所管に、新城市と鳳来町・作手村が合併し新新城市が発足	
11	⑮館報『年魚市（アユチ）』を『あゆち：愛知県図書館報』と改題・リニューアル発行	⑦豊根村・富山村が合併し新豊根村が発足→富山村教育文化センター森遊館が豊根村教育委員会の所管（豊根村教育文化センター森遊館）に	
12	⑥来館者アンケート実施（2回目を12/11実施、以後毎年度継続実施）		
2006 平成 18	1 ○愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会の公募委員募集（以後毎期募集を継続）	①岡崎市・額田町が合併し新岡崎市が発足→岡崎市立図書館・額田町立図書館がそれぞれ岡崎市立中央図書館・岡崎市立額田図書館と改称	
	2	①豊川市・一宮町が合併し新豊川市発足	
	3 ⑰資料配置の大幅変更（3階：人文科学・社会科学・地域資料、4階：自然科学・科学技術・国連資料→3階：人文科学・地域資料、4階：社会科学・自然科学・国連資料）、多文化サービスコーナー開設 ⑰DVDビデオ貸出開始	⑩師勝町・西春町が合併し北名古屋市が発足→師勝町図書館・西春町図書館がそれぞれ北名古屋市東図書館・北名古屋市西	

			図書館と改称 ○「これからの図書館像：地域を支える情報拠点を目指して」（これからの図書館の在り方検討協力者会議）刊行
	4	①県民生活部に愛知芸術文化センター等を所管する文化芸術課設置、愛知県図書館協議会を愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会へ改組	①弥富町・十四山村が合併し弥富市が発足→弥富町立図書館が弥富市立図書館と改称
	5	○名古屋大学・名古屋市立大学・南山大学の各図書館と県図書館との間での定期便の実証実験開始	
	6	㉗第1回図書館専門委員会（以後継続して毎年度開催）	
	7	⑯愛・地球博記念公園（モリコロパーク）オープン	①稻沢図書館閉館
	10	⑯国立情報学研究所の目録所在情報サービス（N A C S I S-C A T）に参加	
	11		①稻沢市立中央図書館移転開館
	12		⑬第61回国連総会で「障害者権利条約」採択 ㉒全部改正した「教育基本法」公布
2007	平成19	1	⑬全国読書フェスティバル愛知大会（会場： ウィルあいち）開催
		3	⑯第三期図書館電算システム運用開始
		4	①愛知県公立大学法人発足 ○祝日開館開始
		5	①愛知医科大学と瀬戸市立図書館等近隣図書館連携による健康支援事業開始
		6	㉗「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の一部を改正する法律」公布（自治体の長がスポーツ及び文化（文化財保護に関する事を除く）に関する事を所管できるように改正）
		8	㉑愛知県議会総務県民委員会調査
		9	②おはなし会の定期開催開始
		12	㉕「文化芸術創造あいちづくり推進方針」発表
2008	平成20	1	⑯豊川市と音羽町・御津町が合併し新豊川市が発

			足→音羽町図書館・御津町図書館がそれぞれ豊川市音羽図書館・豊川市御津図書館と改称
3	㉖「愛知県図書館と石川県立図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定」締結（4/1 施行）		
4	①地方機関再編、全部改正した「愛知県図書館資料収集方針」施行		
6			⑥国会「国民読書年に関する決議」採択→2010年を「国民読書年」に ⑪「社会教育法等の一部を改正する法律」公布→図書館法・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正
7			⑯小牧市えほん図書館開館
8	⑯平成 20 年度戦略的大学連携支援事業（文部科学省）に代表校・愛知県立大学「共同図書環（館）のネットワークシステムの構築と新たな教養教育プログラムの開発」が選定（公共機関から当館と長久手町が参加）		
10			①日進市立図書館移転開館 ⑩東海北陸地区公共図書館研究集会（～10/31、於名古屋市中川区）
11			①岡崎市図書館交流プラザりぶら開館（岡崎市立中央図書館移転開館）
2009 平成 21	1	㉗全国公共図書館総合・経営部門研究集会を担当館として開催（～1/23）	
	3	㉙デジタルアーカイブ「絵はがきコレクション」公開	㉙岡崎市図書館協会解散、中部図書館学会解散
	4	①「愛知県図書館資料選択基準」施行	①一宮市子ども文化広場を一宮市立図書館に移管し一宮市立子ども文化広場図書館と改称
	6		㉚障害者の情報利用の機会の確保のための措置を規定するなどした「著作権法の一部を改正する法律」公布 ㉛中部図書館情報学会創立
	7	○全国視覚障害者情報提供施設協会「ないーぶネット」に加入	①「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理办法）公布
	9	○「愛知県子ども読書活動推進計画（第二次）：いきいきあいちっ子を育むために」策定	
	10	①愛知県産業労働センター（ウインクあいち）オープン	①清須市・春日町が合併し新清須市発足

		11	⑬企画展示「開館から 50 年 愛知県文化会館 愛知図書館」(～1/13)、愛知県子ども読書活動推進大会(愛知県教育委員会主催)(以後継続開催) ○「調べ方ガイド」発行	
		12		⑧図書館地区別研修(東海・北陸地区)(～12/11、於名古屋市)
2010	平成 22	1		④みよし市市制施行→三好町立中央図書館がみよし市立中央図書館と改称
		2	⑯「第五次行革大綱: 確かな未来へ 県行政の質の向上とさらなる協働」発表	①豊川市・小坂井町が合併し新豊川市が発足
		3	⑪愛知県労働会館閉館に伴い労働図書資料室(旧国連寄託図書館)閉室	⑫七宝町・美和町・甚目寺町が合併しあま市が発足→美和町図書館があま市美和図書館と改称 ⑯「平成の大合併」終了 ○『中部図書館情報学会誌』創刊
		4	①あいち労働総合フロアがウインクあいち内にオープン ○当館 Web サイトを全面改訂	
		5		⑥名古屋市徳重図書館開館
		8	②国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2010」開幕(～10/31) ⑮東海北陸地区県立・指定都市立図書館長會議を担当館として開催	⑯国立国会図書館サーチ開発版公開
		10	⑯生物多様性条約第 10 回締約国会議「COP10」開催(～10/29) ⑰生物多様性条約第 10 回締約国会議閣僚級会合開催(～10/29) ⑯生物多様性条約第 10 回締約国会議において「名古屋議定書」と「愛知ターゲット」採択	
		11	⑯東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催(～11/26)	
		3	⑩Twitter 開始 ⑪県庁に災害対策本部設置・被災地支援開始、企画展示「愛知県図書館開館 20 周年記念展」(～5/11) ⑬国連寄託図書館指定解除、特許資料の閲覧終了 ○本県に避難された東日本大震災被災者の方を対象に在住・在勤条件を緩和して利用カード発行開始	⑪東日本大震災
		4		①西尾市と一色町・吉良町・幡豆町が合併し新西尾市が発足→一色町学びの館・吉良町立図書館・幡豆町立図書館がそれぞれ西尾市立一色学びの館・西尾市立吉良図書館・西尾市立幡豆図書館と改称
		5		⑯国立国会図書館「歴史的音源」(れきおん) 提供開始

		6	㉓当館など愛知芸術文化センター・県文化振興事業団について包括外部監査実施（～11/28）	
		9	⑯遠隔地返却制度試行開始	
		10		○定住自立圏協定締結により刈谷市において東浦町在住・在勤・在学者へ貸出開始
		11	⑮デジタルアーカイブ「貴重和本デジタルライブラリー」公開 ㉙図書館地区別研修（東海・北陸地区）を担当館として開催（～12/2）	
		12	○「行政大綱に係る重点改革プログラム」策定	
2012	平成 24	1	㉔包括外部監査結果公表（愛知県公報）	④長久手市市制施行→長久手町中央図書館が長久手市中央図書館と改称、国立国会図書館「歴史的音源」（れきおん）の公立図書館への配信（試行）開始 ⑥国立国会図書館サーチ供用開始
		3	⑨視覚障害者資料室利用者を「視覚による表現の認識に障害のある者」へ拡大することに伴い規程類を整備・施行、国立国会図書館「歴史的音源」（れきおん）の館内での配信（試行）開始	
		4	①東三河県庁スタート、遠隔地返却制度正式運用開始、公益財団法人愛知県文化振興事業団設立	
		6		㉗国立国会図書館がデジタル化資料を図書館向けに送信することを可とするなど規定した「著作権法の一部を改正する法律」公布
		7	②国立国会図書館「歴史的音源」（れきおん）の配信提供参加館に	②国立国会図書館「歴史的音源」（れきおん）の公立図書館への配信運用本格実施 ⑦清須市立図書館開館 ⑯東海地区図書館協議会理事会（於名古屋市）
		9		㉚一宮市立豊島図書館閉館
		12	㉚施設管理業務を指定管理者が行うことについて愛知県議会で可決	㉙文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」公布
2013	平成 25	1	㉛音楽CD等録音資料の協力貸出試行開始 ○「あいちラストワン・プロジェクト」試行開始	㉛一宮市立中央図書館移転開館
		2	㉖AV室での館内視聴サービス終了	
		3	○「愛知県生涯学習推進計画：自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」策定	

		4	①施設管理に指定管理者制度を導入	①高浜市と東浦町との間で図書館相互利用協定締結（高浜市と東浦町の在住・在勤・在学者の相互利用開始）
		5		⑩「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）公布
		6	①愛知県陶磁資料館を「愛知県陶磁美術館」と改称	⑪「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）公布
		7	①広報広聴課による県政世論調査「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」実施（～7/20） ○音楽CD等録音資料の協力貸出正式運用開始	
		8	⑩国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2013」開幕（～10/27）	
		10		○豊川市一宮生涯学習会館図書室・豊川市小坂井生涯学習会館図書室がそれぞれ豊川市一宮図書館・豊川市小坂井図書館と改称
2014	平成 26	1		⑥設楽町民図書館移転開館 ⑦国立国会図書館（図書館向け）「デジタル化資料送信サービス」開始
		2	⑮国連寄託資料のうち文書（ドキュメント）・公式記録の閲覧サービス提供終了 ○「あいちビジョン2020：日本一の元気を暮らしの豊かさに」策定	
		3	⑯第四期図書館電算システム運用開始、「愛知県内図書館雑誌・新聞総合目録」リニューアル公開、利用者用インターネット情報閲覧端末を2階に集約 ○名古屋大学・名古屋市立大学・南山大学の各図書館と県図書館との間の定期便の実証実験が終了 ○「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）：読書が好き！と言える子どもの育成を目指して」策定	⑪大府市中央図書館閉館
		4	○郵送申し込みによる利用カード発行開始、利用登録に在住在勤要件廃止 ○ナクソス・ミュージック・ライブラリー配信開始	⑫専門図書館協議会中部地区協議会が専門図書館協議会（東京）に一元化
		6		⑯「学校図書館法の一部を改正する法律」公布（学校司書の設置を規定）
		7		⑰おおぶ文化交流の杜図書館開館、おおぶ文化交流の杜図書館が電子書籍サービスの提供を開始（県内初）

		8	⑧「愛知県図書館の基本的な運営方針：すべての県民に役立つ拠点図書館をめざして」（前半5年の行動計画含む。）策定	㉖東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議（於名古屋市）
		10	○「あいちラストワン・プロジェクト」正式運用開始	
		12	⑩県庁本庁舎・名古屋市役所本庁舎が国の重要文化財に指定 ⑯「しなやか県庁創造プラン：愛知県第六次行革大綱」策定	
2015 平成 27		2	㉕一部の参考図書類・雑誌を除き旧国連寄託図書館資料の提供サービス終了	
		3		㉗特許電子図書館(IPL)サービスが終了し特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)へ移行(3/23～)
		4		㉘豊橋市大清水図書館開館
		5	㉙国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」提供開始 ○学校図書館活性化事業（2015年度）（愛知県教育委員会）に協力して県立学校（豊田東高校・蒲郡高校・名古屋聾学校）への協力貸出実施	
		6	㉚「福井県立図書館と愛知県図書館間の図書館資料相互貸借の推進に関する協定」締結(7/1施行)	㉛名古屋市瑞穂図書館（旧館）閉館
		7	㉜愛知・名古屋戦争に関する資料館オープン	㉜名古屋市瑞穂図書館移転開館
		9		㉝国連総会で「持続可能な開発目標」(SDGs)採択
		10		㉞東海北陸地区公共図書館研究集会(～10/23、於名古屋市瑞穂区)
		12	㉟「愛知県障害者差別解消推進条例」公布	
2016 平成 28		3	㉛企画展示「開館25周年記念 愛知県図書館の25年」(～6/8)	
		4	㉜熊本地震による被災者・避難者へ簡易な手続きによる利用カード発行開始	㉜熊本地震
		7		㉟都道府県立図書館サミット2016（於塩尻市民交流センター） ㉞みよし市立中央図書館移転開館 ㉞名古屋市緑図書館改築開館
		8	㉞国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2016」開幕(～10/23)	
		10	㉞「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」公布 ㉟「第31回国民文化祭・あいち2016」開催(～12/3)	
		11	㉞愛知芸術文化センター（栄施設）改修工事着手による施設の休館開始 ㉟入館者2000万人達成	㉟図書館地区別研修（東海・北陸地区）(～12/2、於名古屋市)

		12	③「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち」開催（～12/11） ⑨愛知芸術文化センターが「平成 28 年度地域創造大賞（総務大臣賞）」受賞	
2017 平成 29		2		①安城市中央図書館閉館
		3	㉕フォーラム「図書館のチカラ」開催	
		4	①遠隔地返却システム運用開始	
		6		①安城市図書情報館開館、まるはち横断検索実施（名古屋市） ㉗「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」公布（「文化芸術振興基本法」→「文化芸術基本法」）
		7	⑭Facebook 開始	
		8	㉙東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議を担当館として開催	
		10	⑦学校の定期試験期間中に大会議室を学習室として開放することを開始 ㉛東海北陸地区公共図書館研究集会を担当館として開催（～10/25）	
		11	㉚あいち航空ミュージアムオープン	
		1	④メールマガジン発行	
		2	①企画展示「二度目の旅は図書館から『魅力対決！豊橋 VS 田原』 in 県図書」（～2/28）（連携：豊橋市図書館・田原市図書館）	⑬岡崎市立額田図書館移転開館
2018 平成 30		3	⑯1階エントランスを図書の展示や講座・イベントを実施する空間「Yotteko（ヨッテコ）」としてリニューアルオープン、「読書のバリアフリーコーナー」開設 ㉘「愛知県文化芸術振興条例」公布、「しなやか県庁創造プラン」個別取組事項結果公表 ○稲沢市立中央図書館を経由して杏和高校・蒲郡市立図書館を経由して蒲郡高校へ協力貸出実施 ○東三河コーナー開設 ○「第 2 期愛知県生涯学習推進計画」策定	
		4	①県民生活部→県民文化部、一部改正した「愛知県図書館収集方針」施行、雑誌の協力貸出試行	①春日井市高蔵寺まなびと交流センター図書館開館
		6	㉔在架図書のオンライン予約試行開始	⑧文化財保護法及び地行法の一部改正法公布（自治体の長が文化財保護に関する事を所管できるよう改正） ㉘平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）（～7/8）
		7	㉖平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による被災者・避難者へ簡易な手続きで利用カード発行開始 ○「あいち文化芸術振興計画 2022」策定	⑤政令指定都市立図書館長会議（～7/6、於名古屋市）
		8	○国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスにデータ提供館として参加	
		9	④台風 21 号接近に伴い午後から初めて臨時休館 ㉔在架図書のオンライン予約正式運用開始	
		10	①雑誌の協力貸出の正式運用開始	⑧名古屋ボストン美術館閉館

		11	①広報広聴課による県政世論調査「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」（～11/20） ⑬図書館地区別研修（東海・北陸地区）を当番館として開催（～11/16） ⑪愛知県議会総務県民委員会調査 ○観光情報コーナー開設	
2019	平成 31	1	⑪企画展示「二度目の旅は図書館から（第2回）『蒲郡—海辺のまちの戦国時代』」（～2/27）（連携：蒲郡市立図書館）	④東海市立横須賀図書館開館
		2	○「愛知県子供読書活動推進計画(第四次)：未来へつなぐ、いつも本のある暮らし」策定	㉗「ジャパンサーチ」試験版公開
		3	㉒「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例」公布 ㉙「愛知県図書館の基本的な運営方針」後半5年の行動計画策定	
		4	①本庁組織の再編（局制の導入：県民文化部→県民文化局、知事部局にスポーツ局設置） ㉕愛知芸術文化センター（栄施設）改修工事完了・全館オープン	
	令和元	5		①「令和」と改元
		6		⑦第九次地方分権一括法による地教行法・図書館法始め関係法令の改正（地域振興や観光担当部局等と連携した図書館運営を積極的につくるよう制度改正が進展）、図書館の設置及び運営上の望ましい基準一部改正 ㉙「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）公布、「日本語教育の推進に関する法律」（日本語教育推進法）公布
		7	①本県が「SDGs 未来都市」（内閣府）に選定	
		8	①国際芸術祭「あいちトリエンナーレ 2019」開催（～10/14） ㉚「愛知県SDGs 未来都市計画」策定	㉕都道府県立図書館サミット 2019（於県立長野図書館）
		11	③「高校生ビブリオバトル愛知県大会 2019」開催（主催：愛知県教育委員会、会場：愛知県図書館）（以後継続開催） ㉑「G20 愛知・名古屋外務大臣会合」開催（～11/23）	
		12	⑯企画展示「二度目の旅は図書館から（第3回）『もう一つの東海道—佐屋路を歩く』」（～3/1）（連携：津島市立図書館・愛西市中央図書館・名古屋市中村図書館）	○中国武漢市で新型コロナウイルス感染症を確認
		1	①第五期図書館電算システム運用開始 ④デジタルアーカイブ「画像コレクション」公開 ○県内で新型コロナウイルス感染者確認	
		2	○2月以降県内で新型コロナウイルス感染者の発生が続く。	㉗大口町立図書館が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため午後から臨
2020	令和 2	1	①第五期図書館電算システム運用開始 ④デジタルアーカイブ「画像コレクション」公開 ○県内で新型コロナウイルス感染者確認	
		2	○2月以降県内で新型コロナウイルス感染者の発生が続く。	㉗大口町立図書館が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため午後から臨

			時休館（～6/1）（以後県内各図書館において臨時休館措置が続く）
3	⑩新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館（～6/1） ⑬『愛知県史』（全58巻）最終巻刊行 ⑪特設窓口での予約資料の貸出サービス開始（～4/19） ⑯特定非常災害に指定された災害の被災者・避難者等へのサービスについての取決めを策定 ⑰「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例及び愛知県局設置条例の一部を改正する条例」公布	②全国の小中学校・高校が一斉休校 ⑬新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正法公布 ⑭東京2020オリンピック・パラリンピック延期決定	
4	①愛知県教育委員会所管の文化財保護業務を知事部局へ移管（文化芸術課に文化財室を設置） ⑩本県独自の緊急事態宣言発出（～5/26） ⑯国が緊急事態宣言の対象区域に愛知県を指定（～5/14）		
5	⑯特設窓口での予約資料の貸出サービス再開 ⑰YouTube愛知県図書館チャンネル開始		
6	②再開館 ③閲覧席・禁帶出資料・コピーの利用制限緩和		
7	⑩書面開催による図書館専門委員会開催、食堂・喫茶コーナー再開	⑭文部科学省・厚生労働省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）策定	
8	⑥愛知県独自の緊急事態宣言発出（～8/24）、緊急事態宣言期間中の返却期限・予約取置期間を延長	⑮「ジャパンサーチ」正式版公開	
10	④5階会議室の学習室開放再開 ⑨閲覧席の利用制限緩和 ⑯講演会（「文化芸術に関する連続講座」）再開 ⑯愛知県議会が電子書籍サービス事業費など新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費を含む令和2年度一般会計補正予算を可決		
11	⑯「あいちビジョン2030：暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」策定 ⑰あいち朝日遺跡ミュージアムオープン		
12		⑲小牧市立図書館閉館	
2021 令和3	1	⑯国が緊急事態宣言の対象地域に愛知県を指定（～2/28） ⑯緊急事態宣言期間中の貸出回数延長制限を撤廃 ⑯電子書籍サービス運用開始	
	3	⑰読書バリアフリー法に規定する地方公共団体の計画としての性格を持つ「あいち障害者福祉プラン2021-2026」策定 ⑯「愛知県図書館と東三河地域の市町村及び観光団体との地域振興に係る情報発信の連携・協力に関する協定」締結	⑲小牧市中央図書館開館

2021（令和3）年4月20日 開館30周年

資料5 開館30周年記念事業一覧

展示・イベントタイトル	期間等
大人も読もう！子どもの本 【資料展示】	期間：2021年3月19日（金）～5月12日（水） 会場：1階Yotteko
話題になった本で振り返る平成の30年 【資料展示】	期間：2021年3月19日（金）～6月9日（水） 会場：1階Yotteko
愛知県図書館開館30周年記念展 【資料展示】	期間：2021年4月9日（金）～7月7日（水） 会場：1階Yotteko ※2021年11月3日（水）～11月7日（日）、「久屋ぐるっとアート」参加イベントとして愛知芸術文化センター（施設）地下2階アートプラザ内ビデオルームでも展示
音楽で振り返る30年 【資料展示】	期間：2021年4月9日（金）～7月7日（水） 会場：1階AV室
第165回芥川賞・直木賞候補作家たちと過去30年の直木賞候補作 【資料展示】	期間：2021年6月25日（金）～8月11日（水） 会場：1階Yotteko
開館30周年記念リベラルアーツカフェ第1回 楽器大国ニッポンができるまで 【講演会】	期日：2021年7月21日（水） 会場：5階大会議室 参加者：50人
地域資料展示 尾張の村々 【資料展示】	期間：2021年8月13日（金）～12月8日（水） 会場：3階地域資料コーナー
雑誌で振り返る30年 【資料展示】	期間：2021年8月13日（金）～2022年3月1日（火） 会場：2階新聞・雑誌フロア
ノーベル賞と30年記念展示 【資料展示】	期間：2021年9月10日（金）～11月10日（水） 会場：1階Yotteko
愛知県図書館開館30周年記念講演会「公共図書館の過去・現在・未来～いかにして「知の拠点」となり、コロナ禍を乗り越えていくのか～」 【講演会】	期日：2021年10月29日（金） 会場：5階大会議室 参加者：80人
あいちのものづくり—伝統・未来— 【資料展示】	期間：2021年11月12日（金）～2022年1月12日（水） 会場：1階Yotteko
建築ワークショップ「くつろぎハウスをつくろう！」 【ワークショップ】	期日 2021年11月27日（土） 会場：5階大会議室 参加者：20人（大人10人、子供10人）
開館30周年記念リベラルアーツカフェ第2回 跡る過去のイメージ～白黒写真(画像)のカラー化 【講演会】	期日：2021年12月1日（水） 会場：5階大会議室 参加者：34人
第166回芥川賞・直木賞候補作家たちと過去30年の受賞作 【資料展示】	期間：2021年12月24日（金）～2022年2月9日（水） 会場：1階Yotteko

(参考文献)

- 愛知県図書館『愛知県図書館のあり方に関する報告書』(愛知芸術文化センター愛知県図書館、2003年)
- 愛知県図書館『愛知県図書館の基本的な運営方針：すべての県民に役立つ拠点図書館をめざして』(愛知芸術文化センター愛知県図書館、2014年)
- 愛知県図書館『年魚市：館報』(愛知芸術文化センター愛知県図書館、1991年～2005年)
- 愛知県図書館『あゆち：愛知県図書館報』(愛知芸術文化センター愛知県図書館、2005年～2022年)
- 愛知県図書館『事業年報』(愛知芸術文化センター愛知県図書館、1992年～2021年)
- 愛知芸術文化センター『事業概要』(愛知芸術文化センター、1993年～2022年)
- 愛知県『愛知県新文化会館(仮称) 設計競技(名城地区-図書館)募集要項』(愛知県、1986年)
- 愛知県『改訂愛知県第三次行革大綱：県庁改革プログラム』(愛知県、2001年)
- 愛知県『行革大綱に係る重点改革プログラム』(愛知県、2011年)
- 愛知県『しなやか県庁創造プラン：愛知県第六次行革大綱』(愛知県、2014年)
- 愛知県議会事務局『愛知県議会史』第9巻(愛知県議会、1981年)
- 愛知県議会事務局『愛知県議会史』第14巻(愛知県議会、2010年)
- 愛知県企画部統計課『愛知県統計年鑑』(愛知県統計協会、1992年～2022年)
- 愛知県教育委員会『愛知県教育史』第5巻(愛知県教育委員会、2006年)
- 愛知県教育委員会『社会と教育』第54号(愛知県教育委員会、1951年)
- 愛知県教育委員会事務局『事務概要』令和元年度(愛知県教育委員会事務局、2019年)
- 愛知県教育委員会文化財課『40年のあゆみ：愛知県移動図書館記録書』(愛知県教育委員会文化財課、1991年)
- 愛知県勤労会館『愛知県勤労会館40年のあゆみ』(愛知県勤労会館、2010年)
- 愛知県建築部営繕課『愛知県新文化会館<仮称>名城地区施設<図書館>建設概要』(愛知県建築部営繕課、1990年)
- 愛知県県民文化部文化芸術課『あいち文化芸術振興計画2022』(愛知県県民文化部文化芸術課、2018年)
- 愛知県広報課『広報広聴1年のあゆみ』(愛知県広報課、1983年～2002年)
- 愛知県人事管理室『愛知県行政改革推進計画 平成11年度～20年度：愛知県第三次行革大綱』(愛知県人事管理室、1998年)
- 愛知県人事管理室『愛知県職員録』(愛知県人事管理室、1991年～2022年)
- 愛知県新文化会館(仮称)構想懇談会『愛知県新文化会館(仮称)基本構想』(愛知県新文化会館(仮称)構想懇談会、1985年)
- 愛知県新文化会館建設事務局『愛知県新文化会館建設基本計画』(愛知県新文化会館建設事務局、1986年)
- 愛知県総務局総務部法務文書課『愛知県公報』(愛知県、1983年～2021年)
- 愛知県総務部市町村課市町村行政・合併支援室『愛知県における市町村合併』(愛知県総務部市町村課市町村行政・合併支援室、2011年)
- 愛知県総務部新文化会館建設事務局『愛知県新文化会館(仮称)設計競技(名城地区-図書館)応募作品集』(愛知県総務部新文化会館建設事務局、1983年)
- 愛知県総務部総務課『あいち行革大綱2005：あいち新時代へのチャレンジ』(愛知県総務部総務課、2005年)
- 愛知県総務部文化振興局『あいちの文化行政』(愛知県総務部文化振興局、1995年)

愛知県総務部文書課『愛知県法規集』(第一法規出版、加除式)
愛知県文化会館『愛知県文化会館二十年のあゆみ』(愛知県文化会館、1979年)
愛知県文化会館『愛知図書館概要』(愛知県文化会館、1959年)
愛知県文化会館『窓口：愛知県文化会館ニュース』(愛知県文化会館、1955～1992年)
愛知県埋蔵文化財センター『愛知県埋蔵文化財センター調査報告書』第15集(名古屋城三の丸遺跡1)(愛知県埋蔵文化財センター、1990年)

愛知図書館協会『愛知図書館協会会報』(愛知図書館協会、1983年～2021年)
奥泉和久編著『近代日本公共図書館年表：1867～2005』(日本図書館協会、2009年)
国立情報学研究所20年史編集委員会『国立情報学研究所二十年の歩み』(国立情報学研究所、2020年)
全国公共図書館協議会『全国公共図書館協議会設立50周年記念誌』(全国公共図書館協議会、2021年)
専門図書館協議会『専門図書館』(専門図書館協議会、1991年～2021年)
特許庁『工業所有権制度この10年のあゆみ：工業所有権制度110周年』(発明協会、1995年)
中村政則・森武麿『年表昭和・平成史：新版：1926-2019』(岩波書店、2019年)
日本図書館協会『近代日本図書館の歩み：日本図書館協会創立百年記念』地方篇(日本図書館協会、1992年)
日本図書館協会『図書館雑誌』(日本図書館協会、1991年～2021年)
日本図書館協会『図書館年鑑』(日本図書館協会、1992年～2022年)
日本図書館協会『日本の図書館』(日本図書館協会、1992年～2022年)
日本図書館協会『日本の図書館の歩み：1993-2017』(日本図書館協会、2021年)
読売新聞社『読売年鑑』(読売新聞社、1992年～2022年)

以上のほか、当館のリーフレット・ちらし等を参照した。



県図書キャラクター図鑑 8 ホリー

白くま。ティーンズコーナーのマスコットキャラクターだが、@ライブラリー開催時期には、その口ゴマークとしても活躍。

(索引)

- ・ 索引は本文編を対象に作成した。

A

AICHI.L L ネット	55
AV・マイクロ室	8, 10, 31, 35, 36
AVシステム	9, 10, 36
AV室	8, 35, 36
AV資料	2, 10, 19, 21, 22, 23, 27, 31, 33, 34, 35, 36, 52
AVホール	8, 35, 48

B

BDS	7
-----------	---

C

CD	10, 14, 21, 27, 35, 37, 52
CD-ROM	25, 29, 31, 42
CIE図書館	3

D

DVDビデオ	27, 36
--------------	--------

F

Facebook	49
----------------	----

L

LD	27, 35, 36
LLブック	37

M

MARC	→ マーク
My本棚	9, 44
Myライブラリ	9, 44

O

OPAC	43, 44, 45
------------	------------

P

PDCAサイクル	20
----------------	----

S

SNS	49
-----------	----

T

Twitter	49
---------------	----

W

Web サイト	9, 26, 35, 37, 40, 41, 43, 44, 45, 49, 50, 51
---------------	---

Y

Yotteko	8, 32, 33, 39, 48, 49
YouTube	49

あ

アートライブラリー	14, 55
愛蔵くん	44, 45
あいち朝日遺跡ミュージアム	15
愛知芸術文化センター	6, 12, 14, 15, 48, 56
愛知芸術文化センター愛知県図書館規則	6
愛知芸術文化センター愛知県図書館協議会 → 愛知県 図書館協議会	

愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会.. → 図書館専門委員会	
--	--

愛知芸術文化センター条例	6
愛知県营造物条例	2

愛知県学校図書館研究会	57
-------------------	----

愛知県議会	2, 3, 5
-------------	---------

愛知県議会図書室	55
----------------	----

愛知県教育委員会	2, 3, 5, 15, 52, 56, 57, 58
----------------	-----------------------------

愛知県行政改革推進計画.... → 愛知県第三次行革大綱	
------------------------------	--

愛知県労働会館労働図書資料室 → 労働図書資料室	
-------------------------------	--

愛知県芸術劇場	14, 56
---------------	--------

愛知県公立図書館長協議会	16, 17, 55, 56
--------------------	----------------

愛知県史	26
------------	----

愛知県指定有形文化財	8
------------------	---

愛知県新文化会館（仮称）基本構想	4
------------------------	---

愛知県新文化会館建設委員会	4, 19
---------------------	-------

愛知県新文化会館建設基本計画	→ 建設基本計画
----------------------	----------

愛知県第三次行革大綱	11, 15
------------------	--------

愛知県第六次行革大綱 → しなやか県庁創造プラン	
-------------------------------	--

愛知県陶磁美術館	15
愛知県図書館協議会	12
愛知県図書館サービス計画	19, 49, 51
愛知県図書館資料収集方針	→ 収集方針
愛知県図書館資料選択基準	22, 23
愛知県図書館中・短期資料収集方針	22
愛知県図書館のあり方に関する報告書	19, 51
愛知県図書館の基本的な運営方針	→ 基本的運営方針
愛知県内図書館雑誌・新聞総合目録	45
愛知県美術館	14, 48
愛知県文化会館	→ 文化会館
愛知県文化会館条例	3
愛知県文化芸術振興条例	15, 20
愛知県文化情報センター	14
愛知県立図書館	2, 3, 16
愛知県立図書館設置に関する条例	2
愛知図書館	→ 旧図書館
愛知図書館協会	2, 16, 56
あいちラストワン・プロジェクト	55
あいち文化芸術振興計画 2022	15, 20
アメリカ文化センター	3
あゆち	50
年魚市	50
アンケート調査	51
い	
移動図書館	2, 52, 53
岩瀬文庫	21
インターネット	18, 24, 26, 29, 31, 33, 40, 41, 42, 43, 44, 46, 55
インターンシップ	58
う	
運営指標	19, 49
え	
映像資料	14, 27, 35
絵図の世界	26, 45, 46
絵はがきコレクション	26, 46
遠隔地返却制度	9, 31, 42, 43

お	
横断検索システム	44, 45
おはなし会	34, 35
おはなし会サポート	35
オンライン蔵書目録	→ O P A C
オンラインデータベース	29, 41
オンラインネットワーク	55
オンライン利用登録システム	59
か	
開架閲覧方式	5, 8, 21, 31
開館 30 周年記念講演会	59
開館 30 周年記念事業	59
外国人県民	31, 39
改訂愛知県第三次行革大綱	11, 19
外部委託	10
科学技術部門	21, 25, 29
学術情報センター	43
貸出文庫	2, 3, 22, 52, 53, 54
カセットテープ	10, 27, 28, 35
画像コレクション	26, 47
学校司書	58
学校図書館	15, 17, 57, 58
学校図書館活性化事業	57, 58
観光情報コーナー	32, 40
漢籍	29, 30
管理課	11, 48, 52
き	
機械可読目録	→ マーク
企画展示	38, 39, 48, 49, 59
貴重書庫	8, 30, 37
貴重図書	8, 29, 30
貴重和本デジタルライブラリー	26, 30, 46
基本構想	4
基本的運営方針	19, 20, 23, 31, 49
基本図書	53, 54
旧図書館	2, 3, 6, 16, 17, 19, 21, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 31, 32, 34, 37, 40, 46, 48, 56, 58
行政資料	3, 21, 26, 37, 48

郷土資料	3, 21, 26, 31, 35, 37, 38
協力貸出	42, 52, 54, 55, 57, 58

く

国絵図	8, 26, 45, 50
熊本地震	31
グループ制	11

け

携帯電話	33, 40, 43, 44
研究集会	16, 17, 56
健康・医療資料	23
研修	2, 5, 8, 15, 16, 17, 35, 52, 55, 56, 57, 58
県政世論調査	51
建設基本計画	4, 5, 19, 21, 22
現物選書	22
県民生活部	15
県民文化局	15
県民文化部	15
県立学校	31, 57, 58

こ

工業規格	25, 26, 35
公共図書館司書等専門研修	56
江蘇省友好提携図書コーナー	25
行動計画	19, 20, 31
公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	19, 49
国際芸術祭	15
国際資料部門	21, 24, 39
国立国会図書館	24, 36, 37, 40, 42, 43
国立国会図書館オンライン情報検索ネットワークシステム	29
国立国会図書館サーチ	45
国立国会図書館雑誌記事索引ファイル	29
国立国会図書館所蔵明治期刊行図書マイクロ版集成	27, 35
国連寄託図書館	18, 24, 25, 31
国連資料	18, 24
個人館外貸出	19, 31, 32, 33, 35
子供読書活動推進大会	58
子ども読書活動推進法	34

根源的問い合わせ	23
----------	----

さ

サービス課	11, 12, 22
サービス第一課	11
サービス第二課	11
索引・抄録誌	25
サピエ	37
さわる点字絵本	37
産業関係公共図書館協議会	18

し

視覚障害者サービス	19
視覚障害者資料	21, 22, 28, 35
視覚障害者資料室	8, 31, 36, 37
事業計画	13, 16, 17, 19, 20, 49, 51
事業年報	49, 50, 51
司書教諭	58
自然落下式シューター	9
視聴覚資料	→ A V資料
市町村立図書館	4, 5, 10, 19, 21, 23, 44, 45, 50, 52, 54, 55, 56, 58, 59

指定管理者	10, 11, 32
児童サービス	19, 56
児童図書	11, 19, 21, 28, 31, 34, 35
児童図書研究資料	28, 34
児童図書室	8, 10, 28, 31, 34, 35, 37, 38, 39
児童図書部門	21
しなやか県庁創造プラン	15, 20, 23
社会科学部門	37
ジャパンサーチ	47
収集方針	22, 23, 26, 27
主題別部門制	5, 24
出張ブックトーク	58
障害者の権利に関する条約	36
商用データベース	27, 29
職員派遣	57
職場体験学習	58
書庫	8, 9, 10, 58
調べ方ガイド	41

資料課	11, 22
資料支援課	11, 12
資料収集委員会	22
資料収集計画	22
資料収集年次別計画	21, 28
資料選択会議	22
資料搬送システム	9
資料搬送定期便	→ 定期便
資料費	22, 23, 33
新型コロナウイルス	34, 35, 41, 43, 49, 59
新着資料お知らせサービス	9, 44
新任図書館長研修	57
新聞・雑誌	11, 21, 22, 26, 27, 36, 42
新文化会館（仮称）構想懇談会	4
新文化会館建設事務局	4
人文科学部門	37

す

数値目標	19, 49, 51
スマートフォン	9, 44

せ

全国公共図書館協議会	16, 17
全国公共図書館総合・経営部門研究集会	56
全国視覚障害者情報提供施設協会	37
全国図書館大会	17, 56
専門図書館協議会中部地区協議会	18

そ

相互貸借	36, 37, 42, 52, 54, 55
総務課	11, 12

た

大活字本	22, 37
対面朗読	36
多文化サービスコーナー	22, 25, 28, 39

ち

地域資料	5, 21, 23, 26, 29, 34, 37, 46
地区中央閲覧所	25
中高生	28, 31, 38, 39

著作権法	36, 42
------	--------

つ

追加選書	22
------	----

て

ティーンズコーナー	22, 28, 34, 38, 39, 58
定期便	42, 52, 54, 55, 58
デイジー図書	28, 37
てこぽん	39
デジタルアーカイブ	26, 30, 45, 46, 47
デジタル化資料送信サービス	42
点検・評価	19, 20, 49
電子書籍サービス	9, 59
電子資料	29, 31, 41
点字図書	28, 31, 36, 37

と

東海地区図書館協議会	17, 54
東海北陸地区公共図書館協議会	17, 56
東海北陸地区公共図書館研究集会	17, 50, 56
徳川林政史研究所	21
読書のバリアフリーコーナー	37
図書館協議会	12, 57
図書館実習	58
図書館専門委員会	12, 13, 19, 20, 49
図書館地区別研修	56
図書館電算システム	6, 8, 9, 24, 31, 33, 42, 43, 44, 45, 47

図書館同種施設	16
図書館法	2, 5, 12, 16, 19, 57
特許公報類地方閲覧所	3, 18, 25, 31
特許情報サービス	26, 31
特許資料	3, 18, 21, 25, 29, 31
特許庁	3, 25, 26, 31
都道府県立図書館	23, 59

な

名古屋城	5, 6, 7, 30, 48, 59
------	---------------------

に

- 日本点字図書館 37
日本図書館協会 7, 16, 17, 56

は

- パスファインダー 41
パッケージ系電子資料 29
阪神淡路大震災 41

ひ

- 東日本大震災 31, 41
東三河コーナー 32, 39
ビジネス関係者 31, 38
ビジネス情報コーナー 22, 38
ビデオテープ 10, 27, 35, 36

ふ

- プランゲ文庫 27
文化会館 2, 3, 4, 6
文化学事課 15
文化芸術課 15
文化振興局 15

へ

- 平成 30 年 7 月豪雨 31

ま

- マーク 8, 24
マイクロ資料 22, 25, 27, 35, 36, 37
マイクロフィッシュ 27, 35
マイクロフィルム 21, 25, 27, 35, 42
マルチメディアディジタル図書 28

む

- 村絵図 21, 26, 45, 48

め

- 名画鑑賞会 35

- 明治期教科書コレクション 30

も

- ものづくり文化資料 23

や

- ヤングアダルト 38

ゆ

- 郵送貸出 32, 36
ユネスコ寄託図書館 3, 24

よ

- ヨッテコ → Yotteko

ら

- 来館者アンケート 51
ラストワン 55

り

- 流通図書 54
利用者参加型企画 39, 48
臨時休館 34, 59

れ

- 歴史的音源 42
レファレンス 5, 8, 10, 19, 28, 29, 31, 40, 41, 43, 50, 56, 59

- レファレンス協同データベース事業 40

ろ

- 労働図書資料室 24, 55
朗読協力員 28, 36, 37
録音資料 27, 35, 52
録音図書 28, 31, 36, 37

わ

- 和本 29, 30, 46

(挿図等一覧)

挿図一覧

- 図 1 新図書館オープンの予告（「広報あいち」
1991.3.17） 1
図 2 移動図書館「白鳥号」による巡回（知多郡
岡田町）（「社会と教育」54号（1951.7）
..... 2
図 3 愛知図書館 3
図 4 「愛知県新文化会館基本建設計画」（1986.3）
..... 4
図 5 建設工事中の当館 5
図 6 開館式当日の当館 6
図 7 現在の図書館敷地にあたる場所（北東側
から撮影。右奥に旧アメリカ領事館の建物
が残っている。） 7
図 8 建物外観（竣工後） 7
図 9 1階エントランス（竣工後） 7
図 10 地階貴重書庫 8
図 11 資料搬送システム（書庫事務室） 9
図 12 AVシステムで制御されたブース（AV・
マイクロ室） 10
図 13 来館者用駐車場 10
図 14 組織の変遷（1） 11
図 15 組織の変遷（2） 12
図 16 愛知芸術文化センター（栄施設） 14
図 17 愛知県庁舎（手前：西庁舎、奥：本庁舎）
..... 15
図 18 愛知図書館協会主催「資料保存研修」
(2013.1.31) 16
図 19 東海北陸地区公共図書館研究集会「障害
者サービスを拓げる」（2010.11.26） 17
図 20 「愛知県図書館の基本的な運営方針」
(2014.8) 19
図 21 資料費の推移 23
図 22 国連寄託図書館 24
図 23 科学技術部門の特許資料 25
図 24 2階雑誌書架の様子（開館時） 26
図 25 点字資料等視覚障害者資料 28
図 26 児童図書室 28
図 27 ドドネウス『Cruydt-boeck（草木誌）』
..... 30
図 28 開館を待つ来館者の列 31
図 29 1階エントランス「Yotteko（ヨッテコ）」
..... 32
図 30 Yotteko（ヨッテコ）ロゴ 32

- 図 31 入館者数推移 33
図 32 個人館外貸出冊数推移（図書） 33
図 33 おはなし会（2019.4.20） 34
図 34 AV・マイクロ室での視聴 35
図 35 視覚障害者資料室（開館当時） 36
図 36 郷土資料の展示（「愛知県事はじめ（1）愛
知県の誕生」2021.12.10～2022.3.1） 37
図 37 ビジネス情報コーナー（設置当初） 38
図 38 ティーンズコーナー 39
図 39 東三河コーナー 39
図 40 レファレンス件数推移 40
図 41 「調べ方ガイド」No.1（2022.4.1改訂
版） 41
図 42 インターネット情報閲覧席 42
図 43 遠隔地返却制度のお知らせ（2017） 43
図 44 当館Webサイト（トップ） 44
図 45 横断検索「愛蔵くん」 45
図 46 「絵図の世界」 46
図 47 「貴重和本デジタルライブラリー」 46
図 48 当館最初の企画展示「名古屋城三の丸遺
跡出土品展」（1991.4.20～5.19）のパンフ
レット 48
図 49 動画配信した企画展示「読書の木を育て
よう！」（2020.5.20） 49
図 50 「年魚市」創刊号（1991.11.30） 50
図 51 リニューアル「あゆち」第1号
(2005.11.15) 50
図 52 当館を中心とした図書館ネットワークを
解説した「あゆち」第2号（2006.3.15）
..... 52
図 53 移動図書館巡回市町村（1998年度） 53
図 54 協力貸出・相互貸借資料の集荷・梱包作
業 54
図 55 当館に移管されたラストワン 55
図 56 県立三谷水産高校と連携した展示
(2017.7.14～8.9) 58
図 57 開館30周年記念講演会（2021.10.29）
..... 59
図 58 電子書籍サービスの開始を告知するポス
ター（2021.1.26） 59
図 59 リベルアルアーツカフェ「Yotteko（ヨッテ
コ）ができるまで」（2019.6.28） 61

県図書キャラクター図鑑一覧

- 県図書キャラクター図鑑 1 あいぞうくん 13
県図書キャラクター図鑑 2 うずら（俳号：有づら） 18

県図書キャラクター図鑑 3	くるま・えびか.....	20
県図書キャラクター図鑑 4	ちび太.....	47
県図書キャラクター図鑑 5	はてな.....	51
県図書キャラクター図鑑 6	フオン・カエール.....	60
県図書キャラクター図鑑 7	ポタ	77
県図書キャラクター図鑑 8	ホリー.....	107

愛知県図書館開館 30 周年記念誌

2023（令和5）年3月15日発行

編集・発行 愛知芸術文化センター愛知県図書館

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目 9-3

電話(052)212-2323 FAX(052)212-3674

<https://www.aichi-pref-library.jp/>

